

平成 24 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 24(2012)年 6 月
了徳寺大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	56
基準 4 自己点検・評価	74
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A 地域貢献	81
V. エビデンス集一覧	98
エビデンス集（データ編）一覧	98
エビデンス集（資料編）一覧	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 了徳寺大学開学の理念・目的

了徳寺大学は、平成 18(2006)年 4 月に、芸術と健康科学の 2 学部からなる大学として開学した。了徳寺健二理事長は、これより先すでに 6 年間にわたり、学校法人了徳寺学園のもとに、平成 12(2000)年に両国柔整鍼灸専門学校を、さらに平成 14(2002)年には両国リハビリテーション専門学校を設置し、学生の人格を最大限尊重し、学生に自信と誇りを持たせることを教育目標として、医療技術と人間性を兼ね備えた柔道整復師、はり師、きゅう師、理学療法士の養成に当たってきた。この経験を基に、了徳寺健二が発起人となり別法人を設立し、「芸術と医療の融合」を開学の理念として新浦安の地に設置したのが了徳寺大学である。

明治以来の近代化、及び第 2 次大戦以降の経済発展の過程で、我が国は多くの欧米の文化を受容してきたが、その一方で自国の伝統文化芸術を軽んじてきた嫌いがある。経済成長のもたらした物質的豊かさの反面、これと反比例するような精神的貧困を示す社会現象が顕著な傾向にある現代にあっては、我が国固有の文化芸術を再認識し得る教育の場を築き、日本人の心のありか、ゆとりといった精神文化を回復することが急務である。

一方、現在の我が国においては高齢化の進行とともに、疾病の予防や体力向上等の健康への関心が高まり、在宅ケアの進展などに伴い保健医療に対する要求が増大している。とりわけ、浦安市のある千葉県北西部では、高度成長期に全国各地から転居してきた人々の高齢化により、核家族世帯の多いことから生じる高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯が増加する傾向にある。このため、これらの人々に対して多様な保健医療福祉サービスが必要になりつつあり、特に、高齢化に伴い生じる身体機能の障害をもつ人々に対する医療機関や地域社会での質の高いリハビリテーションサービスが求められている。

こうした社会的要請に答えていくため、「将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝える文化芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与する」(学則第 1 条)ことを目的とした日本文化芸術学部日本文化芸術学科、及び「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与する」(同上)ことを目的とした健康科学部理学療法学科の 2 学部 2 学科を擁する了徳寺大学を設置したものである。

しかしながら、日本文化芸術学部日本文化芸術学科は開学時から入学定員に大幅な欠員を生じた。この事態を受け、より広範囲な受験生の選択の対象となり得るよう、芸術学部美術学科と改称するとともに定員を縮小したが、これをもってしても定員割れの解消が困難であることから、平成 23(2011)年度より学生募集の停止に踏み切った。

芸術学部の定員縮小及び募集停止に伴い、この振替として健康科学部に平成 19(2007)年度に整復医療・トレーナー学科を、平成 23(2011)年度に看護学科を増設した。

整復医療・トレーナー学科は、柔道整復学を学ぶ中でアスレティックトレーナーの学習が可能となることを学科の教育目標としている。

看護学科は、本学が掲げる「医療と芸術の融合」を基本理念とし、芸術の学修を通して豊かな感性を養い、看護学の発展及び保健医療福祉に貢献できる人材を育成するという特色ある教育を目指している。

2. 本学の特徴

本学は、前述のごとく「医療と芸術の融合」を基本理念として、日本文化芸術学部と健康科学部の2学部からなる大学として開学した。日本文化芸術学部はその後名称変更を経て、平成23(2011)年度から募集停止のやむなきに至ったが、今年度現在では、3年次と4年次の学生に対して開学の理念に沿った教育を行っている。

ア 芸術学部

芸術学部は美術学科1学科からなり、その教育の目的とするところは、「歴史と伝統に根ざした今日的芸術表現を研究開発し実践する芸術家を育成する。」(学則第3条の2第1項)ことにある。教育課程を次の5分野に分類し、各コースそれぞれ個性豊かな教育を目指している。

(ア) 日本画コース

先人が長い時間の中で築き上げた伝統を基礎として、発展性豊かな素材の使い方や表現方法を習得・開拓して新しい時代の日本画を創出し、これを世界に向けて発信してゆくことを目指すコースである。

(イ) 日本文化芸術書道コース

書は自己の気持ちを表現する人間味豊かな芸術である。このコースでは、精神性の高い書を学び、書の能力を高めるとともに、看板やポスターといった広告媒体にも生かせるよう、文字を芸術としてデザインできる人材を育成する。

(ウ) 日本文化華道造形コース

日本の伝統文化である「いけばな」を基礎とした現代的で新しいいけばなの創造を目指す国内では稀なコースである。いけばな表現を修得し、生命の尊厳を理解でき、創造的共生の思考性を持つ人材を育成する。

(エ) 油絵コース

西欧からもたらされた表現・技法を基盤に、21世紀の新たな表現を目指すコースである。誰しもが持つ才能を喜びに変え、人に伝達する方法を、油絵という扱いやすい画材を出発点に、1年次の専門的基礎からはじめて、2年次の新しい知識の導入、3年次の創造への応用を経て、4年次のパーソナルの確立という流れの中で学ぶ。

(オ) こころアートコース

形や色で自分を表現し、人間のこころの深い部分に語りかける力を持つ「美術」を媒体として、「こころ」の問題の改善と予防に役立てることのできる人材を育成する。

イ 健康科学部

(ア) 理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、学則第3条の2第2項に、「医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。

これに基づき、理学療法学科では、「豊かな人間性と倫理観、確かな知識・技術を備え、医療の高度化に対応した理学療法を提供することで、複雑・多様化する国民の保健・医療・福祉分野のニーズに応えることができる専門家を育成する」こととし、これをホームページ上に公表している。

(イ) 整復医療・トレーナー学科

整復医療・トレーナー学科の教育目的は、学則第3条の2第3項に、「超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学、アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。

これに基づき、整復医療・トレーナー学科では、「豊かな人間性を有し、整復医療を中心に保健・医療・福祉、スポーツ医科学の分野で健康管理をサポートできる、優れた知識と技術を身につけた指導的人材を育成する」こととし、これをホームページ上に公表している。

(ウ) 看護学科

看護学科の教育目的は、学則第3条の2第4項に「医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する」と定めている。

これに基づき、看護学科では、「豊かな人間性を培い、特に芸術を通して感性を育むとともに、看護の専門知識・技術、専門職としての誇りを身につけ、将来指導的立場に立って看護の役割と責任を果たし、変化する地域社会の医療・福祉に貢献できる人材を育成する」こととし、これをホームページ上に公表している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 17(2005)年 12 月	学校法人了徳寺大学設立
平成 17(2005)年 12 月	了徳寺大学設置
平成 18(2006)年 4 月	了徳寺大学開学 日本文化芸術学部 日本文化芸術学科を設置 健康科学部 理学療法学科を設置
平成 19(2007)年 4 月	日本文化芸術学部日本文化芸術学科を芸術学部美術学科 に名称変更
平成 19(2007)年 4 月	健康科学部に整復医療・トレーナー学科を設置
平成 21(2009)年 10 月	了徳寺大学スポーツパーク開設
平成 23(2011)年 4 月	芸術学部美術学科の学生募集停止
平成 23(2011)年 4 月	健康科学部に看護学科を設置

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 了徳寺大学
- ・ **所在地** 浦安キャンパス 〒279-8567 千葉県浦安市明海五丁目 8 番 1 号
スポーツパーク 〒265-0043 千葉県千葉市若葉区中田町 2189
- ・ **学部の構成** 芸術学部 美術学科
健康科学部 理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科

表1 学生数 (平成24(2012)年5月1日現在)

(単位:人)

学部	学科	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	合計	備考
芸術学部	美術学科	0	80	—	—	11	20	31	平成23年度募集停止
芸術学部 計		0	80	—	—	11	20	31	
健康科学部	理学療法学科	80	320	103	104	89	109	405	
	整復医療・ トレーナー学科	80	320	103	99	101	97	400	
	看護学科	80	160	103	101	—	—	204	平成23年度設置
健康科学部 計		240	800	309	304	190	206	1009	
合計		240	880	309	304	201	226	1040	

表2 教員数 (平成24(2012)年5月1日現在)

(単位:人)

学部	学科	専任教員					助手	合計
		教授	准教授	講師	助教	計		
芸術学部	美術学科	6	4	0	0	10	4	14
芸術学部 計		6	4	0	0	10	4	14
健康科学部	理学療法学科	11	2	1	7	21	2	23
	整復医療・ トレーナー学科	8	5	3	2	18	6	24
	看護学科	7	6	1	6	20	0	20
健康科学部 計		26	13	5	15	59	8	67
合計		32	17	5	15	69	12	81

表3 職員数 (平成24(2012)年5月1日現在)

(単位:人)

専任職員	非常勤職員	合計
36	39	75

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

了徳寺大学は「医療と芸術の融合」（「開学の理念」より）を建学の基本理念とし、芸術学部と健康科学部の 2 学部からなる大学である。その設置目的は、学則第 1 条に明確に規定されている。また、各学科の教育目的も学則第 3 条に具体的かつ明確に規定されている。次節にこれらの本文を記載する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-1】～【資料 1-1-3】参照

1-1-② 簡潔な文章化

本学において「設置目的」「開学の理念」「教育理念」「教育目的」がすべて簡潔に文章化しており、それぞれ以下のとおりである（「教育理念」はホームページにて公表している）。

「設置目的」

了徳寺大学は将来の日本の新たな伝統となる文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る芸術家を育成することにより、日本の文化芸術の向上に寄与するとともに、保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。（学則第 1 条）

「開学の理念」

了徳寺大学は、日本固有の美や和の精神を継承し、この国と国民が、新たな価値を生み出すために、未来を拓く若人に、美しい環境と真摯に学ぶ場を提供する。いつも自立の心と連帯を重んじ、いかなる時も希望を持ち、友愛を深める人を目指す。そして地域、国、やがて世界へ貢献することを誓い、開学する。

校章の四葉は、「自立、連帯、希望、友愛」をあらわし、周囲をめぐる帯には、和の心をこめる。医療と芸術の融合による新たな社会創造に向かい、我々の熱き思いを継ぐ人々の恒久の学府たらん事を希求する。

「教育理念」

戦後 60 年、私たちの「日本」は、世界屈指の豊かな国に成長しました。その一方で、その豊かさの本質が問われる時代を迎えています。昭和という混迷と奇跡の時代を生き抜き、先人の血のにじむような努力の結果得た繁栄の陰で経済的豊かさと共に顕著となってきた「心の貧困」。

また、国際化やボーダーレスにより受容枠が増大した欧米文化の影響。私たちの社会生活から文化芸術、教育に至るまで、これに負う部分は極めて大きいのが現状です。しかし、日本特有の精神や表現様式、あるいは美意識といったものを大事にしようと言う叫びにも似た声を感じます。

わが国の伝統的文化や芸術に対する強い関心と蓄積、この国と、国民が自信をもって誇れる日本文化芸術の新たな伝統となるべきものを生み出すために、私たちはその第一歩を力強く踏み出したいと思えます。

伝統文化を真摯に学ぶ場を提供し、期待に応え得る人材の育成を目指し了徳寺大学は開学します。

さらに我が国は、かつて経験したことのないスピードで高齢化が進み、健康科学への関心が高まり、保健医療に対する要求が増大しています。これらを担う人材の養成が急務となっているのです。

来るべき社会を見据えながら、このような保健医療福祉の社会的要請に的確に応えていくためには、高度な研究・教育機能を備えた大学の設置が不可欠と判断し、人材育成を行うと共に、地域との連携、保健医療福祉現場等との共同研究、国際的な学術交流・芸術交流を行い、開かれた大学として我が国の発展に寄与し、世界に貢献することを目指して、了徳寺大学は健康医療分野でのトップランナーになることを目標に掲げます。

皆さんが「了徳寺に入って良かった」と満足していただける大学、地域の方が「この街には了徳寺大学があります」と誇りにしていただける大学、そのような大学に育ててゆくのが私たちの夢であり責務でもあります。皆さんには、本学で学んだことへの自信と、誇りを持って社会に巣立っていただきたいと願っております。

「自信」と「誇り」それこそが、真に豊かな国「日本」を創り上げると私たちは信じております。

「教育目的」

芸術学部は美術学科 1 学科、健康科学部は理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科の 3 学科をもって構成されるが、各学科の教育目的は学則第 3 条に次のとおり規定されている。

- (1) 芸術学部美術学科は、歴史と伝統に根ざした今日的芸術表現を研究開発し実践する芸術家を育成する。
- (2) 健康科学部理学療法学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した理学療法学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (3) 健康科学部整復医療・トレーナー学科は、超高齢社会及び国民の健康志向に対応した柔道整復学・アスレティックトレーナー学を研究開発し実践する専門職を育成する。
- (4) 健康科学部看護学科は、医療の高度化及び超高齢社会に対応した看護学を研究開発し実践する専門職を育成する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-4】～【資料 1-1-7】参照

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「医療と芸術の融合」を目指す科目として美術学科の教育課程に「芸術療法概論」「臨床心理学」の 2 科目を置いて発足した。さらに、平成 20(2008)年度には、同じ教育課程に美術を媒体としてこころの問題を学習する「こころアートコース」を新設した。また、開学と同時に「了徳寺大学芸術と健康研究会」を設立し、芸術学部及び健康科学部の教員の共同研究を開始した。新設の看護学科は、平成 23(2011)年度に策定された同学科の「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) (以下「三つの方針」と略す)の一部としての「教育目標」の項にも、「豊かな人間性を培い、特に芸術を通して感性を育むとともに、看護の専門知識・技術、専門職としての誇りを身につけ、将来指導的立場に立って看護の役割と責任を果たし、変化ある地域社会の医療・福祉に貢献できる人材を育成する。」との文言に明文化されている。この理念のもとに、すでに 1 年次の教養教育科目として「芸術表現Ⅰ (こころアート)」「芸術表現Ⅱ (書道)」「芸術表現Ⅲ (華道)」の計 3 科目の授業が実施されており、今後、この理念が看護学科の教育において具体的な実りを迎えようとしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-8】～【資料 1-1-9】参照 (教育課程表は基準 2-2 で示す)

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は高等教育の有する七つの機能を挙げているが、本学の場合、芸術学部にあつては「特定の専門的分野（芸術）の教育・研究」、健康科学部にあつては、三つの医療分野における「高度専門職業人の育成」に比重を置くことによってその特色が明らかになっている。その特色は学則第1条に「文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る文化芸術家を育成する」、「高度で質の高い医療専門職の人材を育成する」という形で明示されている。

さらに、学則に定める教育目的に沿って4学科それぞれが独自の三つの方針を定め、これをホームページに公表している。新設の看護学科にあつては、同学科の特色は教育目標の「芸術を通して感性を育む」という文言に明示されている。

◇エビデンス集 資料編 【資料1-2-1】～【資料1-2-3】参照

1-2-② 法令への適合

学則に定める本学の「設置目的」は、芸術学部にあつては「文化芸術を教授研究し、これを後世に伝え得る文化芸術家を育成することにより、日本の文化向上に寄与する」こと、また、健康科学部にあつては「保健医療に関する知識と専門の学術を教授研究し、高度で質の高い医療専門職の人材を育成することにより、わが国の保健医療の増進に寄与する」ことを目的としている。これらは、大学は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、」その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」という学校教育法第83条に適合している。また、本学の「設置目的」「教育目的」を学則に定め、それらに基づいた三つの方針をホームページに公表しており、このことは学校教育法施行規則172条の2に定める「教育研究上の目的の公表」に適合している。

◇エビデンス集 資料編 【資料1-2-4】～【資料1-2-6】参照

1-2-③ 変化への対応

本学は、開学6年を経過する中で、次のとおり大学に対する需要の変化へ対応してきた。すなわち前述のとおり（1ページ）、開学初年度である平成18(2006)年度に日本文化芸術学部には大幅な定員割れを生じた際、より広範囲の芸術系学生の選択対象となるべく学部学科名の変更を行ったのと並行して、同学部の定員のうち80人を振り替えて整復医療・トレー

ナー学科を設置した。このことは保健医療福祉に対する社会の要請が大であることに鑑みての対応に他ならない。さらに、平成 23(2011)年度には芸術学部が募集停止のやむなきに至ったが、この際に一部その定員を振り替えて新たに看護学科を設置したことも、同じく保健医療福祉に対する社会的要請の増大に対する対応である。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

昨年度は、開学以来 5 年余の経験に立ってカリキュラム改正を論議してきたが、これまでの議論を、平成 23(2011)年 9 月に策定された三つの方針との整合性を確認することによって、より一貫性を持った教育課程の編成を試み、その過程で明確になる問題を勘案しつつ教育目標、三つの方針に再検討を加える予定である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《 1-3 の視点 》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

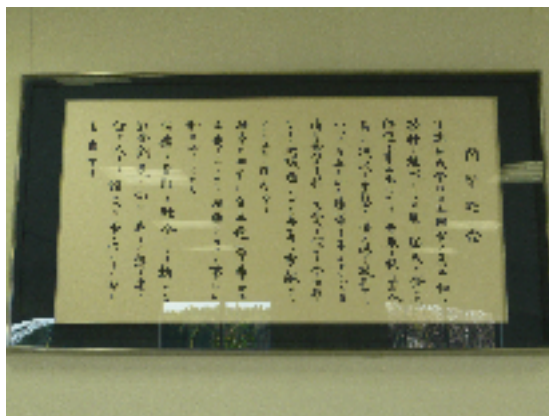
平成 22(2010)年 8 月 19 日に同年度第 1 回 FD 研修会として、立命館大学教育開発推進機構の沖裕貴教授による講演「教育の質の保証を目指して—3 つのポリシーの策定とその実現方策」、それ続いて三つの方針策定のためのワークショップを開催した。これが本学における初の三つの方針策定の試みであった。その後 FD 委員会（平成 23(2011)年に授業改善委員会と改称）を中心に作業を続けるとともに、平成 23(2011)年 8 月 25 日、同年 9 月 14 日の 2 回にわたってワークショップを開催し、「開学の理念」、学則に明示される教育目的を踏まえた上で、学部、学科の教育目標、三つの方針の策定に当たった。3 回にわたる全学 FD 研修会（ワークショップ）の出席者は第 1 回が教員 27 人（参加率 49%）、第 2 回、第 3 回はともに 45 人（参加率 61%）であり、教員間の理解は浸透していると考えられる。また、策定作業とその内容のあらましについて、平成 23(2011)年 9 月 7 日開催の理事会及び評議員会において報告するとともに、最終案については、同年 9 月 20 日の教授会で議決ののち、理事会の承認を得た。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-3-1】～【資料 1-3-9】参照

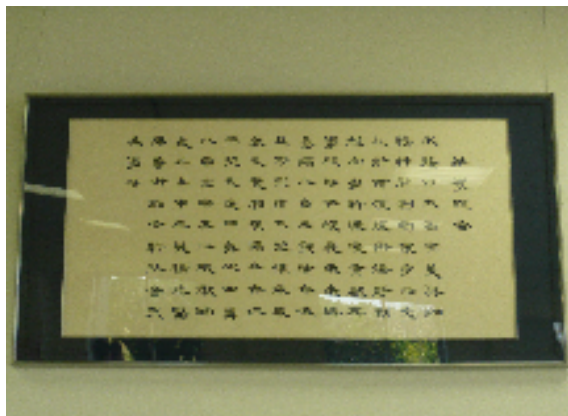
1-3-② 学内外への周知

「開学の理念」は『学生便覧』、『大学案内』に掲載してあるとともに、和文、漢文、英

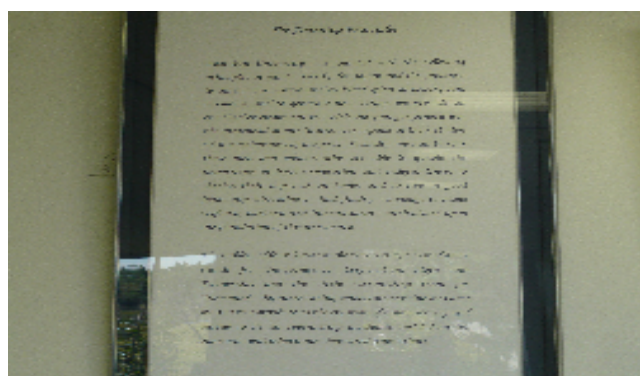
文でホームページ及び本館エントランスホールに掲示してある（図 1-3-1）。また教職員間に「開学の理念」の徹底を図るためこれを印刷のうえ、教職員身分証の裏面にも貼付してある。「教育理念」についてはホームページに掲載してある。



開学の理念（和文）



開学の理念（漢文）



開学の理念（英文）

図 1-3-1 開学の理念（本館エントランスホール）

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-3-10】～【資料 1-3-14】参照

1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

前述のごとく平成 23(2011)年 9 月には、開学の理念、学則に定める大学の設置目的、学科の教育目的を踏まえつつ三つの方針を策定した。特に「学位授与の方針」の策定に際しては、開学の理念と、学則に定める設置目的及び教育目的との整合性に留意し、これらを反映する形で方針の作成に当たった。完成版についても表形式を採用し、開学の理念、設置目的、教育目的を最上欄にかかげ各学科の方針との整合性を明確にした。

本学の中期的な計画としては、現在大学院設置の検討を開始したところである。計画実現のため「大学院構想検討プロジェクト会議」を発足させ、これまでに平成 23(2011)年 8 月 4 日（木）、同 10 月 14 日（金）の 2 回にわたり会合を持ち、了徳寺大学開学の理念をうけて、「自立と連帯を重んじ世界へ貢献する」ことを大学院の開学の理念とすることを検討している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-3-15】～【資料 1-3-17】参照

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、芸術学部、健康科学部、及び教養教育センター、医学教育センター、情報処理センター、附属図書館、附属総合文化研究所からなる（図 1-3-2）。このうち医学教育センターは健康科学部内の組織であり、センター長は健康科学部長が兼任する。

芸術学部は美術学科 1 学科のみからなるが、日本画、日本文化（芸術書道）、日本文化（華道造形）、油絵、こころアートの 5 コースがあり、独自の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」に則って、専門基礎教育、専門教育が行われている。

教養教育センターは芸術、健康科学両学部の教養教育を担当する。健康科学部は 3 学科よりなるが、全学科の専門基礎教育を医学教育センターが、専門教育を各学科が担っている。

総合文化研究所は前身の「了徳寺大学芸術と健康研究会」と芸術文化研究所を合併して、開設した研究所である。芸術と健康研究会は、芸術と健康科学を統合した学際的な研究・実践を推進するために、平成 18(2006)年に設立され、毎年複数の研究プロジェクトを企画し、研究を行ってきた。平成 22(2010)年には、我が国の伝統芸術文化を中心として国際的芸術学や関連する文化的な活動の発展に貢献するために、新たに芸術文化研究所を設立し、特に芸術と心理学的研究に重点を置いて研究を行った。平成 23(2011)年に両者を合併し設立した総合文化研究所の目的は、「医療と芸術の融合による新たな文化の創造を目指し、人文学、芸術、健康科学各領域の学際的な提携による総合的、複合的な研究を行い、ひろく国際化に対応し得る教育・文化活動の高揚発展に寄与することを目的とする」（了徳寺大学附属総合文化研究所規程）ことであり、本学の開学の理念の具現化を目指している。

研究成果として研究紀要（平成 24(2012)年 3 月創刊）の発刊のほか、研究員による授業用教材の刊行を行い、積極的に教育・文化活動の発展に寄与している。また、平成 23(2011)年度には、台湾開南大學との学術交流、研究所主催の「癒しの芸術展」の開催、「第 1 回了徳寺大学附属総合文化研究所研究発表大会」の開催等積極的に活動を行っている。

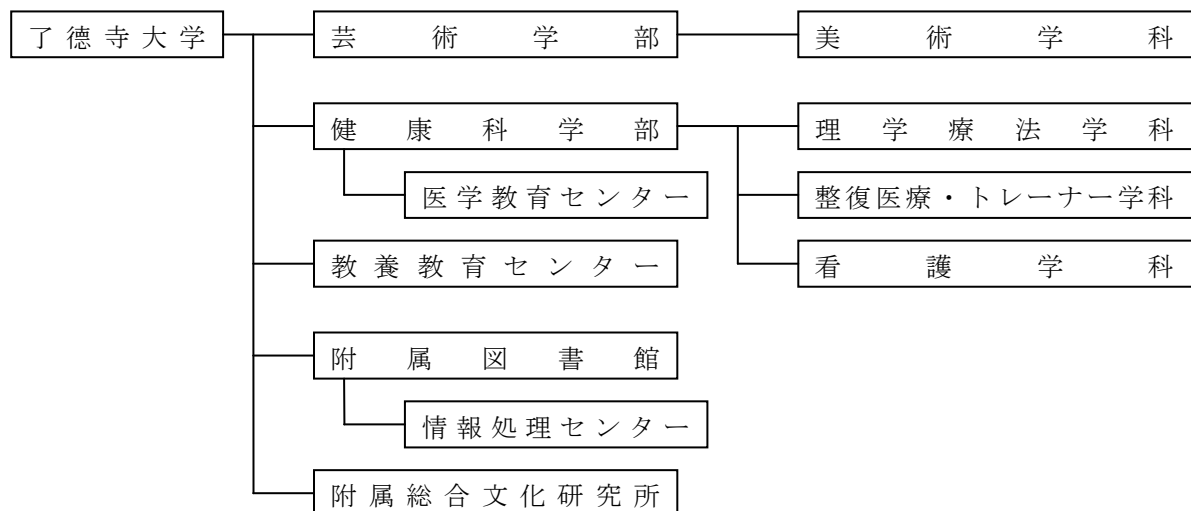


図 1-3-2 了徳寺大学教育研究組織

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-3-18】～【資料 1-3-24】参照

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

開学の理念には「地域、国、やがて世界へ貢献する」ことが謳われており、今後、これらの活動が期待されているところである。昨年度より看護学科が設置され、既設 2 学科とあわせて医療系 3 学科を擁するに至ったことから、浦安市当局や、同市に数多く存在するマンション群の住宅管理組会連合会との連携のもとに、健康科学・医療分野において本学の特色を生かした地域貢献プロジェクトを、今後、発展させる予定である。

平成 23(2011)年度は三つの方針の策定を行ったが、これをもって終わりとすることなく、それぞれの方針の相互の関連性を勘案し、時代の変化に応じた方針の修正、あるいは教育課程の編成の改善等、不断の改善努力を来年度以降も行う予定である。三つの方針は既にホームページに公表されているが、平成 25(2013)年度には『大学案内』の冊子にも掲載する予定である。

また、1-3-③に記述のとおり、将来計画として、大学院を看護学科の完成に合わせて設置すべく検討中である。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-3-25】参照

[基準 1 の自己評価]

基準項目 1-1～1-3 の自己判定を総合的に勘案すれば、基準 1 を満たしている。

「開学の理念」と学則に明示される「教育目的」を踏まえて、合計 3 回の全学 FD ワークショップで学部、学科の教育目標、三つの方針の策定に当たり、これらは教授会で議決され、理事会で承認されている。

教育研究組織についても開学の理念と教育目的に沿って、体制を整え、教育研究活動を行っている。芸術学部は平成 23(2011)年度に募集停止のやむなきに至ったが、開学の理念にある「医療と芸術の融合」は、新設の看護学科の教育目標に受け継がれた。今後は、実際に「感性豊かな看護師」を育成するという教育成果を生むための教育努力を積み重ねていく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、本学の開学の理念・教育理念に則り健康科学部の各学科で入学者受入れの方針を定めている。

〔健康科学部共通〕

- ・本学の開学理念である「自立・連帯・希望・友愛」の精神を理解している者
- ・高等学校卒業程度の基礎学力を有し、学修に対する積極性を持つ者

〔理学療法学科〕

- ・理学療法士として保健・医療・福祉の分野で社会貢献をするという強い意志のある者
- ・人間関係を大切にし、礼節を持った言動ができる者

〔整復医療・トレーナー学科〕

- ・柔道整復学及び保健体育・スポーツ医科学分野に対する科学的探究心を有する者
- ・十分なコミュニケーション能力を有し、人間関係を大切にできる者
- ・柔道整復の技術を生かし、医療・福祉・教育・スポーツの分野で活躍する将来展望を明確に有している者

〔看護学科〕

- ・人への思いやりがあり、人間の尊厳を重視できる看護専門職業人になることを目指す者
- ・保健・医療・福祉に関心がある者

このような入学者受入れの方針を受験生に周知するため、『学生募集要項』に明記するほか、受験者、保護者を対象としたオープンキャンパス、会場説明会（会場ガイダンス）、高校説明会（校内ガイダンス、見学会）を複数回開催して、詳細に説明を行っている。さらに、事務局開発部の職員が、千葉県、東京都内の高等学校のみではなく、東北、関東、甲信越、静岡県の高高等学校を個別に訪問して、詳細に説明を行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-1-1】～【資料 2-1-5】参照

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

「了徳寺大学入学者選抜規程」に基づき、入学試験本部会議において毎年度初めに次年度入試の方針を策定し、入学試験委員会を中心にしてその実施に当たっている。各入試の様態に応じて、学力検査委員、論理的思考力検査委員、人物考査委員、調査書審査委員の各専門委員を置き、入学者受入れの方針に沿った、公正かつ妥当な方法による入学者選抜を行っている。

本学で実施する入学試験は、一般入試（A日程・B日程）、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、公募型高校推薦入試、指定校推薦入試、社会人特別入試、A0入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）の6種類である。平成23(2011)年度入試よりA0Ⅰ期では3日程の試験日を設定している。他大学の試験日と重複しても受験できる機会をより多くの受験生に与えたいという理由からである。社会人特別入試は、本学の入学者受入れの方針に適合する学生を幅広く募集するために平成23(2011)年度入試から新たな取り組みとして設けた。各入学試験区分の選考方法と試験科目を表2-1-1に示す。

表 2-1-1 各入学試験区分の選考方法と試験科目

入試区分	選考方法・試験科目
一般 (A日程・B日程)	<p>学科試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。スカラシップ入学試験を兼ねる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科試験は、英語・数学・国語の中から2科目を当日試験場で選択して解答。マークシート方式。 英語：「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」（リスニングを除く） 数学：「数学Ⅰ」「数学ⅠA」 国語：近代以降の文章（古文漢文を除く） ・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。
大学入試センター試験利用 (前期・後期)	<p>センター試験結果3科目に、出願書類を総合して判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国語」（古典は除く）又は外国語（「英語」（リスニングは除く）「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語）」から1科目。 ・数学（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」）、理科（「理科総合A」「理科総合B」「生物Ⅰ」「化学Ⅰ」「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」）、地理歴史（「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」）、公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」）から2科目選択。※地理歴史、公民から2科目は選択不可。 <p>※いずれの科目を選択しても、満点を100点に換算して判定に利用する。スカラシップ入学試験を兼ねる。</p>
公募型高校推薦	<p>基礎力評価試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。高等学校在学中の学習態度・成績を中心として、基礎的な学力や個人面接の結果を加味して総合的に判断し、合否を決める試験である。なお、公募型高校推薦入試においては、願書出願時点における高等学校の全科目の評定平均値が3.0以上と定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎力評価試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験

	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。
指定校推薦	<p>出願書類、小論文、個人面接の結果を総合して判定する。本学の指定校制度は、高等学校における学業成績が優秀で、かつ、本学への入学を強く希望し、入学後の勉学、学生生活に対する明確な志向と意欲を持つ生徒を高等学校長の推薦により、特別枠での受験を許可する制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小論文は、当日与えられた課題に対して、制限文字数内で適切に論述する試験である。 ・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。
社会人特別	<p>基礎力評価試験、個人面接、出願書類の結果を総合して判定する。社会経験を活かして医療分野に進みたいと考える社会人を対象に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎力評価試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験である。 ・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。
AO (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	<p>基礎力評価試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。出願に際して「参加証明書」あるいは「事前課題」を出願書類とともに提出する。「参加証明書」は、オープンキャンパス又は説明会・個人見学に参加した者に発行する。「事前課題」は、日程・地理上の理由でオープンキャンパス又は説明会・個人見学に参加できなかった者に対する大学ホームページ掲載の学科毎の課題である。</p> <p>AO 入学試験は、出願者側の求める大学像と大学側の求める学生像（入学者受入れの方針）を照らし合わせて進学・合否を決める入試方法である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎力評価試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験である。 ・個人面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。

大学入試センター試験利用入試（前期・後期）以外の入学試験では、個人面接試験を実施している。個人面接試験では、「面接要綱」を作成し、将来医療従事者に必要なコミュニケーション能力をみるため、入学者受入れの方針に照らして様々な角度から質問している。面接時の質問については質問例を作成し、受験生間で質問内容に大きな差異が生じないように取り組んでいる。また、面接要綱の内容に関しては、適切な面接試験実施のために毎年改定を行っている。

本学での学修に興味・関心を持つ優秀な学生を募集する目的で、スカラシップ（特待生）入学試験を一般入試（A日程・B日程）と大学入試センター試験利用入試（前期・後期）とで実施している。特待生の定義、対象、特典、選出基準については、各年度の募集要項に明記している。さらに、2年次以降の特待生制度も設けており、簡単ではあるがその内容も募集要項の中で明記している。

本学の学生募集活動に携わる組織は、入学試験本部会議、開発部、学生支援課、入学試験委員会がある。そして、開発部、学生支援課が連携して、入学者受入れの方針の明確化と周知を図っている（教学組織は基準項目3-4、事務局組織は基準項目3-5で詳述）。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-1-6】～【資料 2-1-12】参照

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の学部・学科における収容定員、入学定員はデータ編表-4のとおりであり、在籍学生数は収容定員を満たしている。収容定員と入学定員に沿って、在学生数の適切な管理に努めていると言える。

基準 2-1-②と関連する本学独特の部署として開発部がある。開発部では、各地の高等学校を個別に訪問し、入学者受入れの方針などの説明を行っている。そして、訪問結果の報告を即座に大学に送るシステムを採っている。その報告書は1年間で数百頁に及び、学生募集活動の基礎資料となっている。この募集活動の結果、入学定員の確保が厳しい昨今において、明らかに開発部の活動が学生数の維持につながっており、健康科学部では入学定員を満たしている。

表 2-1-2 定員充足率（平成 21(2009)年度～平成 24(2012)年度）

学 科	定員、入学者数、定員充足率	平成 21(2009)年度	平成 22(2010)年度	平成 23(2011)年度	平成 24(2012)年度
美術学科	定員	40 人	40 人	—	—
	入学者数	29 人	21 人	—	—
	定員充足率	73%	53%	—	—
理学療法学科	定員	80 人	80 人	80 人	80 人
	入学者数	99 人	99 人	104 人	103 人
	定員充足率	124%	124%	130%	129%
整復医療・トレーナー学科	定員	80 人	80 人	80 人	80 人
	入学者数	95 人	104 人	101 人	103 人
	定員充足率	119%	130%	126%	129%
看護学科	定員	—	—	80 人	80 人
	入学者数	—	—	104 人	103 人
	定員充足率	—	—	130%	129%

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-1-13】参照

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の入学者受入れの方針に適合する学生の募集を目的として、学生募集活動に携わる部署及び委員会が連携して、さらに入学者受入れの方針の明確化と周知を図っていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学各学科の教育目的を達成するために、「教育課程編成・実施の方針」を策定し、ホームページ上で公開している。これに基づいて、本学では各学部・学科の教育課程を、「教養教育科目」、「専門基礎科目」（健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科は「基礎・臨床医学科目」）、「専門科目」（芸術学部は「専門教育科目」）で構成し、さらに健康科学部看護学科では「統合科目」を置いている（それぞれの教育については表2-2-1を参照）。

授業の形態については、それぞれの科目区分の中で、その目指すところを達成するために授業の有効性を高めることを意図して、講義、演習、実験、実習、実技に区分している。授業の単位数は授業形態によって異なる。単位の算定は大学設置基準により、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じた教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、表2-2-2のとおり定めている。

本学の卒業要件単位数は128単位であり、年間の履修登録単位数の上限は44単位である。この履修登録単位数の上限に関わるのは、卒業要件科目のみであり、教職課程やアスレティックトレーナー養成課程など資格取得のための科目は含まない。

表2-2-1 授業科目の区分とそのねらい

授業科目の区分	教育のねらい
教養教育科目	日本伝統文化の心を深く認識し、幅広い視野と豊かな人間性と倫理観を涵養し、専門職として必要な思考力と感性を身につける。
専門基礎科目／基礎・臨床医学科目	専門職として必要な基礎的な知識・技術を修得する。
専門科目／専門教育科目	専門職として必要な専門的知識と技術を修得するとともに、教養教育科目及び専門基礎科目で得たものを踏まえて、総合的な判断力や自ら研究することのできる基本的能力や科学的探求心を修得する。
統合科目（健康科学部看護学科のみ）	他の区分の科目で育んだ感性と態度、修得した知識と技術のすべてを統合し、看護学をより深く学び考える力を身につける。

表2-2-2 授業の形態と時間数

授業の形態	1 単位を修得するための授業時間数
講 義	15 時間～30 時間の授業
演 習	30 時間の授業
実験、実習及び実技	30 時間～45 時間の授業

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-1】～【資料 2-2-6】参照

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1. 教育課程の体系的編成

本学の教育課程編成・実施の方針に沿って、教育課程がどのように編成されているかを説明する。まず、全学にほぼ共通する教養教育科目を、次に学部学科別に専門基礎科目と専門教育科目について述べる。

ア 教養教育科目

教養教育科目は、学生が選ぶそれぞれの専門職で必要となる思考力や感性を養い、日本の伝統文化に対する理解、豊かな人間性と倫理観を涵養するために、表 2-2-3 に示す五つの領域から構成されている。大学の教育理念に基づき、また教育目的を実現するため、全 30 科目のうち特に 10 科目を必修とし(看護学科は全 28 科目のうち 13 科目が必修)、2 学部の学生が共通で履修している。専門基礎科目、専門教育科目学修の際の基礎となる科目があるため、原則として 1、2 年次に配当している。平成 23(2011)年度に開設した看護学科には、芸術の学習を通して感性を培い、それを看護のところに生かすことを目指して、「芸術表現」の科目を置いている。

なお、平成 23(2011)年度における専門基礎科目と専門教育科目の改正に引き続き、平成 24(2012)年度は教養教育科目の見直しを行う。

表 2-2-3 教養教育科目の領域のねらいと科目例

領域	ねらいと科目例
人間と文化	<ul style="list-style-type: none"> ・人の考え方や価値観形成の源泉ともいえる文化について学び、特に日本伝統文化に根付いた心のあり方を認識できる基礎的素養を身につけ、豊かな人格を涵養する。 ・「日本近代文化史」「日本武道文化論」「西洋文化史」「宗教と文化」「環境と芸術」など。
人間の本質と尊厳	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の本質について学び、生きることの尊さを深く認識することを通して倫理観を養い、基本的な人格の形成を図る。 ・「心理学」「生命倫理」など。
人とコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達における心のあり方、手段・方法等について学び、人間関係のあり方や国際人としてのコミュニケーション能力を修得する。 ・「人間関係とコミュニケーション」「情報処理」「英語 I A・B」など。
人間と環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や社会環境を多面的に理解し、地球環境問題をはじめ現代社会が直面する基本的な諸課題について総合的に判断できる能力を養う。 ・「地球環境論」「現代生物学」など。
人間と活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の健康・文化・社会活動を実践し、その心を理解する。 ・「スポーツ理論と実習 I・II」「ボランティア活動」など。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-7】参照

イ 専門基礎科目、専門科目

(ア) 芸術学部美術学科

美術学科の教育課程は、日本画、芸術書道、華道造形、油絵、こころアートの5コースに分かれており、学生はいずれか1コースを専門領域とする。本学部の専門基礎科目と専門教育科目の領域区分と開設科目の例を表 2-2-4 に示す(詳細は、『平成 24 年度履修の手引き』と「芸術学部カリキュラムツリー」参照)。

専門基礎科目は、基礎理論科目として 22 科目で編成されている。これらの学修を通して専門コースにおける技法を学ぶための基礎を修得する。これらの科目は、芸術学部各コースの共通選択科目であり、文化芸術を多様な視点で捉えることが可能となる。

専門教育科目は、「基礎実技 1」「基礎実技 2」「実技研究」「夏期集中科目」「総合」の 5 領域から構成され、5 コースのいずれかを専門として、美術の学修を通して日本の伝統文化の重要性を認識できる能力を養う。「基礎実技 1」では様々な芸術表現の基礎を、「基礎実技 2」ではそれぞれのコースにおける専門的基礎技法を学ぶ。「実技研究」では、「基礎実技 1・2」において学修した基礎技法を踏まえ、それぞれの専門コースのより発展的、専門的な表現技法について学ぶ。総合領域は、科目「卒業制作」のみから成り、芸術学部生として総合的学修を実践に結びつける最終制作科目である。夏期集中講座には「竹造形」「人形アート」「和紙造形」等 11 の科目があり、全コースの学生が履修することとなっている。

以上のように、専門基礎科目、専門教育科目を通じて段階的な知識・技法の修得を図るとともに、専門のコース以外の芸術の技法を知ること幅広い視野を持てるよう教育課程を編成している。

表 2-2-4 芸術学部の科目の領域と科目例

	領域	コース	科目例
専門基礎科目	基礎理論	全コース共通	「日本文化芸術概論」「日本美術史」「文字学」「臨床心理学」など。
専門教育科目	基礎実技 1	全コース共通	「素描 I (絵画)」「表現効果演習 I (絵画)」「立体制作」など。
	基礎実技 2	コース別	「基礎技法」「素材研究」など。
	実技研究	コース別	「応用造形」「造形表現」など。
	夏期集中講座	全コース共通	「江戸切子」「竹造形」「人形アート」「染色」など。
	総合		「卒業制作」

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-8】～【資料 2-2-10】参照

(イ) 健康科学部

健康科学部の専門基礎科目と専門科目は学科ごとに独自の教育課程が編成されている。各学科のそれぞれの科目について順次説明していく（詳細は、『平成 24 年度履修の手引き』と各学科のカリキュラムツリー参照）。健康科学部の 3 学科はカリキュラム改正を行い、平成 24(2012)年度入学生より適用している。

a 理学療法学科

基礎・臨床医学科目は 3 領域で編成され、専門科目を学ぶための基礎となる科目群として、解剖学、生理学をはじめとする基礎医学知識、及び、内科学、神経内科学、整形外科等々の臨床医学の知識を身につける。入院期間の短縮化に伴い、短期間での十分なリスク管理を伴った質の高いリハビリテーションサービスが望まれている。このため現代医学の最先端の知識を身につけた理学療法士を養成する目的で、臨床現場の最新の治療とその考え方を扱う「認知行動科学」「リハビリテーション医学」「ケアマネジメント論」などの科目を置いている。

理学療法専門科目は、理学療法の基礎知識・技術・応用力を体系的に学ぶため、6 領域で編成している。医療施設のみならず地域リハビリテーションの分野での実践力を重視して、保健医療福祉分野の各専門職者と連携・協働できる教育課程を編成している。また、従来の治療医学のみならず、虚弱高齢者に対する体力増強、中高年者に対する生活習慣病対策、スポーツ障害などの予防医学をも将来実践できるように「老年期障害理学療法学演習」「スポーツ理学療法学演習」（新教育課程では「スポーツ障害理学療法学演習」）などの科目を開設している（表 2-2-5）。

表 2-2-5 理学療法学科の科目の領域のねらいと科目例

	領域	ねらいと科目例
基礎・臨床 医学科目	人体の構造と機能 及び心身の発達	・人体の構造と機能及び心身の発達を学び、人間行動を理解するための基本的知識を修得する。 ・「解剖学Ⅰ・Ⅱ」「生理学Ⅰ・Ⅱ」「人間発達学」など。
	疾病障害とリハビリ テーション	・人の健康・疾病・障害についての基礎的概念の理解の上に、疾病を持つ人や障害のある人を援助するために、保健医療職として必要な知識を修得する。 ・「病理学」「病態生理学」「老年医学」など。
	健康と社会	・保健医療職のリーダーとして必要な管理的・調整的能力や総合的な判断力を育成するための基礎的知識を修得する。 ・「社会保障概論」「ケアマネジメント論」など。
理学療法 専門科目	基礎理学療法学	・理学療法評価・治療実施の上で基礎となる科目群である。人体の構造と運動について総合的に学習したり、運動の分析・評価・治療計画を立案するための科目で編成されている。 ・「日常生活活動学」「臨床運動学実習」など。
	理学療法評価学	・理学療法実施の上で疾病による障害・日常生活の評価等を行う科目群である。神経・筋骨格系疾患や障害に対する機能的な評価診断や、障害をもつクライアントのニーズを把握する能力を養う科目で編成されている。 ・「神経診断学」「機能能力診断学実習」など。
	理学療法治療学	・理学療法の中心となる理学療法治療を行う科目群である。運動療法の基礎と理論、関節・筋・神経機能異常に対する運動療法、物理療法の物理的・生理的作用、基本手技や実施法について学ぶ科目などで編成されている。 ・「基礎運動療法学」「義肢装具学」など。
	地域理学療法学	・地域での理学療法の活動上で基礎となる科目群である。地域リハビリテーションを理解し、支援計画、多職種連携、その現状について学ぶ科目などで編成されている。 ・「地域リハビリテーション概論」「理学療法カウンセリング」など。
	応用理学療法学	・基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学を統合応用する科目群である。理学療法実施上の自己・組織の管理、自己研鑽、後進の指導等について学ぶ科目や「卒業課題研究」を含んでいる。 ・「理学療法管理経営学」「卒業課題研究」など。
	臨床実習	・臨床現場で実際に理学療法評価、統合解釈、治療を行う科目群である。学内で学んだ知識と技術を基盤に、臨床実習指導者の指導監督下で、理学療法の基本的評価法及び治療法を実習する科目である。 ・「臨床教育実習Ⅰ・Ⅱ」など。

b 整復医療・トレーナー学科

基礎・臨床医学科目は3領域で編成され、整復医療及びアスレティックトレーナー分野の専門職として必要な基礎的知識・技術を修得するための科目で構成されている。

専門科目は、4領域で編成されている。柔道整復術の基礎的知識・技術のみならず、より臨床に沿った実践的テクニックを学ぶとともに、スポーツ競技者の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の救急措置、コンディショニングなどの知識・技術などを身につける。東洋医学分野や専門知識を活かした手技療法なども含めて幅広く展開し、多様化した社会のニーズに対応できるように教育課程を編成している（表 2-2-6）。

表 2-2-6 整復医療・トレーナー学科の科目の領域のねらいと科目例

	領域	ねらいと科目例
基礎・臨床医学科目	人体の構造と機能及び心身の発達	<ul style="list-style-type: none"> ・人体の構造と機能及び心身の発達を学び、人間行動を理解するための基本的知識を修得し、心身の発達を系統立てて理解する。 ・「解剖学Ⅰ・Ⅱ」「生理学Ⅰ・Ⅱ」「人間発達学」「運動学」など
	疾病構造と障害	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康・疾病・障害についてその成り立ちや基礎的概念、回復過程及び予防に関する基礎的知識を修得し、疾病についての理解力、観察力、判断力を深める。 ・「病理学概論」「整形外科学Ⅰ・Ⅱ」「外科学」など。
	医療と社会	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉制度の中での柔道整復師の位置づけや医療面接、職業倫理、医療従事者に必要な救急処置法についての基礎的知識・技術を修得する。 ・「衛生学・公衆衛生学」「関係法規」など。
専門科目	基礎柔道整復学	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復学とアスレティックトレーナーの基礎知識と臨床の基本を学ぶ科目群。東洋医学を基に伝承医療の基礎知識、柔道整復師の概念や沿革、専門性について学ぶ科目を含む。 ・「伝承東洋医学概論」「スポーツトレーニング概論」「整復ケア理論（軟損）」など。
	臨床柔道整復学	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復学の中心となる柔道整復学理論の科目群。身体の上肢、下肢、体幹の3部位の骨折、脱臼、軟部組織損傷を発生機序から症状、整復、固定、後療法、予後まで学ぶ科目などを含む。 ・「整復ケア骨損傷学Ⅰ・Ⅱ」「整復ケア関節損傷学Ⅰ・Ⅱ」「卒業研究」など。
	臨床柔道整復実技	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷の程度や各種検査法及び整復技術・アスレティックトレーナーの理論と実技・実習を行う科目群。問診、視診、触診、検査測定を行い治療方針や予後を評価することや、包帯法、固定法、テーピング法等の基本理論を学ぶ科目などを含む。 ・「検査・測定と評価」「整復総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」など。
	臨床実習	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床現場で実際に柔道整復術を行う科目群。講義や実習で学んだ知識と技術を基に、臨床実習担当教員の指導監督下で、柔道整復術を実践し理論と実技を学ぶ。 ・「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」

c 看護学科

専門基礎科目は3領域で編成され専門科目における知識や技術を修得する基盤となる、専門職として必要な基礎的知識を修得することができる授業科目である。また、教養教育科目との有機的連携を図りながら、看護学の概念要素である「人間」「環境」「健康」「看護」の四つの領域を理解し、その後のより専門的、体系的な学修につなげる科目となっている。

専門科目は専門職として必要な専門的知識と技術を修得するとともに、教養教育科目及び専門基礎科目で得たものを踏まえ、科学的探究心及び自己啓発能力を育む科目である。

統合科目はこれまでに学修した内容をさらに深め統合する意味で、教育、研究、実践を統合的に考え、看護学をより深く学ぶ力を身につけられるように編成している(表 2-2-7)。

表 2-2-7 看護学科の科目の領域のねらいと科目例

	領域	ねらいと科目例
専門基礎科目	人体の構造と機能	<ul style="list-style-type: none"> ・人体の構造や機能を理解するための基本的知識を修得する。生理学に関わる分野では、生体の構造や機能の理解を深める。 ・「人体の構造・機能論Ⅰ・Ⅱ」「生理学総論」など。
	疾病の成り立ちと回復の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康・疾病・障害についての基礎的な概念の理解の上に、疾病をもつ人や障害のある人を援助するために、看護職として必要な知識を修得する。 ・「疾病・治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「薬理学」など。
	人間と健康	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保健医療福祉を遂行し、必要な管理・調整能力や総合的な判断力を育成するために、健康の概念や保健医療システムについての基礎的知識を修得する。 ・「芸術療法概論」「疫学」など。
専門科目	看護学の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学の基盤となる知識・技術を中心とし、1～2年次で看護の基礎を確実に修得するために、看護実践展開の基本的な考え方を学ぶ。 ・「看護学概論」「生涯発達看護論」など。
	健康支援看護学	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の対象の急性期から回復期、慢性期、終末期までの看護を学ぶため、概論、方法論、臨地実習を段階的に積み重ねる。 ・「成人看護学概論」「高齢者看護学概論」など。
	リプロダクティブヘルス看護学	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の視点から母子やライフサイクルを理解して、健康問題の特性を理解し健康支援が実践できるよう、地域・在宅看護に発展できる編成をしている。 ・「母性看護学概論」「小児看護学概論」など。
	地域・在宅看護学 (公衆衛生・在宅看護学)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・職場を含む地域社会の特性とニーズに対応できる専門知識を修得する。 ・「地域看護学概論」「地域看護方法論Ⅰ・Ⅱ」「(公衆衛生看護学概論」「在宅看護概論)」など。
統合科目	チーム医療と看護	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の要請に応じた看護のあり方において必要な科目群である。 ・「がん看護」「災害看護論」など。
	統合看護学	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに学習した内容をさらに深め統合する意味で、教育、研究、実践を統合的に考え、実践を通して理論化し、看護学を深める。 ・「看護教育学」「看護倫理学」など。
	看護と芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術系科目を通して育んだ感性や態度と看護学との関連性を追求し、創造力を高める。 ・「看護と芸術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

※ () 内は新教育課程の領域名と科目名

ウ 国家試験受験資格等との関係

健康科学部の3学科は、それぞれ理学療法士、柔道整復師、看護師の養成を行っており、教育課程は、「理学療法士及び作業療法士学校養成施設指定規則」「柔道整復師学校養成施設指定規則」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」(以下、指定規則と総称する)の教育課程に対応している。それぞれの学科の課程を修了することにより各国家試験の受験資格を得ることができる。

また、表 2-2-8 に示す資格について、それぞれに定められた単位を修得することによって資格、又は受験資格を得ることができる。

表 2-2-8 資格取得課程を修了することにより得られる資格又は受験資格

学 部 学 科		資 格 の 種 類
芸術学部	美術学科	中学校教諭一種免許状(美術)
		高等学校教諭一種免許状(美術)
		高等学校教諭一種免許状(書道)
		学芸員
健康科学部	整復医療・トレーナー学科	中学校教諭一種免許状(保健体育)
		高等学校教諭一種免許状(保健体育)
		(公益財団法人)日本体育協会公認 アスレティックトレーナー受験資格
		(財団法人)健康・体力づくり事業団認定 健康運動指導士受験資格
	看護学科	保健師国家試験受験資格
		養護教諭一種免許状

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-11】～【資料 2-2-12】参照

2. 教授方法の工夫

授業の学習目標を達成するために、授業の形態や内容に応じて様々な工夫を取り入れている。基準項目 2-9「教育環境の整備」でも触れるように、演習室を除いた全教室に AV 機器とプロジェクターを設置しており、単にホワイトボードを使うだけでなく、マルチメディアを利用することで教育効果を高めている。また、教養教育科目の外国語科目「英語 I A(読解中心)」「英語 I B(表現中心)」は、学科ごとに学生の到達度別に 20 人程度のクラスを編成し、学生の理解度が高まるよう配慮している。情報処理科目は、情報処理教室を使用し、学生がそれぞれ 1 台ずつコンピューターを使って授業を行っている。

そのほか、各学科の教授方法の工夫について以下に述べる。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-13】～【資料 2-2-14】参照

ア 芸術学部

授業は少人数で行い、学生からの要望に応じて柔軟に展開し、きめ細かい指導を行っている。具体的には、次のような工夫を取り入れている。

- ・美術館や博物館での展覧会鑑賞を授業に取り入れている。
- ・毎年 10 月下旬に行われる学園祭において、学生作品コンクールを実施し学生の創作意欲向上を図っている。
- ・各種展覧会を企画・実施し、学生へ出品を呼びかけ、社会に向けた作品の発表を支援している。
- ・授業時間外での自主制作を奨励し、教員が実技室を巡回し、積極的な指導助言を行っている。
- ・アートを介した他者・社会とのかかわりを探求するところアートコースでは、地域社会や教育の場でアートとアーティストが果たす役割を実践を通じて考察することを目的として、近隣の浦安市立明海南小学校とのワークショップを実施している。(詳細は基準 A-1-①、第 4 節を参照)

夏期に行われる 11 の夏期集中講座は、学生が自分の専門領域にとらわれずに、日本特有の芸術文化を体験的に学ぶ場を提供している。また、卒業制作を間近にしての 4 年次の実技は、学生一人ひとりの制作学習に対して、複数の教員による様々な観点からの指導を行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-15】 参照

イ 健康科学部

学内での講義、演習、実験、実習に加えて、学外での臨床実習（臨地実習）を組み合わせ授業を行っている。また、健康科学部各学科の実習室は、表 2-2-9 に示すように、科目内容に応じてそれぞれの設備を備えた専用の実習室を使い分けている。（同一の教室を各授業の際にそれぞれの用途で使い分けることもある。）

その他に、国家試験対策の授業を教育課程外で行ったり、必要に応じて補習を行うなど、学生の学習到達度に応じた教育を実施している。

表 2-2-9 健康科学部の実習室(平成 24(2012)年 5 月 1 日現在)

学 科	実 習 室	
3 学科共通	基礎医学実習室	解剖組織実習室
	中枢神経機能解析実習室	環境適応機能解析実習室
理学療法学科	動作解析・運動学実習室	義肢装具実習室
	呼吸・循環器系生理実習室	物理療法実習室
	理学療法評価実習室	運動治療実習室
	日常生活動作実習室	水治療法実習室
整復医療・トレーナー学科	整復医療実習室 1	整復医療実習室 2
看護学科	基礎看護実習室、成人・高齢者看護実習室、母性・小児看護実習室、公衆衛生・在宅看護実習室、精神看護演習室	

(ア) 理学療法学科

学内での授業は、特に演習、実習科目を多く取り入れ、少人数制ゼミの授業形態をバランスよく組み込むことで実践的な能力を養うことを目指し、多様なニーズのある臨床現場に即応できる人材育成に励んでいる。

「理学療法評価学」や他の学内実習においては、複数の教員が 25 人程度を担当し、学生が理解できるまで丁寧に技術・実技指導を行っている。治療台は学生 2 人 1 組に 1 台を割り当て、見学することなく実習が行えるよう配慮している。臨床実習は、学内で学んだ知識技術を現場で実践し応用するため、貴重で重要な役割を果たしている。年に 1 度実習指導者との会議を開催し、実習の目的・方法等について共通理解を持ち、当該年度の反省と次年度の予定を確認している。それに加え教員が臨床実習施設への訪問を行い、実際の現場で学生の状況を確認し指導している。

また、学習への動機付けになるよう、1 年次に地域の医療施設を見学する早期体験実習を教育課程の科目外で行っている。

(イ) 整復医療・トレーナー学科

講義科目で知識、理論を学修し、演習、実習科目では講義科目で学んだ知識を基に技術

を修得し、客観的評価に基づいた治療のできる医療従事者の人材育成に励んでいる。「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」では小グループで模擬症例の評価・治療プログラムの立案・治療実施などを行うチュートリアル教育を取り入れ、問題解決的思考ができる学生の育成を行っている。

(ウ) 看護学科

講義、演習、臨地実習の授業形態で行っている。教員の一方的な授業にならないよう、講義科目の一部に、学生一人ひとりがあらかじめ学習してきた共通の課題を教員と学生が皆で解決する演習形式の教授方法を取り入れている。看護技術の修得とともに看護の基盤である人間関係の形成について実際の体験の中から学ぶことができるよう、少人数で演習を実施している。

また、1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」では、医療施設で看護の実践を見学体験することで看護への興味と関心を深め、4年間の学習を動機付ける機会にしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-2-16】～【資料 2-2-21】参照

3. 教育方法改善のための組織

教育改善を目的として教養教育センター、医学教育センター、各学科の教員、事務局職員で構成された授業改善委員会を設け、授業改善アンケートの実施、公開授業、ワークショップの開催等の活動を行っている（詳細は基準項目2-6及び2-8）。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

健康科学部のすべての学生が国家資格取得を目指すため、教育課程は指定規則に則って定められており、このことから専門科目、専門基礎科目(基礎・臨床医学科目)の質・量に重きが置かれる傾向がある。そのため教養教育科目の質・量を確保するための定期的な点検が必要である。本学では開学以来5年間の教育成果をふまえ、平成23(2011)年度にカリキュラム検討特別委員会を設置し、下部組織である学士課程プログラム小委員会を中心に教育課程の質と量の検証と見直しを行ってきた。平成23(2011)年度は、健康科学部のそれぞれの学科の専門基礎科目(基礎・臨床医学科目)、専門科目の部分的見直しを行い、平成24(2012)年度より実施している。平成24(2012)年度は、前述のとおり教養教育科目の見直しを行う。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1. 入学前教育

A0・推薦入試に合格した入学予定者を対象に「入学前教育」を実施している。これは、大学での学びに入るための予備的知識を学習することにより、授業理解の素地を培うためのものであり、課題を与えレポートの提出を義務付けている。平成24(2012)年度入学生には、これから学ぶ専門教育の基礎として全ての学生が深く理解しなければならない「身体の構造と機能」に関する課題を与えた。

◇エビデンス集 資料編 【資料2-3-1】～【資料2-3-2】参照

2. 履修指導

学生が各自の学習目標に沿った履修科目の選択ができるように、履修指導を行っている。

新入生に対しては、オリエンテーションにおいて、大学の設置理念と教育目標を認識させるとともに、履修の方法について総括的な説明を行っている。全体説明の後、学科毎にガイダンスを行っている。ここでは学生各々が卒業までの履修目標を設定し、4年間の履修計画が立てられるように、履修登録に際しての選択科目の選定や科目相互の履修順序、登録手続期限について注意を促している。また、教員による学科ガイダンスの後には、学生支援課職員が学科毎に教務関係ガイダンスを開催している。教務関係ガイダンスでは、学生に配付される『履修の手引き』をもとに履修登録の流れを図で説明し、履修登録指導を行っている。

さらに、初年次教育プログラムにおいて大学生としての心構え及び大学生活の注意事項、各学科の特色、現状と将来について、大学で学ぶための基礎知識を整理・確認するための補習、レポートの書き方の指導等を教育課程外で実施している。

在学生についても、毎年度当初に学科別に履修ガイダンスを行っている。実施方法は、新入生の場合に準ずる。特に、成績不良者や履修登録ミスのある学生には個別指導を行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料2-3-3】～【資料2-3-6】参照

3. 担任制度による支援

これまでクラス担任制をしき、専任教員が学生の担任として学生の学習面や生活面での悩みや問題に関して、学生の相談に応じ、助言や指導を行ってきた。しかし、社会の経済状況の悪化に伴って授業料の納入が困難になる学生が増加していること、人間関係に悩んだり、大学での学修が思うように進まずに進路変更を考える学生が増えていることなどを考慮して、今年度より「学生支援担任アドバイザー」（以下「学生担任」という。）制度を導入した。「了徳寺大学学生支援担任アドバイザー規程」で担任アドバイザーの職務内容を明確に定めた。その主な内容は次の通りである。

- ・各アドバイザーは基本的に4年間、同一の学生を担当する。
- ・每学期2回以上、それぞれの学生と面談する。
- ・各学生の個人カードに指導や助言の結果を記録する。
- ・他の部署と有機的に連携して、支援効果を高める。

この制度の下で、より早い段階で学生が抱えている悩みや問題を把握し、様々な側面から適切に学生を援助する。よりきめ細かい指導を行うことで、学生が入学時の志を貫いて

4年間で卒業し、社会に出ることを支援しようとするものである。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-7】～【資料 2-3-8】参照

4. 出欠状況の管理及び指導

授業の3分の1を超える欠席で定期試験の受験資格を失うので、それを防止するために定期的に授業担当教員から学生支援課に出席状況を報告することとしている。その結果を教務委員会でとりまとめ、学生担任を介して該当する学生の指導を行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-9】参照

5. 保護者会の開催

毎年1・2年生、3・4年生ごとにそれぞれ1回の保護者会を開催している。日程等の案内文を送付し、あらかじめ出欠及び個別相談への参加希望の有無について回答を求め、参加を希望する場合は質問事項を挙げてもらっている。

この回答を取りまとめ、大学全体会、学科会、希望者による個別面談会という構成で、大学の取り組みや学修状況を詳細に伝えるようにしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-10】参照

6. 授業科目などに関する学生の質問・相談への対応

専任教員は、最低週に1コマのオフィスアワーを設けている。専任教員のオフィスアワーは学生掲示板及び教員研究室のドアに掲示している。学生は、講義内容の質問や学修方法に関する相談を直接科目担当教員に持ちかけることができる。随時、学生の質問・相談等に対応できる体制を整えている。

兼任教員は授業時間の前後に質問・相談に応じている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-11】参照

7. 補講・勉強会による学修指導

大学院をもたない本学では TA はいないが、学生に対するきめ細かい学修支援を充実させるため、専任教員は、十分な学力を持たない学生がいることも考慮して、正規の授業時間外に補講や勉強会を実施している。理学療法学科と整復医療・トレーナー学科では、それぞれ理学療法士と柔道整復師の国家試験に合格できる学力を養うために、正規のカリキュラムとは別に補習を開講している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-12】参照

8. 国家試験の模擬試験の実施

健康科学部の3学科の学生は、それぞれの職種の専門家としての免許を得るために、国家試験に合格することが求められている。学生が国家試験に備える上で、それまでに学んだ基礎及び臨床知識の習熟度と不足している分野を確認できるように、各学科は数回にわたって国家試験の模擬試験を行っている。この模擬試験は、理学療法学科では「理学療法特講Ⅱ」、整復医療・トレーナー学科では「整復総合演習Ⅰ」、「整復総合演習Ⅱ」、「整復総合演習Ⅲ」の科目の中で行い、看護学科は科目外で行っている。平成23(2011)年度の実施

状況は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 平成 23(2011)年度国家試験対策模擬試験日程

学科	理学療法学科	整復医療・トレーナー学科		看護学科
学年	4 年生	4 年生	3 年生	1 年生
第 1 回	6 月 17 日 (金)	4 月 23 日 (土)	11 月 19 日 (土)	1 月 31 日 (土)
第 2 回	9 月 2 日 (金)	5 月 21 日 (土)	1 月 7 日 (土)	—
第 3 回	12 月 10 日 (土)	7 月 2 日 (土)	2 月 4 日 (土)	—
第 4 回	12 月 17 日 (土)	9 月 24 日 (土)	—	—
第 5 回	12 月 22 日 (木)	11 月 5 日 (土)	—	—
第 6 回	1 月 13 日 (金)	12 月 10 日 (土)	—	—
第 7 回	1 月 26 日 (木)	2 月 4 日 (土)	—	—
第 8 回	2 月 7 日 (火)	—	—	—

9. 退学者などへの支援

休学・退学の相談は学生担任が受けている。休学・退学などの理由として、学力不足、進路変更、経済的理由、健康上の問題等がある。学力が足りない学生へは補習に出席することをすすめ、授業での遅れを取り戻すよう指導している。やむを得ない理由で本人の休学・退学などの意思が固い場合は、学生担任が学科長へ報告する。学科長は「学籍に関する相談連絡票」で学生支援課長へ連絡し、その後、学籍異動の手続きをとっている。その際、保護者を交えての面談を実施し、退学後の進路についての相談に応じている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-13】～【資料 2-3-14】参照

10. 特別研究生

平成 23(2011)年度より、本学の卒業生で国家試験の受験を目指す者のうち希望者を、特別研究生としている。特別研究生は本学教員の指導を受けて、受験しようとする免許試験に関わる国家試験問題の調査・分析を行い、1 年間国家試験対策の授業を履修する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-3-15】参照

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学で整備されている現在の修学支援体制の仕組みを今後も維持し、より洗練させる努力を継続していく。また、教員と職員の連携を密にすることで、さらにきめ細かい学修支援が行えるようにする。

オフィスアワーを活用し、学生からの質問・相談の対応をしていく。

学力不足を理由とする退学を防ぐため、入学前の課題や初年次教育において基礎科目の内容を充実させ、学生支援課から学生担任への学生の成績に関する情報提供を徹底する。また、学習意欲の低下している学生を早期に発見するため、メンタルサポートセンターの存在を学生に周知徹底させる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1. 単位認定

単位の認定については、「学則第 16 条」及び「了徳寺大学履修規程（以下、履修規程という。）第 9 条」に定めている。

本学は、単位制を採用しており、登録した授業科目を履修し、各科目の授業回数の 3 分の 2 以上の出席をもって定期試験受験資格が得られる。定期試験は筆記、レポート提出、作品提出、実技、実習等の方法により行う。担当教員は、定期試験のみではなく、学期中に課する課題やレポート等による、多面的な成績評価を行い、総合して 100 点満点で 60 点以上得点した者について単位を与える。試験実施の方法及び成績評価の方法については、科目ごとにシラバスに明記し学生へ周知している。

なお、学生が本学入学前に他大学、短期大学等で修得した単位については、「学則第 18 条」及び「了徳寺大学入学前の既修得単位の認定に関する規程」に則り、入学年の 4 月当初に認定申請がなされた科目につき、教授会の議を経て、学長が当該単位の認定を行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-1】～【資料 2-4-5】参照

2. GPA 制度

GPA 制度は、健康科学部において、一定期間の履修及び学修状況をより明確に把握するための厳格な成績評価である。GPA は、表 2-4-1 のとおり設定されたグレードポイント (GP) に単位数をかけた成績点数の合計を総履修単位数で割ることによって算出する。GPA が 2.0 未満の者に対して、学科長及び学生担任が面接し指導に当たっている。

表 2-4-1 グレードポイント (GP)

判 定	合 格				不合格
	90 点以上 100 点まで	80 点以上 90 点未満	70 点以上 80 点未満	60 点以上 70 点未満	
成 績					60 点未満
成績評価	秀	優	良	可	不可
グレードポイント	4	3	2	1	0

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-6】参照

3. 体系的・段階的履修

健康科学部では、学習効果の観点から履修の順序が重要になる科目があるため、該当する科目について体系的・段階的履修を条件としている。例えば「内科学」は基礎的な医学知識が前提となり、この科目の履修条件として「解剖学Ⅰ」、「解剖学Ⅱ」、「生理学Ⅰ」、「生理学Ⅱ」の単位を事前に修得する必要がある。また、健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科については、所定の単位を修得していない場合は、3年次の臨床実習（授業科目名は「臨床教育実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅰ」）を受けることができない。看護学科については、関連する講義・演習科目の単位修得を条件に各臨地実習を履修して単位を修得し、その後最終的な統合実習に臨むことができることとしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-7】参照

4. 履修登録単位数の上限

単位制の趣旨を逸脱しないよう履修科目の過剰登録を防ぎ、教室における授業と教室外での自習を合わせた充実した履修を行うため、1年間に登録できる単位数の上限を各学科とも44単位と定めている。ただし、GPAが2期以上連続して4.0の者に対しては、1年間に登録できる制限単位数を超えた履修登録を認めることができる。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-8】参照

5. 進級

本学では単位制をとっているため、休学した場合を除き4年次まで留年がない。ただし、前述の体系的・段階的履修でもふれたように、健康科学部では所定の単位が修得されていない場合は、臨床（臨地）実習を受けられず、4年間で卒業することができない。

6. 卒業認定

卒業は、学則第36条の規定に基づき学長が認定している。この卒業認定は、次の①、②の手続きを経て行う。

① 各学科において学部長のもとに全教員が出席し、学生支援課が作成した単位認定資料により4年次生の単位取得状況を確認する。

② ①において確認した単位認定資料により、教授会において単位認定の審議を行う。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-9】参照

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、履修登録単位数の上限、卒業認定については、学則及び履修規程に則り運用している。

教員がシラバスに明記した方法に従って担当科目の成績評価を行い、学則及び履修規程の定めに従って厳正に単位認定、卒業認定を行っている。授業改善委員会を中心にすでに三つの方針を策定し、各学科のカリキュラムツリーも作成済みである。本年度は、後に(49ページ)述べるように、カリキュラムマップの作成作業を行う予定である。これを通じて各科目の単位認定が、学位授与の方針のどの項目の充足につながるかを確認し、必要な場合には次年度からの授業内容に修正を加えることにより、学生の4年間の科目履修の総体が

学位授与の方針の充足に繋がる事が明確に確認できる体制を整える予定である。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-4-10】 参照

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1. 社会的・職業的自立のための支援体制

芸術の専門家及び医療系の専門職業人を養成する大学として、専門基礎科目、専門科目の教育課程全体が職業的自立のための教育となっており、社会人としての基礎的な力の育成は教養教育及び教育課程外で行っている。

社会的・職業的自立のための支援は、「了徳寺大学進路支援本部規程」に基づき学長を本部長として推進することとしている。

学生の進路支援に関する基本方針、その他重要事項の審議は、学長を議長とする進路支援本部会議において行い、その実施はキャリア教育部、相談指導部が担当する。

キャリア教育部は、学生の社会的・職業的自立に必要な能力・態度の育成を担当し、相談指導部は学生担任教員が学生の就職、進学、その他の進路選択について相談・指導を行っている。全体的な企画、進路支援情報の提供、事務的支援は事務局学生支援課が担っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-1】 参照

2. 教育課程の体制

ア 教養教育

教養教育では、わが国特有の文化芸術の知的・精神的基盤を理解した上で、国内のみならず国際社会において文化芸術交流を展開できる基礎的な力を蓄えることを目標としている。具体的には、人間の本質を理解し他者との意思疎通を円滑に行う力、コミュニケーションの手段としての情報処理能力、英語文化圏の文化的社会的背景を理解し国際社会において実際に役立つ言語力を総合的に備えた人材を育成することを目指している。

イ 芸術学部

「卒業制作」は、独創的な「表現」の追求に加え、展覧会開催に関する一連の作業を体験し、また、鑑賞者からの反応を受け止め、考察する「発表」の活動を行い、作家活動のスタートに位置づけることのできる科目として設定している。その他にも授業で制作された作品を積極的に公募展等へ出品するよう促し、専門的芸術家を目指す学生にとって極め

て重要な活動である「作品の社会への発信」を積極的に支援している。各種展覧会活動（個展・グループ展）も積極的に支援している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-2】参照

ウ 健康科学部

健康科学部は3学科とも現場での実習科目が教育課程に組み込まれている。各学科では表 2-5-1 のとおりの科目を設け、学外の保健医療福祉施設の協力により、それぞれの職種に必要な実践的知識・技術を修得する教育を行っている。

表 2-5-1 実習科目一覧

学科	科目名	実習場所
理学療法学科	臨床教育実習Ⅰ(3年次)	JR 東京総合病院 塩田病院 みつわ台総合病院 浦安ベテルホーム なぎさ楽苑 ほか
	臨床教育実習Ⅰ(3年次発表会)	
	臨床教育実習Ⅱ前期(4年次)	
	臨床教育実習Ⅱ前期(4年次発表会)	
	臨床教育実習Ⅱ後期(4年次)	
	臨床教育実習Ⅱ後期(4年次発表会)	
整復医療・トレーナー学科	臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ	高洲整形外科内科
	臨床実習Ⅲ	東海大学附属浦安高校 サンフレッチェ広島 ほか
	健康運動指導実習Ⅰ 健康運動指導実習Ⅱ	PAL 浦安 PAL 川口
看護学科	基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ(慢性期看護実習) 成人看護学実習Ⅱ(急性期看護実習) 高齢者看護学実習 精神看護学実習、 小児看護学実習 母性看護学実習、 在宅看護学実習 地域看護学実習Ⅰ(地域看護の実際) 地域看護学実習Ⅱ(学校保健・産業看護実習) 統合実習(基礎看護、母性看護、小児看護、成人看護、精神看護、地域看護、在宅看護)	津田沼中央総合病院 柏厚生総合病院 東京通信病院 東京都健康長寿 医療センター 東京厚生年金病院 みつわ台総合病院 東芝病院 千葉県こども病院ほか

また、各学科の教育目標に沿った医療人となるためには、国家試験に合格して国家資格を取得する必要がある。国家試験に備えてこれまで得た知識を整理統合するための補習等を行っている。

3. 教育課程外の体制

ア 事務局におけるキャリア支援の体制

進路希望調査、求人票の開示、キャリア支援ガイダンス等を実施している。

進路希望調査は、3、4年次の5、6月の就職ガイダンスにおいて実施しており、調査の結果から全員の希望を把握し、個別の進路指導に役立てている。

求人票は、キャリア支援室において学科別に開示しており、学生それぞれが必要な時に自由に閲覧できる。学生WEB掲示板においても求人情報を開示し、週に1度更新しており、自宅のパソコン等でも最新情報を閲覧できる。さらに、既卒者にも情報提供ができるように既卒者専用のWEB掲示板でも求人情報を開示している。

キャリア支援ガイダンスとして、平成23(2011)年度は、表2-5-2に示すテーマで、就職に関するガイダンスを7回開催した。

表 2-5-2 就職ガイダンス（平成23(2011)年度実績）

開催日	テーマ	対象学年
5月25日	履歴書の書き方	美術学科4年生
5月26日	履歴書の書き方	整復医療・トレーナー学科4年生
6月13日	履歴書の書き方	理学療法学科4年生
6月30日	社会人のマナーについて	全学科1年生
7月15日	履歴書を書くためのペン字講座	全学科4年生
11月29日	就職活動講座	全学科3年生
3月18日	就職面接会・相談会	整復医療・トレーナー学科4年生

◇エビデンス集 資料編 【資料2-5-3】～【資料2-5-9】参照

イ 学生委員会

学生全員の就職活動状況や就職内定者などの情報を、学生支援課でとりまとめ、毎月開催される学生委員会を通じて各学科における学生担任の進路指導の情報としている。

ウ キャリア教育

キャリア教育プログラム小委員会では、自らの目指す専門職に関する職業観を早期に養うことを目的として様々な試みを実施している。

平成23(2011)年度は、4年生や卒業生が臨床実習先や就職先において体験した事柄、履歴書の書き方、面接の受け方などの就職活動に直結する注意事項等を印刷物にまとめ、図書館に配架するとともに、学内WEB掲示板で閲覧可能になっている。

◇エビデンス集 資料編 【資料2-5-10】参照

エ 初年次教育

新入生を対象として実施する「初年次教育プログラム」に、「医療の世界①・②」や「マナー講座」の職業観を養う講座が組まれている。平成23(2011)年度は、健康科学部の教員が、各学科で取得できる資格や付随する資格、及びその職業の実際について説明した。新

入生にとって、自身が将来目指す職業はもとより、他学科の医療系職業について理解する良い機会となる。職業に就いたときの自らの姿をより現実的に思い描き、学修に積極的に取り組む動機付けとすることが目的である。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-11】 参照

オ 国語力養成講座

就職活動を始めようとする学生の、社会人としてのコミュニケーション能力を身につけることを目的として開講している。平成 23(2011)年度は、全学科の 3 年生の希望者を対象に、1 講座 3 コマを実施した。実習先へのお礼の手紙の書き方、実用的文章の書き方、「書く」の基礎となる「読む」能力を学習するため新聞の読み方等について指導した。併せて、面接を想定した「美しい立ち姿」「椅子の腰掛け方」「美しい歩き方」「会釈、敬礼、最敬礼の仕方」等の社会人として必要な礼法を学習させた。また、本学芸術学部美術学科芸術書道コース出身の職員によるペン字講座を行った。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-5-12】 参照

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

4 年間で卒業できない学生が毎年でている。こうした学生をなくすために、入学前教育において専門教育の基礎となる課題を学習し(2-3-①)、また、初年次教育における「医療の世界①、②」で学生の職業観を養うとともにモチベーションを高め、4 年間の学修への基礎となるようにする。

さらに、就職内定に向けて、専門家を招いての特別講義、キャリア支援コーナーでの個別対応、国家試験対策授業を充実させる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況を多角的に点検・評価するため、以下のような取り組みを行っている。

1. 授業改善アンケート

開学当初より、授業の内容や方法の改善・向上のために、「学生による授業評価アンケート」を導入し、学生の授業に対する意見の取り入れに努力している。平成 20(2008)年度

より、東日本の大学、短期大学、高等専門学校からなる大学連携組織「FD ネットワーク つばさ」に参加し、同組織の授業改善アンケートを利用している。平成 23(2011)年度は、授業を行った全ての専任教員、兼任教員（ただし、「実習」「卒業研究」は除く）の授業評価をアンケート方式で調査した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-1】 参照

2. 大学生生活に関するアンケート調査

開学年度である平成 18(2006)年度に続いて、平成 23(2011)年度に「大学生生活に関するアンケート調査」を実施した。このアンケートは、学修状況、部・サークル活動・アルバイトに費やす時間を含めた学生生活に関する質問に対して、選択肢の中から選んで回答する形式である。平成 23(2011)年度は、オンラインで調査を行い、回答数は 347 人であり回収率は 36.0%であった。

3. 学修状況の調査

平成 23(2011)年度の「大学生生活に関するアンケート調査」によると、「受講した授業をだいたい理解できている」と回答した学生は 53%であった(平成 18(2006)年度は 51%)。「授業をあまり理解できていない」と回答した学生がその理由として選択したものの中では「自主学習不足」が最も多く(34%)、「授業内容が難しい」(18%)、「勉学に対する意欲の不足」(14%)がそれに次いでいる。1 年間で身についた学習態度や力について、特に多く選択された回答は、「課題の提出期限厳守」「自己のスケジュール管理」「物事に対して粘り強く取り組む力」「講義のポイントをノートにまとめる力」等であった(複数回答可)。また、自由記述欄には、施設・設備の充実、学生への連絡時期と方法、教職員の学生への対応などに関して多くの具体的な要望や意見が述べられている。

授業の理解度や学習態度に関する上記の質問に対する回答は、平成 18(2006)年度の調査結果とほぼ共通している。ただし、今回のアンケートはオンラインで行ったため、システムの都合上、回答方法が平成 18(2006)年度に行ったものとは異なっているものがあり、回収率にも違いがある(平成 18(2006)年度は 91%)。そのため両者の結果を一概に比較することはできない。学生の学修状況をよりの確に把握できるよう、質問の内容も含めてアンケート調査実施のシステムを改善していく。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-2】 参照

4. 国家試験合格状況

国家試験の合格状況は健康科学部の 2 学科において、次の表 2-6-1 のとおりである。

表 2-6-1 年度別国家試験合格率

学 科	平成 21(2009)年度	平成 22(2010)年度	平成 23(2011)年度
理学療法学科	(第 1 期生) 95.3%	(第 2 期生) 64.6%	(第 3 期生) 95.7%
整復医療・トレーナー学科		(第 1 期生) 92.6%	(第 2 期生) 89.4%

5. 資格取得状況

平成 23(2011)年度卒業生の、資格取得状況は次の表 2-6-2 のとおりである。それぞれの資格に対応した資格取得対策講座や、実習の充実を図っている。

表 2-6-2 平成 23 年(2011)年度卒業生の資格取得状況

資格名称	取得者数
中学校教諭一種免許状（美術）	13 人
高等学校教諭一種免許状（美術）	13 人
中学校教諭一種免許状（保健体育）	32 人
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	32 人
学芸員（必要な科目を履修）	9 人
アスレティックトレーナー（AT）	6 人
認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト（CSCS）	8 人

6. 就職状況

平成 23(2011)年度の卒業生の進路状況は次の表 2-6-3 のとおりである。健康科学部の国家試験合格者の就職率は 100%であった。

表 2-6-3 平成 23(2011)年度卒業生の進路状況

学 科	卒業生	就 職	進 学(本学特別 研究生を含む)	その他
美術学科	25 人	18 人	0 人	7 人
		72.0%	0.0%	28%
理学療法学科	84 人	69 人	5 人	10 人
		82.1%	6.0%	11.9%
整復医療・トレーナー学科	103 人	83 人	15 人	5 人
		80.6%	14.6%	4.8%
全学科	212 人	170 人	20 人	22 人
		80.2%	9.4%	10.4%

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-3】 参照

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では、調査・アンケートの実施結果を、教育内容・方法及び学修指導等の改善へフィードバックを行っている。

1. 授業改善アンケート

授業改善アンケートの結果は、学内ホームページ上と学内掲示に学生に対して公表している。社会一般へは、FD ネットワーク “つばさ” の教育年報に掲載され公表されている。

また、授業改善アンケートの集計結果を、学生の自由記述内容も含めて各教員に通知し、それをもとに「リフレクションペーパー」を作成して提出することを各教員に義務づけている。リフレクションペーパーには、授業で改善した点や、学生の要望への対応も含めて今後どのようにさらなる工夫を行うかを、いくつかの質問項目に基づき記入することになっている。

このリフレクションペーパーについて、平成 23(2011)年度より WEB 公開用の項目、及び前回との比較について記述する項目を追加した。WEB 公開用の項目は、学生からの要望への対応や、授業での工夫を記入することとなっている。前回との比較は、教員自身が授業改善にどのように取り組んできたかを振り返り、その結果を広く公開する目的で行われている。

その他、やや不明確な質問項目の改善や、公開する内容とそれに対する教員の合意に係る課題、及び学生の建設的な意見の収集方法などについて、今後さらに授業改善委員会を中心に検討することとしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-4】～【資料 2-6-6】参照

2. 国家試験対策

これまでの合格実績をもとに、理学療法学科は国家試験対策方法を見直し、昨年度の不合格者を含めた今年度の受験予定者に対しての学習指導を徹底している。理学療法学科は 3 期生が全国的に見ても高い合格率を達成したが、より一層徹底した指導体制を確立すべく、今年度も全員合格に向けての補習等の取り組みをしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-7】参照

3. 大学生活に関する調査等

「大学生活に関する調査」、を実施し、その結果をもとに学生からの要望を吸い上げ、学生からの評価の低いものについて具体的な改善を行っている。調査結果については、構内掲示板及び大学ホームページにて公表している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-6-8】参照

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教務委員会、学生委員会、授業改善委員会の活動を一層活発化する。本学の教育目的の達成状況を客観的に把握し、その内容を踏まえ更なる教育の質の向上を目指していく。現在までに、理学療法学科が 3 回、整復医療・トレーナー学科が 2 回卒業生を世に出している。卒業生の社会的な評価を把握することを目的として、「就職先医療機関・社会福祉施設等に対するアンケート調査」の実施を検討していく。

2-7 学生サービス

〈2-7 の視点〉

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生一人ひとりにきめ細かい指導を行えるよう学生支援担任アドバイザー制を導入している。1 学年あたり 10 人程度の学生に対し 1 人の教員を担当として配置している（基準項目 2-3 にて詳述）。

事務局では学生支援を主として学生支援課が担当している。休学、復学、退学等の学籍異動、履修登録、定期試験、各種証明書の発行、実習関係、奨学金、保険、課外活動、生活相談などを担当し、学生生活のあらゆる面をサポートしている。これらの学生支援については、『学生便覧・履修の手引』、新年度に行うオリエンテーションなどで周知徹底している。

学生支援に関わる全学的な組織は教務委員会と学生委員会であり、学内委員会規程に則り運営している。学生委員会では、学生の自主組織である学友会との意見交換を行い、学生から寄せられた要望や意見についても検討し、環境の改善・変更等に役立てている（図 2-7-1）。

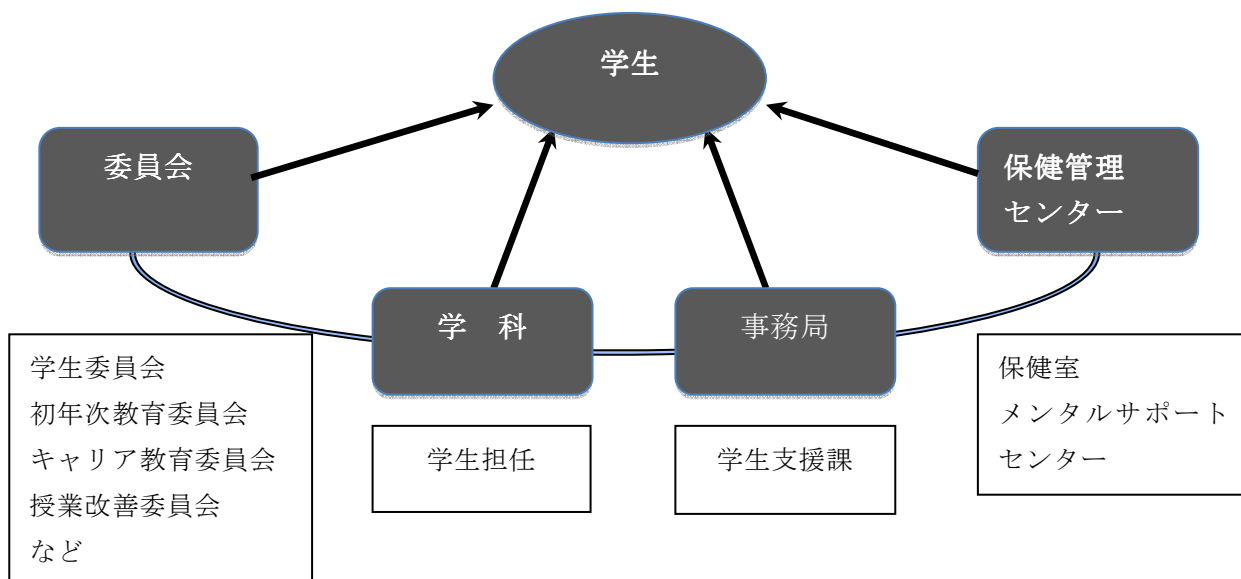


図 2-7-1 学生サポート体制

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-1】～【資料 2-7-3】参照

1. 奨学制度など学生に対する経済的な支援について

ア 特待生

本学の特待生には、入学試験特待生と在學生特待生がある。入学試験特待生は、センター試験利用入学試験及び一般入学試験を対象としており、各試験の中で優秀な成績を収めた者より選出される。在學生特待生は、2 年次以降の成績上位者より選出される。

入学試験特待制度には、全特待（初年度納付金：入学金・授業料・施設費・実習設備維持費 180 万円免除）、A 特待（授業料 80 万円免除）、B 特待（入学金 20 万円免除）の 3 種類がある。この特待生は、入学者の中から 3 学科それぞれ 11 人を上限として選出している。各試験区分における特待生の人数配分は表 2-7-1、2-7-2 のとおりである。

選出基準は表 2-7-1、2-7-2 の入学試験において、合格者を選考するために算出した得点順位の上位から定員枠内の者を特待生候補として選出している。候補者が辞退した場合、その権利が次点の者に引き継がれることはない。

表 2-7-1 一般入学試験（全学科対象）

学 科	全特待	A 特待	B 特待
理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科	1 位～2 位	3 位～4 位	5 位～7 位

表 2-7-2 センター試験利用入試入学試験（全学科対象）

	全特待	A 特待	B 特待
センター前期	1 位	2 位	3 位
センター後期	—	1 位	—

また、在学生特待生は、初年度に特待生資格を得た者を含め、同学年に在籍する者の中から毎年各学科の GPA 換算による成績上位 2 人ずつを選出し、学内生活の状況等を考慮した上で特待生候補者としている。2 年次以降の特待生の納入免除範囲は授業料である。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-4】～【資料 2-7-5】参照

イ 奨学金

平成 23(2011)年度の奨学金採用実績は、表 2-7-3 のとおりである。

日本学生支援機構奨学金の他に、千葉県保健師等修学資金、府県の理学療法士等修学資金、地方公共団体、民間団体の奨学金は、募集があるごとに掲示で案内している。希望者へは学生支援課職員が説明や申請書類の作成及び発送を行い、全員が採用された。

表 2-7-3 平成 23(2011)年度奨学金実績一覧

奨学金種類	機関名	実績
日本学生支援機構第 1 種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構	71 人
日本学生支援機構第 2 種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構	354 人
千葉県保健師等修学資金	千葉県健康福祉部医療整備課	8 人
神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金	神奈川県保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課	1 人

ウ 特別研究生奨学制度

前述の基準項目 2-3 の特別研究生として許可された者のうち、希望する学生へは「了徳寺大学特別研究生奨学金」を貸与している。平成 23(2011)年度は、4 人の特別研究生がこの制度を利用し、国家試験受験のための学習を行い全員が合格した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-6】参照

2. 学生の課外活動への支援

本学の課外活動は学友会のもとで運営している。学友会は全学生が所属する組織であり、「自立、連帯、希望、友愛」の開学の理念に基づき、協力と団結による正しい自主活動によって、学風の浸透と豊かな人間性の形成に寄与することを目的としている。

組織は執行部のもとに、部・サークル委員会、よつば祭（学園祭）実行委員会、学生生活・交通委員会、卒業記念実行委員会の四つの委員会で構成されている。

部・サークル委員会には、26 団体（運動系 19 団体、文化系 7 団体）が加盟している。これら公認・準公認の各部・サークルに、1 人以上の顧問教職員を置き指導に当たっている。

活動には、教室、体育館、学内グラウンド、了徳寺大学スポーツパークを使用している。了徳寺大学スポーツパークは、大学から遠距離であるため最寄り駅より無料バスを運行し学生の利用に供している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-7】～【資料 2-7-10】参照

3. 学生の健康支援

学生に対する健康相談、心的支援は、「学校法人了徳寺大学保健管理センター規程」に則り、保健管理センターが中心となって行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-11】参照

ア 定期健康診断

全学生を対象とした健康診断は、毎年 4 月から 6 月に行っている。健康診断の結果は学生に通知され、2 次検査が必要となった学生については、保健管理センターが個別に対応している。

イ 健康相談

学生からの健康面での相談事項は、保健室（学校医 8 人と看護師 2 人が交代で勤務）が

担当している。学校医は曜日・時限ごとにシフトを組み、看護師は保健室の開室時間に常駐している。

看護師は学生から体調や症状など健康面での相談があったときは、症状や生活習慣についての聴取、保健指導等をしている。学校医の指導が必要な場合は、学生の了解を得て、看護師同席のもと学校医面談を実施している。面談は学校医、学生の時間を調整の上、保健室で約1時間行っている。心の健康問題が認められた場合は、学生相談室の利用を勧められている。

相談者が医療機関で受診した場合は、各検査結果の提出、処方薬の確認、再診の有無などの聴取等、情報収集に努めている。通院が長期になる学生に関しては、定期受診の結果を提出するよう促し、長期的に経過を観察する。

傷病者発生時は、「傷病者発生時の手引き」に従い、教職員が迅速に対処している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-12】～【資料 2-7-13】参照

ウ 心的支援

学生の心の健康問題解決を支援し、学生生活の様々な困難を乗り越えるための援助を行うことを目的に、保健管理センターのもとにメンタルサポートセンターを設置し、専用の面談室において学生相談業務を行っている。

スタッフは、開設当初は専任教員（臨床心理士）1人と非常勤相談員（臨床心理士）1人であったが、平成21(2009)年4月より非常勤相談員（臨床心理士）1人を増員し3人体制で、月曜日から金曜日まで担当曜日を決めて毎日相談業務に当たっている。

相談内容は、友人や家族との人間関係についての悩みが多く、他には学生の臨床（臨地）実習についての悩みや不安を相談するケースも見られる。

相談件数は年々増加する傾向にあり、平成18(2006)年度に実件数3件、延べ件数26件であったが、平成23(2011)年度には実件数23件、延べ件数308件となっている。

専門医の診断が必要と考えられる場合は、保健管理センター所長（学校医）の指示のもとに、学校医による相談や医療機関への紹介を行っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-14】参照

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生からの意見・要望の受け付け方法は三つある。第一は、事務局窓口の総務課、学生支援課に直接来る方法。第二は、「目安箱メール」で、平成19(2007)年度から設置された24時間受付可能なインターネット窓口での方法。第三は、学生が担任教員に意見、要望を告げ、学生委員会で吸い上げる方法である。平成23(2011)年度中に要望された「駐輪場の拡張」は、平成24(2012)年3月末に、「学生食堂の座席数の増設」は、平成24(2012)年5月末に実施された。「パソコンのメモリー増設」、「トイレの温水洗浄便座の設置」は、平成24(2012)年度内に実施する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-7-15】参照

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生の要望には、実行可能なことから即時着手する。

奨学金は、現在の社会情勢・経済状況から学生支援機構や地方自治体などの制度を利用する者が増加する傾向にある。今後、迅速に多くの要望に応えられるよう、対策を検討する。

課外活動は、学外実習の少ない 1・2 年生を中心に文化系、運動系とも活発に活動している。また、毎年 10 月には学友会が主催してよつば祭を開催している。課外活動が学生の社会性・自主性を養うよい機会であることに鑑み、今後も学生支援課、学生委員会が中心となり支援していく。

健康や心の問題は、学生担任には相談するが保健室やメンタルサポートセンターを利用しない学生もいる。学生担任と保健室・メンタルサポートセンターの情報交換を一層密にする。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の専任教員の配置は表 2-8-1 のとおりである。各学科の教員数は大学設置基準及び「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「柔道整復師学校養成施設指定規則」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定を満たしており、その配置は適切である。

表 2-8-1 学部・学科別職位別教員数

(単位：人)

学部	学科	専任教員					設置基準 上必要専 任教員数	指定規 則必要 数	助手	計
		教授	准教授	講師	助教	計				
芸術 学部	美術 学科	6 (60.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10	10	—	4	14
健康 科学 部	理学療 法学科	11 (52.4%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	7 (33.3%)	21	8	9 (※1)	2	23
	整復医 療・トレ ナー学科	8 (44.4%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	18	8	7 (※2)	6	24
	看護 学科	7 (35.0%)	6 (30.0%)	1 (5.0%)	6 (30.0%)	20	12	8 (※3)	0	20
大学全体の収容 定員に応じ定め る専任教員数		—	—	—	—	—	14	—	—	—
計（全体）		32 (46.4%)	17 (24.6%)	5 (7.2%)	15 (21.7%)	69	52 (※4)	—	12	81

※1 理学療法士である専任教員が9人以上

※2 医師又は柔道整復師の免許を取得してから3年以上の実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者7人以上

※3 8人以上は看護師の資格を有し、そのうち3人以上は保健師の資格を有する者

※4 各学科の設置基準必要数（38人）＋大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（14人）

（注1）芸術学部美術学科は平成23年度募集停止

（注2）健康科学部看護学科は平成23年4月設置で学年進行中

専任教員の学科別・分野別の教員構成は表2-8-2のとおりである。健康科学部では看護学科の専門科目担当教員が他の2学科に比べて少ないが、これは看護学科が開設初年度であるためである。女性教員の数は（ ）内に内数で示してあるが、理学療法、整復医療・トレーナー学科の男性教員の比率が高い。看護学科は逆に女性教員の比率が高い。

表 2-8-2 学科別・分野別の教員構成（助手を含む）

(単位：人)

分野	美術学科	理学療法学科	整復医療・ トレーナー学科	看護学科
教養教育・教職課程	1(0)	2(0)	4(0)	2(0)
専門基礎科目	0(0)	7(2)	4(0)	1(0)
専門科目	13(4)	14(2)	16(3)	17(15)
合計	14(4)	23(4)	24(3)	20(15)

（注1）（ ）書きは女性教員数再掲

また、専任教員の学位の種類及び分野は表 2-8-3 に示すとおりであり、それぞれの科目についてその分野を専門とする教員を適切に配置している。

表 2-8-3 学位の種類及び分野（助手を除く） (単位：人)

	博士	修士	学士	備考
教養教育センター	学術 1、理学 1	教育学 4、体育学 2、文学 1	—	—
医学教育センター	医学 9、理学 1	—	医学 2	—
美術学科	—	芸術学 5、文学 1、中国学 1	教育学 1	その他 1
理学療法学科	保健医療学 5、医学 1、学術 1	リハビリテーション学 1、人間科学 1、工学 1、理学療法学 1、健康デザイン学 1	—	—
整復医療・トレーナー学科	保健学 1、鍼灸学 1、医学 1	体育学 1、健康デザイン学 1、スポーツ健康科学 2	経済学 1、人間科学 1、体育学 1	—
看護学科	医学 1	看護学 7、児童学 1、心理学 1、保健医療学 1、社会学 1、老年学 1、福祉マネジメント 1	看護学 1、法学 1	その他 1

本学の専任教員の年齢構成は表 2-8-4 に示すとおりである。平均年齢は専任教員全体では 45.1 歳であるが、学科別では美術学科が 49.4 歳で最も高く、整復医療・トレーナー学科が 40.9 歳で最も低い。健康科学部に関しては年齢構成のバランスがとれている。美術学科に高年齢の教員が多いのは、2 年後に芸術学部を廃止の予定であり、教員の新旧交代を行っていないためである。

表 2-8-4 学部・学科別年齢別教員数一覧（助手を含む） (単位：人)

年 齢	美術学科	理学療法学科	整復医療・トレーナー学科	看護学科	合 計
71 歳～	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	4 (4.9%)
61 歳～70 歳	3 (21.4%)	2 (8.7%)	2 (8.3%)	2 (10.0%)	9 (11.1%)
51 歳～60 歳	1 (7.1%)	5 (21.7%)	4 (16.7%)	4 (20.0%)	14 (17.3%)
41 歳～50 歳	1 (7.1%)	7 (30.4%)	7 (29.2%)	8 (40.0%)	23 (28.4%)
31 歳～40 歳	2 (14.3%)	8 (34.8%)	6 (25.0%)	4 (20.0%)	20 (24.7%)
～30 歳	4 (28.6%)	1 (4.3%)	5 (20.8%)	1 (5.0%)	11 (13.6%)
平 均	49.4 歳	44.4 歳	40.9 歳	47.9 歳	45.1 歳
合 計	14	23	24	20	81

※（注 1）比率は小数点第 2 位を四捨五入

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1. 教員の採用・昇任

本学における教員の採用・昇任の方針は「了徳寺大学教員選考規程」に定められている。採用・昇任については、大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績に基づいて行うことを選考の根本基準としている。教員の採用・昇任の手順は次の図 2-8-1 のとおりである。

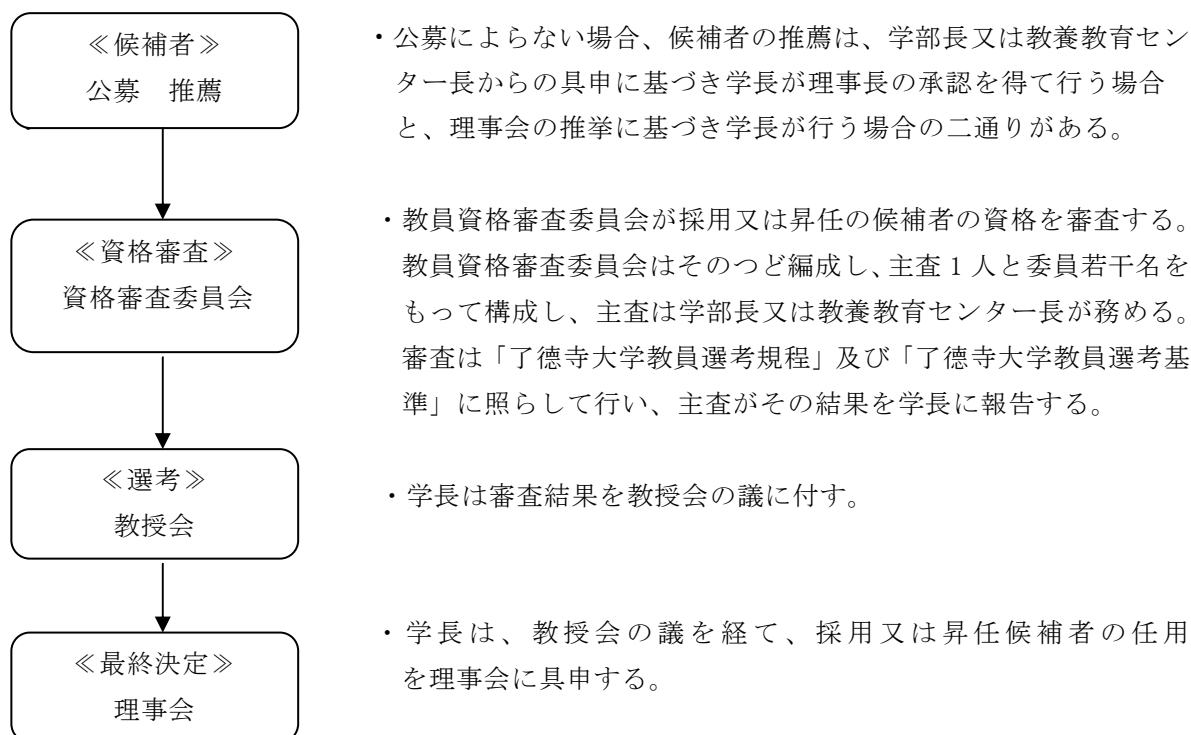


図 2-8-1 教員の採用・昇任の手順

平成 23(2011)年度に行われた教員の採用・昇任は表 2-8-5 のとおりである。

表 2-8-5 平成 23(2011)年度 教員採用・昇任についての審議一覧

内容	教員資格審査委員会	教授会
・ 健康科学部 教授 2 人、准教授 1 人、助教 2 人の任用(平成 24(2012)年 4 月 1 日付) ・ 教養教育センター 教授 1 人、准教授 1 人の任用(平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 1 回 (平成 23(2011)年 12 月 15 日)	平成 23(2011)年度 第 11 回 (平成 23(2011)年 12 月 27 日)
・ 健康科学部 教授 1 人、助教 1 人の任用 (平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 2 回 (平成 24(2012)年 3 月 12 日)	平成 23(2011)年度 第 18 回 (平成 24(2012)年 3 月 27 日)
・ 健康科学部 准教授 1 人の任用 (平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 3 回 (平成 24(2012)年 3 月 14 日)	
・ 健康科学部 講師 1 人の任用 (平成 24(2012)年 4 月 1 日付)	平成 23(2011)年度 第 4 回 (平成 24(2012)年 3 月 23 日)	

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-8-1】～【資料 2-8-6】参照

2. 教員評価

本学では専任の准教授、助教及び講師、助手の雇用は契約に基づく任期制を採用している。准教授、助教、講師の任期に関しては「学校法人了徳寺大学教員任期規程」に定められている。任期の満了する教員のうち、在任期間中における業績審査に合格した者が、同規程別表の定めるところに従い、一定の回数、再任される。業績審査は「学校法人了徳寺大学教員の再任時業績審査実施基準」に従って行われる。業績審査は「学校法人了徳寺大学教員任期規程」第3条第2項の規定に基づき、「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、及び「社会貢献」の4領域にわたって行う。業績審査を受ける教員は、これら4領域にわたる教育研究業績書を自ら作成し、審査は原則としてこれに基づいて行う。4領域のそれぞれに審査項目を設定し、各項目の業務遂行状況について教員再任時業績審査委員会が評価のうえ、領域ごとの評価点及び全領域を総合した評価点により審査を行う。全領域の評価項目数は、一般教員44、芸術実技系39、体育実技系48であり、領域ごとの比率は教育活動3、学術・研究活動2、組織運営1、社会貢献1の割合である。全領域を総合した評価は、教員の職位ごとに5割から8割を到達基準値として行う。この基準値は学長が理事長の承認を得て定めている。

教員再任時業績審査委員会は主査1人及び委員若干名をもって構成し、学部長又は教養教育センター長が主査を務める。委員会は評価結果を学長に報告し、学長は審査の結果を教授会の議を経た上で理事長に報告する。再任の可否は、学長の意見を聴き理事長が決定する（表2-8-6）。

教授は定年制のみである。毎年度、自らの1年間の教育研究業績等を学長に申告している。この自己申告に基づいた業績評価を平成24(2012)年度から実施する。

表 2-8-6 平成 23(2011)年度 再任時審査についての審議一覧

内 容	教員資格審査委員会	教授会
健康科学部講師1人、助教4人の再任（平成24(2012)年4月1日付）	平成23(2011)年度第1回（平成24(2012)年1月31日）	平成23(2011)年度第13回教授会（平成24(2012)年2月7日）

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-8-7】～【資料 2-8-10】参照

3. 教員研修、FD

本学では、教員の資質向上を図ることを目的として、平成18(2006)年の開学当初から「教職員研修会議」を置き、教育目的に基づき、教育活動、教授法及び教職員の相互研鑽の支援ならびに教育効果に関して研修会や検討会を実施してきた。同会議は平成23(2011)年4月より「授業改善委員会」に名称変更し、鋭意、教員研修、FD活動に取り組んでいる。また、本学は平成19(2007)年4月から東日本の48大学・短大・高専からなる大学連携組織「FDネットワーク“つばさ”」に加盟し、“つばさ”の主催する研修会、FD合宿等に積極的に教職員を派遣し、他大学のFD担当者と交流し、得た情報を学内にフィードバックしてい

る。現在、授業改善委員会が中心となって行っている FD 活動は次のとおりである。

ア 授業改善アンケート

開学当初より本学独自の学生による授業評価アンケートを実施してきたが、平成 22(2010)年度より他大学との比較検討が可能な FD ネットワーク“つばさ”の授業改善アンケートを採用した。アンケート結果は、教員にフィードバックされ、教員はこれをもとに授業改善のための「リフレクションペーパー」を作成する。

なお、アンケート結果は、FD ネットワーク“つばさ”発行の『研究年報』、本学のホームページ及び構内掲示板に公表されている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-8-11】～【資料 2-8-13】参照

イ 公開授業・検討会

前期と後期にそれぞれ 1 回ずつ公開授業を行っている。授業後に検討会を開催して教員相互による授業評価票を用いた意見交換を行い、授業改善につなげている（表 2-8-7）。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-8-14】～【資料 2-8-15】参照

ウ FD ネットワーク“つばさ”の活動への参加

FD ネットワーク“つばさ”の主催する研修会、ワークショップ、FD 合宿に教職員を派遣し、その成果について報告会を開催している。また平成 23(2011)年 2 月には、本学において“つばさ”の協議会を開催し、本学を含め 30 校 64 人の参加があった（表 2-8-8）。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-8-16】～【資料 2-8-19】参照

エ 研修会及びワークショップ

表 2-8-9 に示すとおり、授業改善委員会は平成 23(2011)年 5 月以来研修会を通じて「入学者受入れの方針」「教育課程の編成・実施の方針」「学位授与の方針」の策定を行ってきた。これら三つの方針は独立した別個のものではなく、大学の人材育成の目標を定め、その目標を達成するために最もふさわしい学生を受入れ、その学生に最もふさわしい教育課程を編成・実施するための方針という一貫した体系をなさなければならない。教員がこの体系の中で自らの担当科目が占める位置を確認し、教育課程の中で科目がもつ意味を理解するためには、三つの方針の策定に教員自らが積極的に参画することが重要である。この観点から、平成 23(2011)年度の研修会では、学位授与の方針を明確にする作業から始めて、教育課程編成・実施の方針の確認を行った。その際、後者の作業に当たっては大学設置時の教育課程編成・実施の方針の再確認にとどまったので、平成 24(2012)年 3 月 13 日の FD ワークショップでは、観点別に記述された学位授与の方針と各授業科目の到達目標の体系性を示すカリキュラムツリーの作成と、各学科の教育目標に沿った入学者受入れの方針の策定を行った。これにより、三つの方針の相互関連の概要が明らかになったが、平成 24(2012)年度には、各授業科目のシラバスに踏み込んだカリキュラムマップを作成し、担当教員が掲げる個別学習目標と学位授与の方針との関連を明らかにする予定である。これにより、各教員が入学から学位授与までの流れの中で、自らの担当科目が占める位置を明らかにするとともに、必要に応じてその授業内容を変更し、あるいは既存の科目の統廃合

や新規授業の開講等を通じて教育課程の改善に結びつける。

表 2-8-7 平成 23(2011)年度 公開授業・検討会

公開授業・検討会	実施日	授業名及び授業担当者
第 1 回全学公開授業・検討会 (公開授業 21 人、検討会 8 人参加)	6 月 16 日	授業名：「老年期障害理学療法学演習」 担当：理学療法学科 盆子原秀三 教授
第 2 回全学公開授業・検討会 (公開授業 18 人、検討会 16 人参加)	11 月 22 日	授業名：「看護技術 I」 担当：看護学科 入江多津子 教授

表 2-8-8 平成 23(2011)年度 学外 FD 研修

実施日	研修会名称等
6 月 11 日	第 7 回 FD ネットワーク “つばさ” FD 協議会 2 人参加
8 月 30 日	山形県立保健医療大学 第 2 回 FD 研修会 1 人参加
8 月 30 日、31 日	第 11 回 山形大学 FD 合宿セミナー 2 人参加
2 月 11 日	第 8 回 FD ネットワーク “つばさ” FD 協議会 2 人参加

表 2-8-9 平成 23(2011)年度 学内研修会

研修会名	実施日	研修内容等
第 1 回研修会 (47 人参加)	5 月 19 日	講演会：「大学評価の意義と目的 ～機関別認証評価を中心に～」 独立行政法人大学評価・学位授与機構 特任教授 川口昭彦先生
第 2 回研修会 (45 人参加)	8 月 25 日	ワークショップ：三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・ 実施の方針）の策定について（1 回目）
第 3 回研修会 (45 人参加)	9 月 14 日	ワークショップ：三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・ 実施の方針）の策定について（2 回目）
第 4 回研修会 (38 人参加)	3 月 13 日	ワークショップ：三つの方針（平成 25 年度入学者受入れの方針、 教育課程編成・実施の方針）の策定について

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-8-20】～【資料 2-8-23】参照

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

1. 教養教育を行うための組織上の措置

本学では、教養教育による豊かな人間性の涵養と専門教育による専門能力の開発を体系的に行うことにより、次代を担う人材を育成することを教育の基本理念としている。この理念を具現化するため、組織上においても学部と同列の独立した組織として教養教育センターを置いている。教養教育センターは、2-8-①の項に掲げた表 2-8-2 の各学科の教員のうち、教養教育及び教職課程を担当する教員により構成されている。担当科目別に見た現在の構成員は英語 2 人、情報 1 人、心理学 1 人、教育学 3 人、体育学 2 人の計 9 人である。ほかに、美術学科所属の 5 人の教員が看護学科の教養教育科目を担当している。

2. 教養教育を行うための運営上の責任体制

教養教育センターの運営に関しては「了徳寺大学 教養教育センター規程」第3条（センターの運営）に次の活動を行うよう定められている。

- ① カリキュラム、シラバスの点検等教育の一層の改善を図るための調査検討
- ② 構成員相互の交流協力
- ③ 構成員と教養教育科目担当兼任教員との交流協力

①に関しては、平成23(2011)年度に専門科目のカリキュラム改正の一部として現行カリキュラムを一部変更し、平成24(2012)年度から実施することとしたが、教養教育科目については、初年次教育科目、社会人としての能力・態度育成のためのキャリア教育科目等も考慮した抜本的な改正が必要であるとの考えから、平成24(2012)年度にこれを検討することとした。

②に関しては、毎月1回定例会議を開催し、准教授以下の構成員に教授会における審議・報告の内容を説明するとともに、カリキュラムの問題点、学科研究費の使途等を話し合っている。

③については、兼任教員の担当科目に問題が生じたときにはセンター長が個別に対応してその解決に当たっている。

◇エビデンス集 資料編 【資料2-8-24】参照

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

2-8-①については、今後とも教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に留意し、欠員の補充、新規採用等を行っていく。

表2-8-2に見られる理学療法学科と整復医療・トレーナー学科における教員の男女比の問題については、現在の在学生のうち、理学療法学科在学生では44%、整復医療・トレーナー学科では38%が女子学生であることから、教育面から考えて教員の男女比のバランス改善を目指す必要があると思われる。今後はすぐれた女性の人材を積極的に採用していく。

2-8-②の教員の資質・能力の向上への取り組みについては、授業改善委員会の活動を通じて適切に行っており、今後も継続してこれらの活動を積極的に推し進める。とくにリフレクションペーパーについては、従来は自己反省の範囲にとどまる傾向があったが、前学期との比較や、内容の公開等をもとに、実際の授業改善につながるシステムを委員会での討議を通じて構築していく。

2-8-③については教養教育センターが運営に責任を負っているが、兼任教員も数多いことから、構成員と兼任教員全員の間で本学における教養教育の目的・目標、実施の方針等に関して意思の統一を図っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 15,483.72 m²（大学設置基準上必要な校地面積 9,600 m²）、校舎面積 19,095.2 m²（大学設置基準上必要な校舎面積 10,809 m²）であり大学設置基準を満たしている（表 2-9-1）。また、理学療法士、柔道整復師、保健師助産師看護師、各々の指定規則に適合する施設を完備しており、多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内表示及び階段手すりなど、バリアフリーにも配慮した構造となっている。

校舎は、平成 18(2006)年に竣工した 6 階建ての建物であり耐震基準に適合している。平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災では、5 階の教員研究室に置かれた書棚が転倒したものの建物の基礎や外壁などに損傷はなく、震災の翌日に受けた建物の施工会社による調査でも問題は見られなかった。この震災によって浦安市の多くの地域で土地の液状化現象が発生したが、本学が存する区域では液状化は見られず、本学の設備も損傷を受けなかった。

施設設備のメンテナンスは専門の業者に委託し定期的に行っており、安全を保っている。

表 2-9-1 建物と主要施設

建物名	延床面積(m ²)	階	主要施設
本館	19,095.2	1 階	事務室、図書館（パソコンルーム、キャリア支援室、映像メディア室）、保健室、学生相談室、講義室、精神看護演習室、売店、エントランス
		2 階	講義室、演習室、学友会室、男子ロッカー、談話ロビー、整復医療・トレーナー学科実習室
		3 階	演習室、情報処理教室、美術学科実技室、看護学科実習室、女子ロッカー、作品保管室
		4 階	演習室、美術学科実技室、基礎医学系実習室、理学療法学科実習室、整復医療・トレーナー学科実習室、男子ロッカー、女子ロッカー、学生オープンルーム
		5 階	学長室、研究室、会議室、印刷室、総合文化研究所、応接室、学生サポートコーナー、非常勤講師室、休憩コーナー
		6 階	理事長室、学生食堂

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-9-1】～【資料 2-9-2】参照

1. 教室

講義室は 300 人の大教室、100 人の中教室、50 人の教室があり、演習は 10 人程度の演習室を用意している。講義室はすべて AV 機器等によるマルチメディアに対応した装置を備えている。

また、実技のできる部屋は、芸術学部用の実技室が 10 教室、理学療法学科実習室が 6 教室、整復医療・トレーナー学科実技室が 2 教室、看護学科実技室が 4 教室、基礎医学系実習室が 4 教室となっている。各実習室にはそれぞれ教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備えている。これらの実技室・実習室は授業に使用するほか、学生が空き時間を利用して自学自習に使用している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-9-3】参照

2. 体育施設

体育館は、トレーニングルーム、シャワールームなどを完備し、授業及び課外活動で使用している。トレーニングルームは、用具の使用についての講習会を受講した学生は利用が可能となっている。運動場は浦安キャンパスと了徳寺大学スポーツパーク（千葉県若葉区）にそれぞれある。浦安キャンパスの運動場は、テニスコート（2 面）、バレーコート（1 面）、バスケットボールコート（1 面）、ミニサッカー場がある。スポーツパークは野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート（10 面）、ミーティングルーム、シャワールームを備えた総合運動施設であり、授業及び課外活動に使用している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-9-4】～【資料 2-9-5】参照

3. 情報サービス施設

本学の情報サービス施設は「了徳寺大学情報処理センター規程」に則り、管理・運営している。

学生が使用可能なコンピューターは、情報処理教室に 60 台、パソコンルーム（附属図書館内）に 52 台を設置している。情報処理教室は、主に講義で使用し、講義外は学生が自由に使用できるよう開放している。パソコンルームは、図書館開館時間内であれば自由に使用できる。学生は各自の ID、パスワードを用いてコンピューターを使用できる。

学生には、入学時にメールアドレスが付与され、課題提出や就職活動に利用している。学内サーバーに、学生が使用できる共有フォルダーを設置している。共有フォルダー内に講義用フォルダーがあり、予習・復習用として、講義資料データを閲覧できる。また、学内 WEB 掲示板もホームページ上に掲載しており、休講・補講情報などを学外からも閲覧することができる。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-9-6】参照

4. 図書館

本学の附属図書館は、「学校法人了徳寺大学附属図書館規程」、「了徳寺大学附属図書館利用規程」に則り、管理・運営している。

図書館は、閲覧席 257 席、コンピューター 52 台、スタディールーム 6 室、グループ研究室 2 室、閉架書庫一室で構成され、蔵書は芸術及び医療の専門書を中心に 24,531 冊である。

開館時間は、平日 8:30～20:20、土曜日 9:00～16:50 で、年間利用実績（平成 23(2011)年度）は延べ 141,079 人となっている。所蔵図書及び AV 資料は全てデータベース上で検索可能である。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-9-7】～【資料 2-9-8】参照

5. 自習室等

健康科学部の 4 年生（現在は理学療法学科と整復医療・トレーナー学科のみ）は国家試験を控えていることから、専用の自習室を用意し、空き時間を利用していつでも勉強ができるように配慮している。

学生数の増加に伴い、2 階学生専用ロビーが満席状態になったので、平成 24(2012)年度より、4 階の油絵実技室 2 を学生オープンルームに転用した。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

英語の授業については 1 クラス 20 人前後で編成し、少人数できめ細かい指導ができるよう工夫している。教養教育科目については、英語、情報、体育科目を除いては平成 22(2010)年度まで 1 科目 1 開講を基本としていたが、平成 23(2011)年度より学生数の増加に伴い、一部の必修科目については 2 開講に増やし教育効果を高めるようにした。

各学科の実習・演習科目については、表 2-9-2 のとおり指定規則に沿った少人数・複数担当で行っている。

表 2-9-2 少人数授業の実施状況（平成 23(2011)年度実施例）

学科名	授業名	実施状況
理学療法学科	運動学実習	108 人の学生を教員 5 人で担当している。学生を八つのグループに分け、1 人の教員が 4 グループを、他の 4 人の教員が 1 グループを担当する。そして 2 コマごとに担当グループをローテーションする。
整復医療・トレーナー学科	臨床整復医療実習 I	99 人の学生を教員 2 人と助手 3 人で担当している。
看護学科	看護技術 I	103 人の学生を常時教員 6 人で担当している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 2-9-9】～【資料 2-9-10】参照

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも教育目標の達成のために施設・設備の整備と維持には継続的に努力していく。看護学科は、指定規則に沿い学年進行に応じて講義室、実習室及び実技室を整備する。また、学生数の増加に伴い、自習室の確保、コンピューター数の増加、蔵書の増加、談話ロビー・学生食堂などの充実などが今後の課題となっている。大学全体として教育環境の充実を図る。

【基準2の自己評価】

基準項目 2-1～2-9 の自己判定に基づき、基準2を満たしている。

1. 基準項目 2-1 について

入学者受入れの方針を明確に定め、明示している。学生の受入れについては、入学試験本部会議が入学者受入れの方針に沿って試験の実施方法と内容を策定し、入学試験委員会が中心となり組織的に入学試験を実施している。オープンキャンパスの実施、開発部の募集活動などによって入学定員の充足率は、募集停止となっている芸術学部を除く健康科学部の全学科で毎年119%から130%である。学生数は収容定員を確保しており、ほぼ適切な数の学生を受入れている。

2. 基準項目 2-2 について

教育目的に基づいて「教育課程編成・実施の方針」を策定して明示するとともに、その方針に沿って教育課程を編成している。授業については教育目的を達成するために、様々な形態を用意している。また、美術学科においては、美術館や博物館での鑑賞や、理学療法学科ではプレ実習の実施など、教室だけでなく外部施設を利用した授業方法を取り入れている。教育方法の改善については、授業改善委員会を置き教員と職員が協力して任に当たっている。

3. 基準項目 2-3 について

学修及び授業の支援のために、学生担任制、オフィスアワー、教務関係ガイダンスなど様々な制度を設けて多くの側面で教職員が協働して任に当たっている。

4. 基準項目 2-4 について

学位授与の方針を策定するとともに、単位認定、卒業認定等は学則及び履修規程に則り行っている。

5. 基準項目 2-5 について

学生の進路支援は、進路支援本部会議を中心としてキャリア教育部、相談指導部が担当している。社会的・職業的自立のための支援を教育課程はもとより、教育課程外においても実施している。

6. 基準項目 2-6 について

教育目的の達成状況の点検として、授業改善アンケート、大学生活に関するアンケートを実施し公表している。また、国家試験合格状況、資格取得状況、就職状況等を検証している。これらの結果は各学科・教員にフィードバックし、それぞれの教育改善に活用している。

7. 基準項目 2-7 について

学生生活の安定のために、経済的支援、課外活動支援、健康相談・心的支援等を行って

いる。経済的支援は、各種奨学金の案内とともに大学独自の奨学金及び特待生制度を導入している。部・サークル、学友会等の課外活動は、学生委員会、学生支援課が中心となって支援している。健康相談は保健室で学校医と看護師が、心的支援はメンタルサポートセンターで臨床心理士が担当しており、相談内容によっては保健室とメンタルサポートセンターが連携をとっている。

8. 基準項目 2-8 について

教員数及び配置は、大学設置基準、各指定規則に則った必要数を確保しており、年齢構成についてもバランスが取れている。教員の採用・昇任及び任期制による再任時審査は、規程に則り行っている。教員研修（FD 活動）として、授業改善アンケート、公開授業・検討会、学内研修会を行い、学外 FD 研修会にも積極的に参加している。教養教育の全ては、教養教育センターが責任を負っている。

9. 基準項目 2-9 について

校地・校舎面積は大学設置基準を満たしている。授業は適切な規模の教室で実施し、クラス分け、グループ分けにより教育効果を高めている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人了徳寺大学は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として設立しており、理事会の決議に基づいて学生が真摯に学ぶ場として了徳寺大学を設置し、学則により教育研究の基本方針を定めている。大学設置の目的を具現化するため、「自立、連帯、希望、友愛」の開学の理念（6 ページ）のもと、学生の人格を最大限に尊重することを運営理念に、教職員が連携協力して学生の学修支援を行うことを経営の基本路線としている。この基本路線の行動指針として、三つの柱から成る「学校法人了徳寺大学憲章」（表 3-1-1）を定め、役員及び教職員個々への通知及び校舎エントランスホールへの掲示（図 3-1-1）により趣旨を浸透させ、全員が職務遂行の信条として日々の職務に取り組むこととしている。

表 3-1-1 学校法人了徳寺大学憲章

学校法人了徳寺大学憲章	
学校法人了徳寺大学の役員及び教職員は、人々が美しい花を咲かせるため「開学の理念」とともに、以下の行動指針を信条とします。	
1	学生とその家族の人生を咲かせる 質の高い、熱い教育を通して、学生に誇りと自信を与え、礼節と和を貴ぶ心を養い、本学に集う全ての学生とその家族の夢と希望が実現するよう努めます。
2	教職員とその家族の人生を咲かせる 高等教育に携わる誇りを持ち、その職務に専念し、自己の研鑽と不断の努力により、自らとその家族の人生を咲かせます。
3	地域の人々の人生を咲かせる 地域社会との共存をはかり、地域の人々が人生を咲かせる一助となるよう、健康で文化的な明るい地域社会の創造に貢献します。

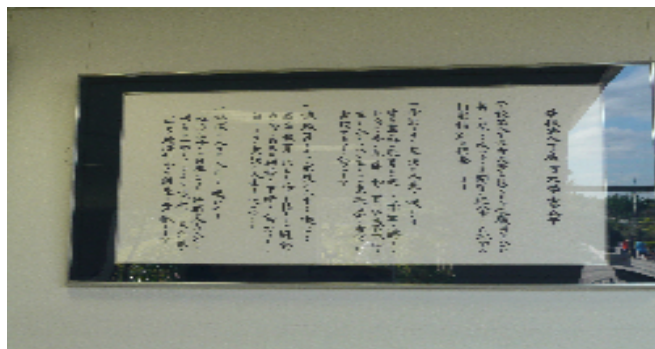


図 3-1-1 学校法人了徳寺大学憲章（校舎エントランスホール）

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-1】～【資料 3-1-2】参照

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

健全な教育環境を保全し、もって大学の使命及び目的を達成するため、教育課程の実施、授業外の学修指導、学生の厚生補導の場において、学生本位の支援が行われ、学生の人格が尊重されるよう教学運営を実施している。大学に組織している企画会議、教授会、学内委員会等において管理運営の方針や具体的方法を検討する際も、学生の人格尊重、学修支援効果を尺度にしている。文書による事業の実施を決定する場合は、文書審査の段階において前記と同様の判断をしている。日常の学生支援活動において目的に沿った実施がなされているか、企画会議、教授会、学内委員会等において検証している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校法人了徳寺大学は、私立学校法に基づき寄附行為を定め、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として設立しており、設置する大学が、学校教育法、同法施行規則及び大学設置基準、その他諸法令の定めるところに則って管理運営を行うため、学則、法人規則及び大学規則を定めている。大学運営に法令違反が生じないよう事業決定に際して文書取扱責任者が審査し、決定関与者及び決定権者が確認している。日常の運営に際しては、事務局の担当課が進行管理している。法令と大学諸規定との対比は、概ね表 3-1-2 のとおりである。

表 3-1-2 関連事項と法令・大学の規定

事 項	法 令	大 学 の 規 定
学校法人の設立、管理運営	私立学校法各条	寄附行為各条
学長等の教職員の配置	学校教育法第 92 条各項	学則第 50 条
学長の職務	学校教育法第 92 条各項第 3 項	学則第 51 条第 1 項
教授会の設置	学校教育法第 93 条	学則第 52 条
教授会の審議事項	学校教育法施行規則第 144 条	学則第 54 条
研究所の付置	学校教育法第 96 条	学則第 58 条
入学資格	学校教育法第 90 条 学校教育法施行規則第 150 条	学則第 21 条
学長の資格	大学設置基準第 13 条の 2	学長任用規程第 2 条
教員の資格	大学設置基準第 14～17 条	教員選考規程第 2～7 条
授業期間	大学設置基準第 22～23 条	学則第 7 条、8 条
教育課程の編成方法	大学設置基準第 20 条	学則第 12 条、13 条
授業の方法	大学設置基準第 25 条	学則第 14 条
成績評価基準等の明示	大学設置基準第 25 条の 2	履修規程第 2 条、10 条
授業改善のための組織的な研修及び研究	大学設置基準第 25 条の 3	授業改善のための研修及び研究に関する規程
卒業の要件	大学設置基準第 32 条	学則第 36 条

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-3】～【資料 3-1-4】参照

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

少子化社会の中において適格な入学者を確保し、能力の高い卒業生を送り出す教育と、新しい知的ストックを積み上げる研究を行い、もって社会に貢献するという大学の公的使命を全うするため、安全で快適に学修、教育、研究、就業できる環境の提供に努めている。

1. 教育・研究環境への配慮

浦安キャンパスは、東京都心に近い限られた敷地を有効に活用し豊かな外部空間を造成している。校舎は、普通教室、情報処理教室のほか、実習・実技を重視したカリキュラムに見合った実習室・実技室を用意している。開設後 2 回にわたる学科増設の際にも、それぞれの用途に沿った教室を設けた。その他、図書館や福利厚生施設、教員研究室を整備し、学生及び教職員の利用に供している。これらの施設は、毎年度、空気環境測定、飲料水水質検査、害虫防除（表 3-1-3）、福島原発事故後の簡易放射線測定器（ES-GC01）による放射線量測定（表 3-1-4）、建物・設備の法定検査及び自主点検を実施し、良好な教育研究環境を保全している。また、「了徳寺大学保健管理センター規程」及び「教職員衛生管理規程」により学生・教職員の健康管理と良好な教育環境・職場環境の形成に努めている。

また、情報セキュリティ事故防止のため、ネットワークの強化、ファイアーウォールの厳重化、コンテンツフィルターの導入、サーバ・クライアント端末の定期的メンテナンス、学生・教職員への ID・PASS 発行、PC 端末・データの持ち出し禁止の周知徹底、IT 活用

ガイドの配付などを行っている。

表 3-1-3 平成 23(2011)年度各種点検結果表

	点検・測定実施日	点検・測定項目	点検・測定結果
1	4月8日(金)	害虫防除	良好
2	5月30日(月)	空気環境測定	問題なし
3	6月8日(水)	害虫防除	良好
4	7月28日(木)	空気環境測定	問題なし
5	8月19日(月)	害虫防除	良好
6	9月29日(木)	空気環境測定	問題なし
7	9月29日(木)	飲料水水質検査	適合
8	10月7日(金)	害虫防除	良好
9	11月14日(月)	空気環境測定	問題なし
10	12月8日(木)	害虫防除	良好
11	1月30日(月)	空気環境測定	問題なし
12	2月8日(木)	害虫防除	良好
13	3月26日(月)	空気環境測定	問題なし
14	3月29日(木)	飲料水水質検査	適合

※ 点検・測定項目：「空気環境測定」、「飲料水水質検査」、「害虫防除」

表 3-1-4 平成 23(2011)年度簡易放射線測定器による放射線量測定結果表

日時	場所	測定値(マイクロSV/h)
平成 23(2011) 年 9 月 13 日	校舎前(南西側) 空き地の北東隅(地上 0cm)	0.13
	校舎前(南西側) 空き地の北東隅(地上 30cm)	0.13~0.18
	校舎前(南西側) 空き地の北東隅(地上 50cm)	0.14~0.18
	モネ池の中央橋附近	0.1~0.14
	モネの庭の花壇	0.09~0.11
平成 23(2011) 年 10 月 11 日	エントランス出入口(建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み(校舎寄り)	0.16
平成 23(2011) 年 11 月 8 日	エントランス出入口(建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み(校舎寄り)	0.09
平成 23(2011) 年 12 月 13 日	正門入り口付近の側溝(門扉横)	0.09
	校舎前(南西側) 空き地の中央	0.1
	校舎前(南西側) 空き地の北東隅	0.09
	校舎前(南西側) 空き地の西側フェンス寄りの植木鉢泥	0.09
	グラウンドバスケットゴール附近側溝(南側)	0.11
	自転車置き場のグラウンド側の雨樋下(中央 2箇所)	①1.98 ②1.50(※1)
	駐輪場入り口のマンホール(北側)	0.1

	駐輪場と駐車場の境界植込み入り口寄り（北側）	0.09
平成 24(2012) 年 1 月 17 日	エントランス出入口(建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み(校舎寄り)	0.09
	自転車置き場のグランド側の雨樋下(中央2箇所)	①0.11 ②0.12
平成 24(2012) 年 2 月 14 日	エントランス出入口(建物内)	0.09
	正門から校舎への植込みの西側植え込み(校舎寄り)	0.11
	自転車置き場のグランド側の雨樋下(中央2箇所)	①0.1 ②0.1

(※1) 自転車置き場の雨樋下に関しては、環境省基準値 0.23 マイクロ SV/h を超えているため 40 平方 cm 深さ 40cm の土を入れ替えた。その後の測定では①0.09 マイクロ SV/h、②0.10 マイクロ SV/h と他と変わらない値になった。また、採掘した土は空き地に 1 平方 m 深さ 1m の穴を掘り 40cm の盛り土をした。入れ替えた後の 2 箇所の値は、①0.10 マイクロ SV/h、②0.09 マイクロ SV/h となった。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-5】～【資料 3-1-7】参照

2. 人権への配慮

学生及び教職員の人権は最大限尊重されるべきとの理念から、「人権侵害の防止」「個人情報保護」「公益通報者保護」に関する規定を定め、人権侵害の防止及び人権侵害行為が生じた場合の問題解決について組織的に取り組むこととしている。

「人権侵害の防止」については、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、誹謗中傷、その他の人権侵害行為の防止及び問題発生時の措置を行うため人権委員会を設置し、また、常時人権問題に対処できるよう相談員を置くとともに事務局内に人権擁護室を設けている。平成 23(2011)年度は、学生からの申し立てを受けた 1 件について人権委員会を開催し、問題を解決した。

「個人情報の保護」については、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であるとの認識に基づき、個人情報の取得、利用、提供及び開示等に関して教職員に責務を負わせ、人権侵害行為の発生を防止する体制をとっている。保護を適正に行うため学長を委員長とする個人情報保護委員会を置いている。最大の注意を払い個人データを取り扱っており、現在まで不適正な事態は発生していない。

「公益通報者保護」については、大学の自浄作用を高め、法令又は本学諸規定違反行為等の早期発見と是正を図り大学の健全な発展に寄与することを目的として、通報者が不利益な取扱いを被らないようにする体制を制度化している。理事長のもとに置いている通報処理委員会を核として問題の対処に当たることとしている。現在まで、該当する事態は発生していない。

以上のみならず、個々の事情を持つ学生の人権について、日常、重点的に取り組んでいる。平成 24(2012)年度現在、三つのケースがある。

- ①生物学的性と自己認識が一致しない学生について、不一致を人格権として認め、本人の意向を最大限尊重した学校生活が可能となるような配慮を行っている。
- ②聴覚の不自由な学生には、学習権を尊重するため、大学で同級生のボランティアを募り、授業におけるノートテイクの支援を行っている。各授業担当教員には聴き取

り易いよう配慮を促しており、全教員の理解を得ている。

- ③車椅子使用の学生には、エレベーター及び校舎棟各階と体育館に多目的トイレの施設設備を設置している。授業では担当の各教員が個別に配慮しており、これを全教員の共通理解として周知している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-8】～【資料 3-1-11】参照

3. 安全への配慮

学生及び教職員の安全保持及び災害防止について、就業規則に教職員の努力目標を定めている。具体的行動指針として、防火・防災管理に必要な事項を「了徳寺大学消防計画」に定め、管理権原者のもとに防火・防災委員会を設置して具体的な活動内容・方法を検討し、防火・防災組織の運用と訓練を実施している。

基準 2-9 でも述べたように、本学の敷地及び校舎は平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災でも損傷を受けることはなかった。しかし、震災後、本学の立地条件を考慮して津波を想定した詳細な避難計画を策定し、これに基づいて昨年度 7 月に津波避難訓練を行った。引き続き同様の訓練を実施することを計画している。

なお、平成 24(2012)年 3 月に発表された首都圏直下型地震の予測に基づく、本学が位置する浦安市沿岸の津波は最大で 3m 以下であり、東海地震発生の際の津波の予測も 4m 以下である。これらに基づいて、避難計画では本学校舎の 5、6 階に避難するように決めてある。

自然災害に関し、通学経路である JR 京葉線、武蔵野線に強風による運休、遅延が発生した場合、休講その他緊急事態の情報を「WEB 掲示板」に掲示し、学生・教職員に連絡を徹底している。次節で述べるように、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災の際にも、この連絡体制によって入学予定者を含む学生の安否を 4 日間でほぼ 100%確認することができた。

また、人為的不祥事である校内への不法侵入を防止するため、校舎棟 1 階出入口を防犯カメラで常時監視し被害を防止している。教室、廊下、階段等には随所に防犯カメラを配置するとともに職員が校舎内を定期的に巡回し、学生・教職員が被害者にならないよう注意を払っている。駐輪場も常時カメラで監視し盗難に備えている。学生には、実習、学外活動などの際の事故及び通学時における交通事故に適用できる「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入させるほか、任意保険にも加入を勧めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-12】～【資料 3-1-14】参照

4. 東日本大震災の際の学生の安否確認と安全確保について

平成 23(2011)年 3 月 11 日(金)の東日本大震災の際、以下のように学生、入学予定者の安否確認を行った。

在学生は携帯電話の番号とメールアドレスを入学時に登録しているため、それらのデータを利用して安否の確認を行った。しかし、メールアドレス変更の届出をしていなかったり、パソコンからのメールを受信する設定がされていなかった等の理由により、多少時間を費やした。ホームページに安否確認を連絡するよう掲示し、安否確認ができる環境を整えた。その結果、3 月 15 日(火)に全学生の安全の確認が取れた。

理学療法学科の学生で学外実習（主に東北地方・関東地方の施設）に参加している学生は、理学療法学科教員が中心となり、実習先への電話連絡、本人への電話またはメールにより、安否の確認を行った。入学予定者については、入学手続き書類と一緒に、緊急時の連絡先とメールアドレスの登録を義務付けていたため、それらのデータを利用し安否の確認を行った。

震災当日、学内にいた学生 209 名は全員無事で、徒歩で帰宅できる学生には帰宅を指示し、全員が無事に帰宅した。それ以外の学生は、液状化の影響により新浦安駅周辺が混乱しており、また交通機関が運行している可能性が低いため、安全が確認されるまで大学内体育館で待機することとした。

体育館に避難している学生には、食事（2 食）と毛布を配給した。翌日、交通機関が復旧したため、体育館に避難していた学生は昼ごろまでには全て帰宅した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-15】～【資料 3-1-16】参照

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公開については、学校教育法施行規則 172 条の 2 に定める教育研究活動等の情報を公表しているほか、本学のホームページ上に開学の理念、学則、各学科の教育目的、教員の紹介、入試状況等が公表されている。

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条により、平成 17(2005)年度以来の決算書である、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）、事業報告書、監査報告書を事務局に備え付け、「学校法人了徳寺大学情報公開に関する規程」に基づき利害関係者の閲覧請求に応じて閲覧に供している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-17】参照

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の大学の設置、運営に関する法令を遵守し、大学設置の目的を具現化するために継続的な努力をしている。

教育研究情報はホームページ上に公表している一方で、財務情報は閲覧請求があった場合に公表している。

安全への配慮として、東日本大震災後、定例の防火・防災訓練のほかに本学の立地条件に鑑み、津波避難訓練を取り入れた。さらに、本学は医療系 3 学科を擁する大学であり、浦安市の避難所に指定されていることから、今後は、本学の持つ医療分野における人材を緊急時における地域の救急活動に活用できる体制を構築することを考えている。

東日本大震災の際に、本学は避難所に指定され、地域住民と本学の前に位置する浦安市総合公園を訪れていた人々の合計 11 名を受け入れた。翌日には、隣接する浦安市立明海中学校と避難所を統合することになり、避難者は明海中学校に移動した。この際に、特に外傷を負った避難者はいなかったが、傷病者がいた場合には応急処置や救急搬送などの適切な手配が必要であることが明らかであった。また、寝具、飲料水、食料など避難所としての必需品に加え、傷病者や身体に障害を持つ人のために、診察台、車椅子、医療器具なども必要である。

これまでの調査によれば、災害急性期（災害発生後 1 週間以内）において罹患・死亡した

ケースの95%は外傷によっており、外傷犠牲者の60%が簡単な1次救命を必要としていた。このことから、災害現場における医療的対応を含む指揮やトリアージなどが必要とされている。こうしたことを勘案して、本学は災害発生時のアクションプランとして、傷病者のトリアージと救命救急活動、救急搬送の手配などを盛り込んだ医療救護活動を行うこととし、現在その具体的な案を検討中である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、大学の開学の理念を具現化するため、学則及び諸規定を制定し、管理運営体制を組織している。

1. 理事会

私立学校法第36条に則り、学校法人の業務を決するため理事会を置いている。業務を決する場合、次の事項は評議員会に諮問しなければならないこととしている。

- ・ 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項
- ・ 事業計画に関する事項
- ・ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ・ 寄附行為の変更に関する事項
- ・ 合併に関する事項
- ・ 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項
- ・ 寄附金品の募集に関する事項
- ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものに関する事項

平成23(2011)年度は、理事会を4回開催し（出席率は平均82%）、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改正、学則変更、役員の変更等について審議・決定した。

理事の定数は、5人以上7人以内であり、理事のうち1人を理事長としている。理事長は理事総数の過半数以上が出席した理事会において、出席理事総数の過半数以上の決議により選出することとしている。

理事の選任区分は寄附行為第6条に定められており、「了徳寺大学長」（1号理事）、「評議員のうち評議員会において推薦された者のうちから、理事会において選任した者2人以

上3人以内」(2号理事)、「本法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうちから、理事会の過半数の議決によって選任した者2人以上4人以内」(3号理事)とされている。平成24(2012)年5月1日現在では、1号理事1人、2号理事2人、3号理事4人の計7人である。任期は2年としている。

2. 常任理事会

理事会のもとに理事長及び常勤の理事で構成する常任理事会を置き、「学校法人了徳寺大学常任理事会規程」に則り、理事会の包括的授権に基づき大学の日常業務を決している。このほか、緊急の必要があるため理事会を開催する時間的余裕のないときは、前記以外の業務を先決することができることとしている。平成23(2011)年度は1回開催し、平成23(2011)年3月11日に起きた震災の影響による補正予算について先決した。

◇エビデンス集 資料編 【資料3-2-1】～【資料3-2-2】参照

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の目的を達成するために、現在の「寄附行為」に定められた管理運営体制をベースに、大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を整備充実する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学運営の体制については、学則において管理運営組織を定め、学長が校務をつかさどり、教授会において教学に関する重要事項を審議することをその柱としている。学長の統督のもとで学長を補佐する副学長、校務を分担する学部長、附属図書館長、教務部長、学生部長の設置とその職責を学則で定めている。

新設大学である本学は、完成年度終了までの4年間、設置者である学校法人が経営及び教育研究の具体的実施状況について、細部にわたり設置後アフターケアとして文部科学省の指導を受けてきたところであり、これに対応する体制として、教育研究の実施を含む全ての意思決定について理事会が直接責任を負ってきた。

アフターケア期間が満了した平成22(2010)年度に至り、全学的に開学の理念の具現化について共通認識が醸成されてきたことに伴い、教育研究の実施方針及びその具体的実施に関する事項について、学長を頂点とする教学組織に権限を委譲した。現在は、学長等の職責及び決定権限を規定した「了徳寺大学事案決定実施要綱」に基づき大学運営を行っている。

る。各職の職責及び委譲権限は、概ね次のとおりである。

- ①学長は、校務をつかさどり所属職員を指揮監督し、理事会で設定した教育研究の基本方針を具現化するための教学運営上の重要事項を決定する。ただし、委譲を受けて決定した案件のうち学校法人の経営に影響を及ぼす内容を含む場合は、あらかじめ理事長の承認を受けること、及び特に重要な事項は、適宜、理事長に報告するものとしている。
- ②副学長は、学長を補佐し、学長不在のとき、その職務を代行する。平成 22(2010)年度から空席である。
- ③学部長は、学長の命を受けて、学部の教育研究をつかさどる。
- ④附属図書館長は、「了徳寺大学附属図書館規程」及び「了徳寺大学附属図書館利用規程」に基づき処理する事項を決定する。
- ⑤教務部長、学生部長は、学長の命を受けて、学長の定めた実施方針に基づき個別具体的事項を決定する。

また、学長を補佐する機関として、大学運営の重要事項を協議するため、学長を議長とし、学部長、附属図書館長、教務部長、学生部長及び事務局長等で構成する「企画会議」を設置し、定例会を月 1 回、必要に応じて臨時会を随時、開催している。この会議において構成員相互の共通認識を形成し教学運営の一体化を図るとともに、教授会への提出議題及びその内容について合意し、学長の意思決定を補佐している。

他に 11 の学長諮問の常設委員会と 3 つの特別委員会、法人が法令の趣旨に基づいて設置する 6 つの委員会がある。学長諮問の委員会は、それぞれの所掌事項につき意見を学長に具申している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-3-1】～【資料 3-3-7】参照

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

教学運営の執行に当たっては、大学の基本組織による意思決定及び業務実施体制によるほか、基幹となる重要事項については本部組織を設け、学長が本部長として学内意思統一の上、実施の陣頭指揮に立っている。入学試験本部、進路支援本部、公的研究費不正防止計画推進本部がそれである。入学試験は、本部会議が審議した基本方針に基づき、入学試験委員会が入学者選抜の準備、実施及び実施に係る企画を行い、毎年度円滑に業務を進めている。

学長は、以上の本部組織のほか、学生懲戒委員会、防火・防災委員会や理事長のもとに設置している人権委員会、個人情報保護委員会、自己点検・評価委員会の委員長として意見の取りまとめを主導し、学長としての意思決定につなげている。

なお、以上の意思決定にあたり配慮する一つとして、学生からの要望を「大学生活に関するアンケート調査」（基準項目 2-6-①）や大学への要望・相談（基準項目 2-7-②）にて受け付けている。また、保護者からの要望を、日ごろからの電話等による受付はもちろん、毎年保護者会を開催し、大学に対する事前アンケートや保護者会での個別面談にて要望を聞く機会を設けている。

学生・保護者の要望については、直ちに回答を行うとともに、要望を企画会議で協議し、極力反映できるよう心掛けている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-3-8】～【資料 3-3-15】参照

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アフターケア期間終了後、学長等の職責及び決定権者に関して「了徳寺大学事案決定要綱」に基づき大学運営を行っている。

基幹となる重要事項について学長が陣頭指揮に立っているが、現在、学長を補佐し、不在のときその職務を代行する副学長が空席となっている。今後、副学長が選任されるまで代行者を定め万全の体制を整える。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-3-16】参照

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長を代表者とする理事会及び学長を頂点とする大学執行部との意思疎通を図り、もって法人運営及び大学運営の円滑化と大学の発展を期することを目的として、理事長、理事若干名及び学長、学部長、附属図書館長、教務部長、学生部長、事務局長で構成する「合同会議」を「了徳寺大学合同会議要綱」により設置している。平成 23(2011)年度は、同要綱第 4 に定める会議を 1 回、第 6 に定める小会議を 8 回開催し、法人と大学が、各々の現状と問題点について相互理解を深めるとともに、この会議で合意した国家試験対策用学習室の設置、夏季休業中の図書館を含めた校舎棟開館時間の延長、特別研究生の制度化を実現した。また、多人数授業の解消について合意した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-4-1】参照

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の管理運営については、法人の業務及び財産の状況を監査する機関として寄附行為により監事を置いている。監事は、法人の理事、職員、評議員以外の者から選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任している。2 人の監事を任命しており、平成 23(2011)年度 4 回開催した理事会への出席率は平均 88%で毎回 1 人は出席している。私立学校法の規定に基づき置いている評議員会は、寄附行為において諮問機関として位置

付け、理事会で審議する事項のうち寄附行為で諮問事項としている案件について理事長に意見を具申している。評議員は、理事会が推薦し評議員会において選出した者、本学卒業生及び学識経験者で理事会において選出した者により構成することとなっている。平成23(2011)年度は3回開催し、出席率は平均69%であった。

大学の管理運営については、学長、附属図書館長、教務部長、学生部長が決定権限に基づき意思決定しようとする場合、特に重要な案件について企画会議で内容を協議し合意を得ている。このうち学則に定める事項は教授会の議に付している。

◇エビデンス集 資料編 【資料3-4-2】参照

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、理事会を総理し、法人の経営にリーダーシップを発揮している。理事長は、辞令交付式での年度初め(4月)と年始(1月)において、全教職員に向け大学の進むべき指針、経営方針を示している。また、合同会議において、大学運営の円滑化と大学の発展を期するために、法人及び教学組織相互の意見交換をしている。

学長は、毎月開催している企画会議で、効果的な大学運営を図るための企画及び調整、教授会への提出議題の選定等にリーダーシップを発揮している。

11の常設委員会と3つの特別委員会は、それぞれ大学運営の各一部分を担当し、意見を学長に具申している。理事長、学長、教務部長、学生部長に決裁を求める場合は、稟議規程に則り稟議している。予算に計上していない案件等、直接理事長に要望等がある場合は、要望書を提出し、理事長の決裁を受けている。

◇エビデンス集 資料編 【資料3-4-3】～【資料3-4-5】参照

(3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

理事会を初め法人及び大学の各管理運営機関相互のコミュニケーションの円滑化を図るために、教授会、各委員会の議事録等を会議終了後速やかに大学内の共有フォルダに掲載している。今後とも全教職員の閲覧を徹底し、学内情報の共有化を一層推進する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

事務局は、法人事務局と大学事務局を分離せず両者の機能を一体化した組織として編成し、少数精鋭の人材を有効に配置して活用する体制をとっている（図 3-5-1）。事務局は開発部、法人部、地域貢献部の 3 部及び財務会計課等の 4 課で構成しており、事務局長が理事長の命を受け事務局の事務を処理し、所属職員を指揮監督している。このうち教学に関する事務を担当する課には教授が兼務する部長職を置き、前記 3-3-①で述べたとおり、部局長である附属図書館長、教務部長、学生部長に権限委譲による決定権を付与している。この決定に際しては、①経営に影響を及ぼす案件、②学生の人権に関わる案件、③事務的判断を要する案件等は事務の専門家である事務局長の了解を得た上で決定する仕組みとしている。教授会及び教学関係の各委員会の事務を事務局各課が担当し、会運営の企画・進行管理を行っている。教授会は学長を議長とする全学教授会のみであり、大学の運営の重要事項を審議する組織であることから教授のほか、事務局長及び事務局部課長を構成員としている。事務局内の運営は、職員の精鋭少数配置の中で事務処理の更なる効率化を図るため部課長会議を週 1 回開催して連携を行い、効果をあげている。会議を開催できない場合は、電子メール等でこれに代えている。全職員は毎日朝礼を行い、職務上の問題点の共通理解を図るとともに、職員相互の啓発の場になっており、職場の雰囲気向上をもたらしている。

就業規則には、服務心得及び服務規律が規定されている。事務組織は事務組織規程に部課制が定められており、各部課にはその目的を達成するため必要な職員が適切に配置されている。学科増設や学生数増加に対応して職員の補充採用が業務に支障のないよう迅速に行われている。また、ジョブローテーションによって一人の職員が複数の業務をこなすことができるよう担当職務が割り振られている。

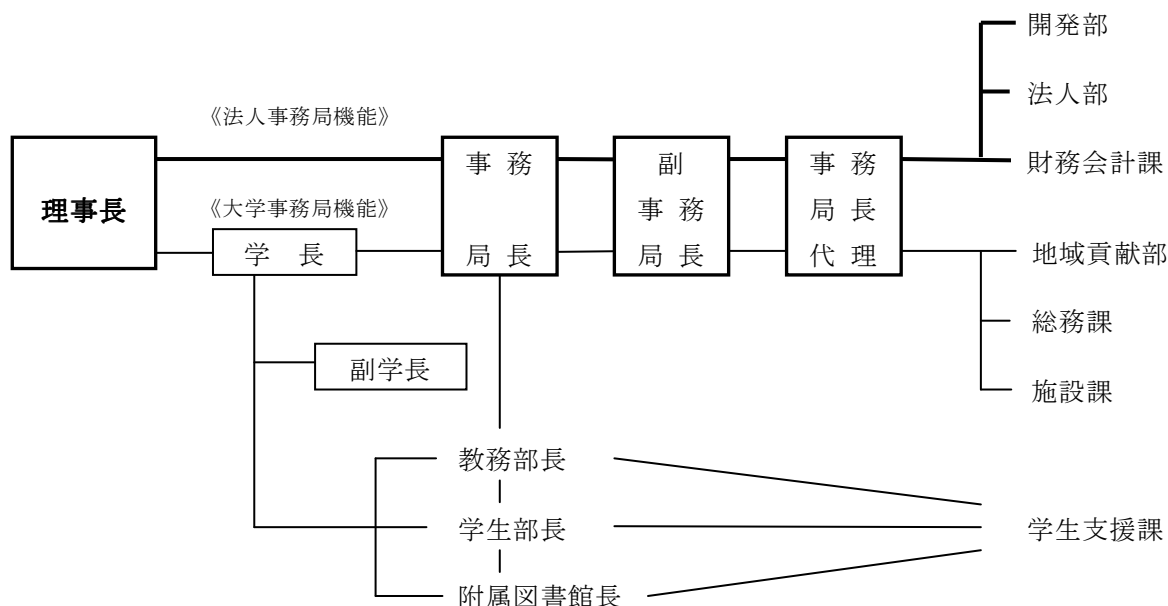


図 3-5-1 事務局組織図

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-5-1】～【資料 3-5-2】参照

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務局の日常的な業務管理は、理事長をトップとする事務局組織の体系に従い実施している。無駄、不合理、法令抵触等各部課の業務に生じる課題については、包括的に事務局総務課が分掌し、関係部門と協議の上、理事長決定により改善している。改善点は、即時、メールにより理事長通達として全部門・全教職員に周知し、実施ベースにのせている。事務管理の原点となる職員の日常業務は、日々、業務報告書を提出させることによって把握している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-5-3】～【資料 3-5-4】参照

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

教職員には、大学における教員と職員の役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすことを指導している。職員については、この役割を達成させるため、組織としての事務力向上を目指し、組織力の基礎となる職員個々の資質向上のため日常業務に関連付けた研修を行うよう職員研修体系を策定している。日常業務を管理しながら個々の到達レベルに見合った研修ができるためのものである。体系の骨子は、①経営意識の涵養と日常業務への反映、②事務処理の基礎知識と実務への応用、③事務改善意欲啓発と能力向上、④企画力・政策提言のための自己啓発、⑤部課長級職員の業務管理能力の向上、⑥情報処理能力の向上、である。研修課題は、日常業務を見ながら必要性の高い内容について効果的な方法で行う。方法は、講義形式、演習形式、課題レポート形式、自己啓発形式及び OJT（On-the-Job-Training：職場での実務を通じて行う職員の教育訓練）による。職場での現任研修の場合は主に「実務密着型」の研修を実施することとし、「課題レポート形式」「自己啓発形式」「OJT」の方法を中心として実施する。平成 23(2011)年度は次の研修を実施した。

1. 職場研修

- (ア) 大学における教員と職員の役割分担（講義）
- (イ) 事務総合研修「仕事への取り組み姿勢」（趣旨説明の上、各自課題を設定。実務での実践結果をレポート提出）
- (ウ) 事務処理研修「文書入門編」（講義。各自実務での実践結果をレポート提出。）

2. 職場外研修

外部団体の主催する大学経営、大学事務等に関する講習会、研修会に職員を参加させ、意識・能力の向上を図っている。平成 23(2011)年度は「大学マネジメントセミナー」、「内部監査体制の構築と強化」、「問題教職員への対応と処遇のあり方」、「教員評価の制度化と運用上の留意点」等 15 回の講習会、研修会を受講した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-5-5】～【資料 3-5-7】参照

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質向上のため職場での研修の充実を図ることはもちろんのこと、職場外研修会への積極的な参加を継続的に実施していく。また、職場外研修においては、職員の職務内

容の違いから研修参加者に偏りのないよう工夫する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 18(2006)年に医療と芸術の融合を開学の理念に芸術学部と健康科学部の2学部2学科で開学した本学は、今年で創立7年を迎え、日々建学の精神を実現するべく努力すると同時に、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立するために不断の努力を払っている。

平成 23(2011)年には、先に繰り返し述べているとおり、健康科学部に3番目の学科として看護学科を設置し、現在では2学部4学科を擁する陣容となっている。これまでの健康科学部の入試競争倍率は安定的に推移しており、入学者の増加によって、表 3-6-1 のとおり、毎年学生納付金が増加している結果、学生生徒等納付金の帰属収入に占める割合である学生生徒等納付金比率は、平成 18(2006)年度以降 80%台後半以上を記録しており、全国平均に比べても高い水準となっている。収支のバランスは、消費収支比率が平成 22(2010)年度に 97.1%と 100%を切り黒字化を達成した。資産の着実な増加は見られているが、負債比率は平成 21(2009)年度、平成 22(2010)年度と 100%台前半となっているので、財政上の運営は、今後適切に行っていく必要がある。平成 22(2010)年度からは私立大学等経常費補助金の交付を受けており、財務上の運営はより強固なものになる。

表 3-6-1 学生納付金の推移

(単位百万円)

摘 要	平成 19(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度	平成 23(2011) 年度
学生納付金	576	937	1,254	1,482	1,587

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の安定した財務基盤については、表 3-6-1 を見たとおり、過去6年間は毎年増収となっており、平成 22(2010)年度に消費収支が黒字化したことを併せて考えると、収支のバランスは確保されている。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

予算管理を徹底するなど、今後も収支のバランスを考慮した運営に努める。なお、安定的な経営基盤を構築するため、入学定員の確保が最重要課題であることに変わりはないが、中長期的には、大学院の設置も入学定員確保の大きな要因であると考えている。学校運営の基盤を強化する目的も含めて、在学生についても授業内容の向上と併せて、基準2-7で実施している学生生活全般に対する手厚いケアを行うことにより退学者を減少させ、収容定員の維持を図るとともに、将来に向かって、入学定員の充足と安定した学生納付金の確保に努める。浦安キャンパスにある教育施設の更なる整備拡充を進め、また、了徳寺大学スポーツパークの効果的な利用を進めることで、学生生活の満足度を高め、併せて地域社会への貢献にも資することを目指す。将来的な大学院の設置や学部学科の更なる充実を図ることによって、より一層教育の向上と財務基盤の強化を図る。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人了徳寺大学経理規程」、「経理規程施行細則」及び「学校法人会計基準」を遵守し、適切に実施している。予算案は、事務局の各部課からの予算要望を財務会計課が取りまとめるが、各部課及び各学科、センター等の所属長から予算についてのヒアリング後に作成し、理事長（評議員会及び理事会）の承認で成立する。

予算の執行は、所属長、総務課長、財務会計課長、事務局長、理事長の承認を経た後、財務会計課で行われ、予算残額の管理についても所属部課及び財務会計課で行われている。予算と著しく乖離がある決算額の科目については、補正予算を編成している。これらの会計処理については、本学が契約している公認会計士の指導のもとで行われている。

◇エビデンス集 資料編 【資料3-7-1】～【資料3-7-2】参照

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、「学校法人了徳寺大学監事監査規程」、「学校法人会計基準」に則り、厳正に実施している。公認会計士による会計帳簿書類及び計算書類の監査を期中並びに期末に受けている。また、監事は評議員会及び理事会に出席し、大学運営の政策やその執行内容について意見を述べている。

◇エビデンス集 資料編 【資料3-7-3】参照

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人了徳寺大学経理規程」及び「経理規程施行細則」、「学校法人会計基準」に則り、今後とも適切な会計処理を行うと同時に、業務の拡大に対応した人員の確保や組織の整備を含む体制の構築に取り組んでいく方針である。

【基準3の自己評価】

基準項目 3-1～3-7 の自己判定に基づき、基準3を満たしている。

1. 基準項目 3-1 について

本学は大学設置の目的を具現化するために学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の大学の設置、運営に関する法令を遵守している。環境保全、人権、安全に配慮し、安全で快適に学修、教育、研究、就業ができる環境を提供している。教育情報はホームページに公表しており、財務情報は閲覧の請求があった場合に閲覧に供している。

2. 基準項目 3-2 について

理事会は大学の開学の理念を具現化するため、学則及び諸規定を制定し、管理運営を行っている。

3. 基準項目 3-3 について

学長等の職責及び決定権限を規定した「了徳寺大学事案決定実施要綱」に基づき大学意思決定組織を整備し、権限及び責任を明確にしている。また、11の常設委員会と3つの特別委員会において、教職員の要望や提案を検討・協議し、必要に応じて学長に意見を具申することとしている。

4. 基準項目 3-4 について

理事会と大学執行部との意思の疎通を図るため、「合同会議」を開催している。開学の理念のもとに理事長及び学長がリーダーシップをとっている。上記のとおり、委員会が必要に応じて学長に意見を具申している。

5. 基準項目 3-5 について

事務組織については、大学の目的を達成するため、少数精鋭の人材を有効に活用、配置している。また、職場研修、職場外研修へ積極的に参加し、資質の向上、能力開発を恒常的に行っている。ジョブローテーションも実施し一人の職員が複数の業務をこなすことができるよう工夫している。

6. 基準項目 3-6 について

学生数の増加によって、毎年学生納付金が増加している結果、学生納付金比率が比較的高い水準となっている。消費収支比率が平成22(2010)年度に100%を切り黒字化を達成し、最適な収支バランスを確保している。今後は、教育研究経費比率の向上と管理経費比率の

抑制に努め、財政基盤の確立を目指す。

7. 基準項目 3-7 について

本学の会計処理は、公認会計士の指導のもと、諸規定に則り適切に実施している。会計監査については、諸規定に則り、監事が理事会及び評議員会に出席し、厳正に実施している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

平成 18(2006)年度、平成 19(2007)年度

開学年度の平成 18(2006)年 5 月に「了徳寺大学自己評価委員会規程」を定め、委員会の所掌事項を明確にした。委員会は通常の自己点検に関わる事項のほか、年報の編纂に関する事項、情報公開に関する事項を所掌することとした。

平成 18(2006)年 7 月には第 1 回自己評価委員会を開催し、評価の実施項目とその担当部署を定めた。また、この委員会において授業評価アンケートを自己評価委員会の所掌とすることとし、これに基づいて、平成 18(2006)年度後期に、第 1 回の学生による「授業評価アンケート」を実施した。科目ごとに、数値回答部分については機械集計し、また記述部分については職員が転記し、その結果を担当教員に開示した。教員は担当授業についての自己評価を行い、センター長、学科長、コース主任に報告した。

平成 19 年(2007)年度は、前後期とも授業評価アンケートを実施した。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-1】～【資料 4-1-4】参照

平成 20(2008)年度

授業評価アンケートを記述主体に変更したほか、リフレクションペーパーの作成を義務付けた。教員は担当科目ごとにリフレクションペーパーを作成し、センター長、学科長、コース主任に提出する。学科長、コース主任は提出されたリフレクションペーパーをまとめて学部長に提出。学部長は必要と認めた場合には教員と面談し、今後の対応について話し合う。また、学部長は報告書を作成して学長に報告するものとした。

平成 24(2012)年度までに法律に定める認証評価を受ける必要がある。本学は日本高等教育評価機構において受審することが 7 月の委員会において了承された。また同じ委員会において、平成 22 年度には事前外部評価を実施するものとし、そのための自己点検・評価報告を作成すべく、日本高等教育評価機構の「大学評価基準」の 11 の基準に従って執筆分担を決め、同機構の「受審のてびき」に従って原稿を作成し、平成 21(2009)年 1 月末日までに提出することとした。

7 月の委員会における議論に基づき、認証評価が教育研究のみならず管理運営をも含む大学全体の問題が対象となることから、理事会側をも含む自己点検・評価の体制を整える必要があり、9 月に、前述の「了徳寺大学自己評価委員会規程」に代えて、「学校法人了徳

寺大学自己点検・評価に関する規程」を定めた。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-5】～【資料 4-1-6】参照

平成 21(2009)年度

これまで学生による授業評価アンケートは自己点検・評価委員会の所掌となっていたが、アンケートは授業改善を目的とすることから、自己点検評価、FDの両委員会が共同でこれにあたるのが適切と考えられ、5月に第1回の合同委員会が開催された。この会議において、平成20(2008)年度から加盟していた山形大学を中心とするFDネットワーク“つばさ”の授業改善アンケートに参加することとなった。これにより、アンケート結果がFDネットワーク“つばさ”発行の『研究年報』に公開され、他大学との比較が可能となること、アンケートにとどまらず研修会等で学ぶ機会も増えることが大きな利点であると考えた。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-7】参照

平成 22(2010)年度

FDネットワーク“つばさ”に参加し、その授業改善アンケートを利用することになって以来、FD委員会が“つばさ”の他の活動に加わる機会も増えたことから、授業改善アンケートについてはFD委員会の所掌に移管するとした。

平成22(2010)年度までに自己点検・評価報告書をまとめ、外部評価を受ける予定であったが、原稿提出が捗らず、報告書の作成には至らなかった。

平成 23(2011)年度

平成22(2010)年度までに12項目の自己点検・評価報告書要原稿が集まっていたことから、改めてこれを再点検することから始めて、平成23(2011)年度自己点検報告書の作成に取り掛かった。自己評価委員会(教育研究部会)は、これまで学長を委員長として、各学科、センターから1～2名程度の委員を選出していたが、点検作業の徹底を図るため、これに学部長、学生部長、図書館長、学科長等の役職教員を加えた拡大自己点検・評価委員会を中心に編集方針を検討した。具体的な編集作業は教員及び事務局職員からなる少人数の編集会議で行った。翌年に日本高等教育評価機構による認証評価を控えていることから、報告書は同機構の平成24(2012)年度版の「受審のてびき(案)」に沿って編集することとするが、基準5については次年度回しとすることとした。『平成23年度自己点検・評価報告書』は平成24(2012)年3月に完成し、現在ホームページ「情報公表」コンテンツ内で公開している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-1-8】～【資料 4-1-9】参照

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

「自己点検・評価に関する規程」に基づいて定められた自己点検・評価の体制は、図4-1-1のとおりである。理事会のもとに、規程に基づき学長を委員長に、各学部長、教養教育センター長、教務部長、学生部長、附属図書館長、理事会から選出された理事により構成される自己点検・評価委員会を置いている。委員会の任務を遂行するため、自己点検・評価委員会のもとには、教育研究活動に係る事項についての大学評価を行う教育研究部会と、管理運営活動に係る事項についての大学評価を行う管理運営部会を置いている。教育研究

部会には基準項目ごとにワーキンググループをつくり、各委員会、担当部署に係る教職員が点検に当たっている。

報告書作成に当たっては拡大自己点検・評価委員会の中に下部組織として、教員、職員からなる編集会議を組織し、原稿の修正を頻繁に行っている。編集会議では、自己点検・評価委員会で話し合う議題のための準備や委員会で決定された事柄の細部の調整も随時行っている。

自己点検・評価委員会は月1回の定例会議（表4-1-1）を行っている。また、自己点検・評価に関する教職員研修会の実施や、学外での各種研修会へ職員の派遣を通して、自己点検・評価活動の充実及び人材の育成を行っている。

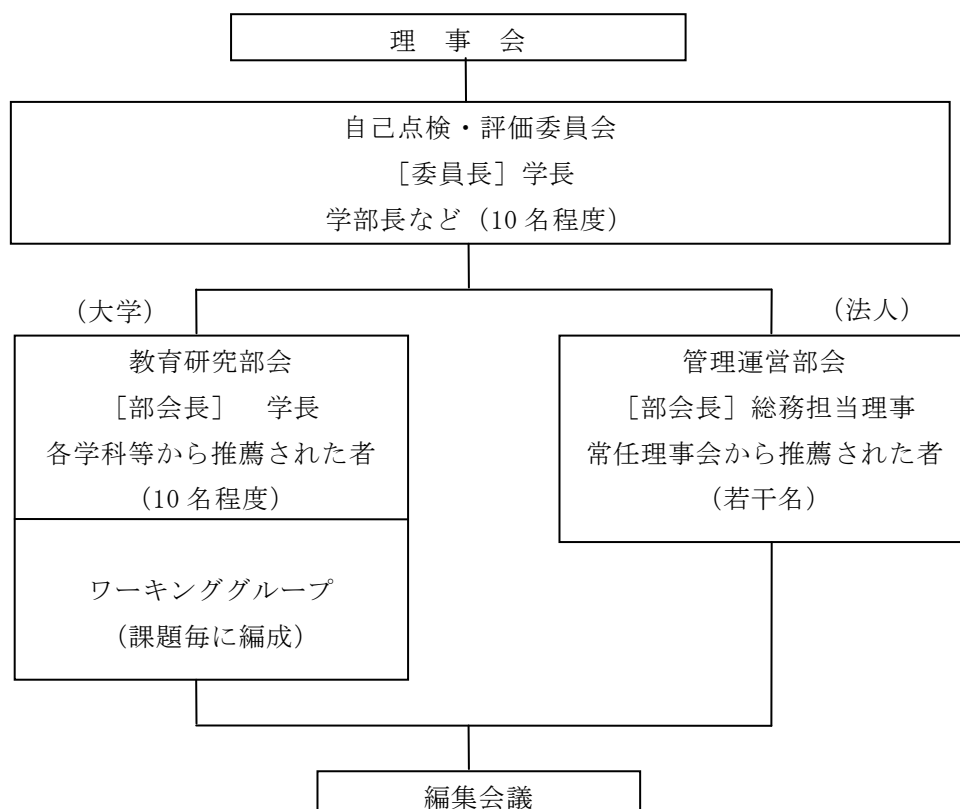


図 4-1-1 了徳寺大学自己点検・評価組織図

表 4-1-1 平成 23(2011)年度自己点検・評価委員会

	開催日	主な議題
第 1 回	4 月 28 日 (木)	自己点検・評価報告書の作成について
第 2 回	6 月 23 日 (木)	日本高等教育評価機構の研修会報告について
第 3 回	9 月 29 日 (木)	提出された原稿についての加筆・修正等 (1 回目)
第 4 回	10 月 27 日 (木)	提出された原稿についての加筆・修正等 (2 回目)
第 5 回	12 月 22 日 (木)	基準 5 の考え方について
第 6 回	1 月 26 日 (木)	基準 5 の案及び実績について
第 7 回	2 月 23 日 (木)	『平成 23 年度自己点検・評価報告書』の確認事項について
第 8 回	3 月 29 日 (木)	『平成 23 年度自己点検・評価報告書』の発刊について

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

平成 20(2008)年 9 月制定の「自己点検・評価に関する規程」は、大学評価は毎年度実施し、原則として 3 年ごとに報告書を取りまとめることとしている。平成 23(2011)年度に初めて自己点検・評価報告書を完成し、漸く点検評価の体制が整い、各教職員が経験を深めた。本年度の点検評価書をもって認証評価を受けることから、その経験を活かし、次回は平成 27(2015)年度にまとまった報告書を完成すべく、毎年度の点検・評価を蓄積していく。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するためには、毎年の自己点検・評価活動の積み重ねと、平成 23(2011)年度以来学んだノウハウを活かした 3 年ごとの報告書の発行を実行することが必要となってくる。

今後とも、積極的に自己点検・評価に取り組み、学生の満足度の向上や開学の理念の具現化を目指す。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、平成 23(2011)年度よりエビデンスに基づいた透明性の高い評価を行っている。

毎年作成している基本データは 5 月 1 日現在で各関係部署の代表者が責任をもって作成し、それらのデータを総務課で管理し、今年度の自己評価にもそれを用いている。各評価項目のワーキンググループの責任者は根拠となる資料・データをまとめ、自己点検・評価報告書の原稿を作成している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

開学当初における自己点検・評価活動は部分的なものにとどまり、学内の活動を全て網羅するものではなかった。したがって、各会議等で報告される資料・データも、断片的なものにとどまり、とりわけ継続的な変化を追跡して収集・分析する機会に乏しかった。

しかし、平成 23(2011)年度は、作業日程を定め、4 月より自己点検・評価委員会を定期的で開催した（表 4-1-1）。報告書作成にあたり、9 月には第 1 回目の報告書の原案と報告書作成時に使用した資料・データとが各関係部署から提出された。

作成した原稿は編集会議にて修正し、拡大自己点検・評価委員会にて確認した。これらの作業を繰り返すとともに、現状把握のために調査活動、資料・データの収集と分析によって、事実を適切に記述した報告書を完成させた。『平成 24(2012)年度自己点検評価書』は、『平成 23 年度自己点検・評価報告書』のデータ及び内容を更新するとともに、記述に一層の正確を期して完成させたものである。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-2-1】～【資料 4-2-4】参照

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

平成 22(2010)年度以前は、大学全体に関わる自己点検・評価活動は部分的にとどまり、社会への公表がなされていなかった。

平成 23(2011)年度の『自己点検・評価報告書』の作成・公表を機会に、自己点検・評価を継続的な活動とし、蓄積されていく資料・データを大学内はもちろん社会への公表を積極的に行うこととした。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23(2011)年度より、自己点検・評価活動を活発化させ、開学後初めて正式の報告書発刊に至った。

自己点検・評価に必要な資料・データの収集・蓄積は各関係部署が行い、事務局総務課にて取りまとめている。日ごろから資料・データを収集し蓄積しておく体制を整え、系統的に分析した上で、今後の学内での共有はもちろんホームページ等で結果を公開し、社会へ積極的に公表していく。不断の自己点検作業をとおして、教育改善の意識を築いていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

前述のとおり、第 1 回目の報告書を平成 23(2011)年度に発行したばかりであり、現在、自己点検・評価そのものを使った PDCA サイクルはできていないが、今後の PDCA サイクルは、平成 23(2011)年度の自己点検・評価の結果を踏まえ、仕組みを確立し次年度以降の教育研究活動に活かしていく。

本学の教育目的を達成するためには、個々の教員の努力はもとより、学部・学科としての教育目標、授業目標を明確にし、その目標実現のためにカリキュラムの編成及び授業科目の開設を行い、その趣旨に沿って授業内容・方法を改善・工夫し実践していくことが必要である。そのため本学では PDCA サイクルとして次の 3 点を行っている。

第一の例として、本学では教育活動の中心である授業の質的向上を目指し、開学当初より授業評価アンケート（現名称「授業改善アンケート」）を実施している。アンケートの詳細については基準項目 2-8 に記載のとおりである。シラバス、授業改善アンケート、自己評価としてのリフレクションペーパーで、教育力向上のための PDCA サイクルを表 4-3-1 のとおり実施し、本学の教育目標の達成度や改善点を次年度以降に活かす、連続性のある仕組みとなっている。

また、第二の例としてはカリキュラムの検討がある。カリキュラムについては、開学以来改正を行っていなかった。開学より 6 年間、開学の理念・教育目的に基づき充実した授業科目を提供してきたが、さらに現状に満足することなく、全学科においてカリキュラムの見直しと検討を行った。結果として平成 24(2012)年度より健康科学部理学療法学科の「基礎・臨床医学科目」「理学療法専門科目」、整復医療・トレーナー学科の「基礎・専門医学科目」「専門科目」を改正し実施している。さらに、平成 25(2013)年度には、全学科の教養教育科目についてカリキュラム改正を予定しており、カリキュラム検討特別委員会を中心として検討を進める。

第三の例として、三つの方針、カリキュラムツリー、カリキュラムマップの作成を通して授業科目の点検を行い、必要な場合には授業科目・事業内容の変更を行うこととしている（基準項目 1-3、2-8 にて詳述）。

以上のように、PDCA サイクルを意識した運営を行っている。

表 4-3-1 教育力向上のための PDCA サイクル

Plan (計画)	毎年度、授業担当者は授業ごとにシラバスを作成し、授業科目についての「総合学修目標」、「個別学修目標」、「授業計画」、「テキスト」、「成績評価方法」を学生に分かりやすく明示している。シラバスを作成することにより、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整が可能になり、次年度以降の授業改善にもつながっている。
Do (実施)	教員はそれぞれ作成したシラバスに沿って授業を行い、随時進行状況を確認し修正を加えながら進めている。そして、授業科目ごとに定められた単位数及び時間数の授業を行い、授業終了後に定期試験を実施しそれぞれ成績を評価している（詳細については、前述の基準項目 2-4）。
Check (評価)	各科目の最終授業時には学生による「授業改善アンケート」を実施することにより、授業に対する意見を学生に求め、大学として教育目的の遂行と教育効果の確認を行っている。また、授業改善アンケート結果は、各担当教員への配付はもちろん、学内掲示、学内 WEB 掲示板にて公開している。
Action (改善)	担当教員は授業改善アンケート結果と学生の自由記述を確認・分析し「リフレクションペーパー」を作成している。平成 23(2011)年度より、リフレクションペーパーに授業改善アンケートに対する教員のコメントを記入し、学内 WEB 掲示板にて公開している。また、授業改善委員会が中心となり、学内研修会、学内ワークショップ及び公開授業の開催や、学外研修会等への積極的な参加によって教育力向上を図り、次の Plan (計画) へとつなげている。

◇エビデンス集 資料編【資料 4-3-1】参照

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学は教育の質を保証し、学習成果の適切な評価を基盤とした学位の質を保証する責任があり、PDCA サイクルによる教育改善をより一層進めていく。

【基準 4 の自己評価】

基準項目 4-1～4-3 の自己判定に基づき、基準 4 は満たしている。

1. 基準項目 4-1 について

開学時より、使命・目的に沿った自己点検・評価を行うこととし、学内の評価体制を整えた。自己点検・評価を毎年実施し、平成 23(2011)年、平成 24(2012)年の点検評価活動の経験に基づき、3 年ごとに報告書としてまとめる予定である。

2. 基準項目 4-2 について

基準項目ごとにワーキンググループをつくり、委員会、担当部署、関係する教職員が根拠となるデータ・資料を検討し、それに基づいて点検報告書を作成し、総務課で管理している。平成 23(2011)年度より、自己点検・評価報告書を発行し、学内にて結果を共有するとともに、ホームページで社会に公表している。

3. 基準項目 4-3 について

PDCA サイクルを用いた教育改善に関する取り組みとして、開学時から学生による授業改善アンケートを実施し、授業内容・方法を改善・工夫している。カリキュラムについても見直しと検討を行い、平成 24(2012)年度から理学療法学科の「基礎・臨床医学科目」、「理学療法専門科目」、整復医療・トレーナー学科の「基礎・臨床医学科目」、「専門科目」を改正し実施している。また、三つの方針、カリキュラムツリー、カリキュラムマップの作成を通じて授業科目の点検を行い、必要に応じて科目の内容、編成に修正を加える。教養教育科目は、平成 25(2013)年度改正に向けて現在検討中である。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域貢献

A-1 大学の人材力による社会への貢献

《A-1 の視点》

- A-1-① 公開講座と実技指導
- A-1-② 地域自治体の施策への協力
- A-1-③ 東日本大震災被災地支援
- A-1-④ 教育プログラムの地域との連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」はその第 1 章で、「大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。(中略)今や社会貢献の役割は、教育・研究に次ぐ大学の「第三の使命」ととらえるべきである」と述べている。平成 18(2006)年開学の本学が、その開学の理念に「地域、国、やがて世界へ貢献する」ことを謳っているのは、答申に見られる時代の要請を深く認識した結果にほかならない。

この認識のもと、後述するように、開学以来本学は幾多の社会貢献活動を行ってきたが、平成 20(2008)年 9 月 12 日には、浦安市の発展を願い地域との友好協力事業を行うため、浦安住宅管理組合連合会との間に「地域友好協力に関する協定書」を交わした。浦安市は元町、中町、新町の三つの地区からなるが、本学が立地する新町とこれに隣接する中町には多くのマンションがあり、約 13,400 世帯 40,000 人の浦安市民が所属している。浦安住宅管理組合連合会はこれらの地区の 33 のマンション組合の連合体である。協定の締結以来、毎年 2 回開催される総会には大学が会場を提供し、会議終了後に大学食堂で催される懇親会には、大学側からも学長、常任理事らが出席して友好を深めている。

以下に、これまでの地域貢献活動を振り返るとともに、住宅管理組合との友好関係を基盤とした新たな取り組みを報告する。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-1】～【資料 A-1-2】参照

A-1-① 公開講座と実技指導

1. 公開講座

地域連携委員会が中心となって、平成 19(2007)年以来、公開講座を開講しており、平成 23(2011)年度までの詳細は【資料 A-1-3】に見るとおりである。平成 23(2011)年度は、表 A-1-1 のとおり各学科・センター及び客員教授による講座を開講した。

表 A-1-1 平成 23(2011)年度公開講座一覧

	開催日	公開講座タイトル	参加人数	講師
1	7月10日(日)	『生き生きのびのび 健康ライフ』 一家庭でできる「こころ」の健康づくりー	5人	看護学科 大迫准教授
2	7月24日(日)	親子ふれあい体操教室 ー『食べて、動いて、よく寝よう!』を合言葉にー	28人	整復医療・トレーナー学科 野田教授
3	8月10日(水)	こども日本画教室〜クールビズ日本画体験〜	22人	美術学科 谷中特任教授
4	11月23日(祝)	からだの身近なトラブルと上手につきあう方法	5人	理学療法学科 中村教授
5	12月11日(日)	なるほどおもしろ整形外科	10人	医学教育センター 岡田准教授
6	3月26日(月)	目標を持って生きることのすばらしさ	250人	了徳寺大学 健康科学部 野口健 客員教授

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-3】 参照

2. 学園祭での講演（芸術と健康研究会）

「医療と芸術の融合」という開学の理念に関する研究団体である「了徳寺大学芸術と健康研究会」は、研究プロジェクトの遂行と研究結果の発表会、報告書の発行等の活動を行ってきたが、その一環として地域の文化活動の一翼を担うべく、学園祭において講演会を開催してきた。以下がその概要である。

- ①平成 18(2006)年 11月 22、23日に「芸術を心の健康に活かそう！」を実施した。風景画を描いて自分の心と対話する、集団絵画で人間関係を見直すなどのワーク、「心の杖として鏡として」上映会、本学教員によるトーク・セッションなどを実施した。
- ②平成 20(2008)年 11月 23日 講演会「こころとアート〜感動ってなんだろう?〜」を実施した。講演者は美術学科特任教授。「感動」をキーワードに、人間がどのようなときに感動するのか、どのような心の動きを「感動」と呼ぶのかといったことについての講演を行った。市民 22人が参加。
- ③平成 21(2009)年 11月 1日 講演会「海の絵 山の絵」を実施した。講演者は美術学科特任教授。風景画の歴史や地域ごとの特徴、代表的な作家と代表作の紹介、海・山それぞれを描く理由、画家の生まれた環境や風土が及ぼす影響、海や山に対して抱くイメージ、海や山の景色が人の心理に与える影響についてなどの講演を行った。市民 31人が参加。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-4】 参照

3. 教員による実技指導

本学教員が大学外の方を対象として行っている例を2件ここで述べる（本学教員の実技指導一覧は表 A-1-2 に記載）。平成 19(2007)年 7 月 6 日、明海南小学校の依頼を受け、同校 6 年生 2 クラスの児童 63 人を対象に、大学の「モネの庭」においてスケッチ会を開催した。大学から参加した 5 人の教員は、池の周囲に陣取ってスケッチをする小学生の安全に配慮しながら、指導助言を与えた。藤棚、菖蒲、睡蓮など、思い思いにスケッチをしたのち、子どもたちは無事に道路を挟んで向かい側の小学校に戻った。持ち帰った絵は小学校で彩色し、仕上げ、同年 11 月 23 日に開催された学園祭において美術学科・理学療法学科の共同企画としてスケッチコンクールと表彰式及び作品展示を行った。

また、同年 7 月 21 日にも美術学科教員 9 人が参加して、一般の方を対象としてモネの庭でのスケッチの実技指導と完成した作品のコンクールを開催した。高校生 27 人、社会人 52 人、計 84 人の参加があり、コンクールにおいては、最優秀賞 1 人、優秀賞 2 人、佳作 3 人を選ぶほか、全員に参加賞を贈呈した。

表 A-1-2 教員による実技指導一覧

	実技指導内容	実施日	対象	講師
1	テンペラ画の実習指導	平成 19 年 6 月 28 日	佐野日本大学高校	美術学科 桜井教授、金井教授
2	遠近法は絶対か？	平成 19 年 7 月 6 日 ----- 平成 19 年 11 月 29 日	明海中学校 3 年生 ----- 京葉高校 1, 2 年生	美術学科 島崎教授
3	スケッチ指導	平成 19 年 7 月 12 日	明海南小学校 6 年生	美術学科 島崎教授
4	水彩画コンクール	平成 19 年 11 月 23 日、 24 日	明海南小学校 6 年生	美術学科 桜井教授
5	水墨画のワークショップ	平成 19 年 12 月 17 日	明海南小学校 6 年生	美術学科 白准教授
6	コラージュのワークショップ	平成 19 年 12 月 19 日	明海南小学校 5 年生	美術学科 金森講師
7	柔道指導及び合同練習	平成 19 年 7 月 14 日	首都圏の高校柔道部	教養教育センター 山田講師
8	柔道指導及び合同練習	平成 20 年 1 月 19 日	千葉県中学校柔道強化選手	教養教育センター 山田講師

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-5】 参照

4. 了徳寺柔道クラブ

平成 18(2006)年 12 月 10 日に本学体育館において、教養教育センターが中心となり、浦安市教育委員会の後援のもと日本女子柔道倶楽部との共催で、小学生を対象として 1 日体験柔道教室「キッズ柔道」が開催された。講師は女子柔道倶楽部から元世界選手権大会チャンピオンで武蔵大学助教授の山口香氏、了徳寺学園柔道部監督の山田講師、アシスタント

として了徳寺学園柔道部から7人が参加して指導に当たった。体に合ったサイズの柔道着を貸与し、柔道着の着方から始めて簡単な技をいくつか練習した。100kgを超える山田講師を投げ飛ばしたり、アシスタントの了徳寺学園柔道部員に技をかけたりと、子どもたちは大いに楽しんだ。

この柔道教室が好評を博したことを受けて、平成19(2007)年5月に開設されたのが、「了徳寺柔道クラブ」である。活動は平成22(2010)年度までは週に1回の練習だったが、平成23(2011)年度から保護者や子どもたちの強い要望により週2回の練習となった。当初、対象は小学生のみであったが、現在では幼児から一般成人まで幅広い年齢層を対象とする柔道教室となっており、所属者数は平成24(2012)年度に全体で27人(幼児4人、小学生14人、中学生6人、一般3人)である。

柔道の全日本女子選抜体重別選手権大会優勝の実績を持つ本学職員と大学柔道部員が指導に当たっており、現在は月曜日と土曜日に参加者を学年別にクラス分けして、各2時間程度の練習を行っている。また、毎週の練習だけでなく、年間行事として、夏合宿、クリスマス会、鏡開き、ランニング等を実施している。クラブの最大の特徴として、了徳寺学園柔道部の講習会や練習会に参加することが可能となっている。オリンピックや世界選手権など、柔道界の第一線で活躍する一流選手の指導が受けられ大変好評である(図A-1-1)。



図 A-1-1 了徳寺柔道クラブでの稽古の様子

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-6】参照

A-1-② 地域自治体の施策への協力

1. 市民会議への参加

平成20(2008)年度からスタートした浦安市の新しい基本計画の策定に当たって、浦安市は、市民と市の協働を推進する視点から、多くの市民が計画づくりに参加できるよう、第2期基本計画策定浦安市民会議を発足させた。同会議は、平成18(2006)年8月から平成19(2007)年9月までの約1年間、6分科会に分かれて討議を重ね、平成19(2007)年9月に360ページにわたる提言書を市長に提出した。本学から健康福祉分科会に市民委員として1人、学識委員として1人、教育・生涯学習分科会に市民委員として1人が会議に加わり、

提言書の作成に参画した。

平成 19(2007)年 9 月、上記提言書が提出された段階で、浦安市は市の第 2 期基本計画策定に関する事項について調査及び審議を行うため、浦安市基本計画審議会を設置した。本学から教員 1 人が審議会に加わり副会長を務めた。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-7】参照

2. 浦安市審査会委員

「浦安市介護給付費等の支給に関する審査会」は、障害者自立支援法 15 条及び市の条例に基づいて平成 18(2006)年 4 月に設置された。市の依頼により、設置当初から本学准教授 1 人が委員としてこれに参加し、介護給付費の支給に関して障害程度の区分に関する審査及び判定の作業に加わった。当該准教授の退職後、平成 21(2009)年以来現在まで、本学助教 1 人がその後任を務めている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-8】参照

3. 教育文化事業への参加

ア うらやす市民大学

浦安市は市民会議の提言書に基づいて市民大学を発足させることとし、平成 20(2008)年 10 月に、「うらやす市民大学運営準備会」を発足させ、大学の運営方法、カリキュラムの内容などについて検討し、市民大学の枠組みを定めた。本学から副学長が学識経験者として委員に加わった。

うらやす市民大学は、平成 21(2009)年 6 月、市の目指す『住みがいのあるまちづくり』の活動を行うために必要な知識や技能を学び市民自らが地域に貢献する協働の担い手として活躍するための学びの場」として開校した。本学副学長が市民大学副学長に就任したほか、本学教員が講座の一部を受け持った。

平成 23(2011)年度は、10 月 28 日にうらやす市民大学講座「浦安から日本と世界を考える：グローバル、ローカル、グローカル」において「多文化共生社会ニューヨークとアート」という講座を開講した。講師は本学美術学科教授。内容は「多文化共生社会ニューヨークのアートを通して、文明、文化、浦安市について考える。」というものであった。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-9】参照

イ 中央公民館主催市民講座

教養教育センターは、平成 18 年(2006)年に、独自の企画として大学外で行う公開講座を立案し、多分野にわたる教員の専門と提供可能な講座名のリストを、「教養教育センター人材情報」として浦安市生涯学習部に提出した。その結果、平成 19(2007)年度に市の依頼により、浦安市公民館高齢者大学「コミュニティ・カレッジうらやす」において以下の講座を開講した（表 A-1-3）。

表 A-1-3 平成 19(2007)年度「コミュニティ・カレッジうらやす」講座一覧

コース名	講座タイトル	講師	開催日
ぬくもり 福祉コース	心理学	教養教育センター 佐々木准教授	9月6日、11月29日
	傾聴ボランティア	教養教育センター 植田講師	12月6日、12月13日、 1月10日、1月17日、1月24日
教育講座	悪い子の育て方	教養教育センター 金田准教授	11月29日
文学講座	英国湖水地方の詩人ワーズワースとその時代	副学長 山内教授	10月31日、11月14日、 11月21日、11月29日
	『ドラキュラ』を読む	教養教育センター 桃尾講師	2月20日、2月27日、3月5日、 3月12日

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-10】～【資料 A-1-11】参照

ウ 部活動等地域指導者研修会

整復医療・トレーナー学科では、柔道整復師の養成を基本に、併せてアスレティックトレーナーの育成も図っており、豊かなトレーナー経験を有する教員を擁している。平成 22(2010)年 9 月 10 日付で、市川市教育委員会より、大学に同市の小・中学校の部活動等の地域指導者約 30 人を対象にして、「部活動におけるけがの予防及び応急処置法について」を内容とする講習への講師派遣の依頼があった。これを受けて、整復医療・トレーナー学科教員 1 人が、同年 10 月 19 日国府台市民体育館において、「小・中学生に多く見られるけがの予防や応急処置法、効果的なトレーニング法について」のテーマで実技を交えた講習を行った。終了後のアンケート調査では、「テーピングは難しかったですが、よかった」「資料、ビデオ、実践と内容を覚えやすい進め方だった」「指導の場で必要となる知識や技術を少しでも増やすことができた」等の回答が寄せられた。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-12】参照

4. 健康・福祉事業への協力

ア 健康フェア浦安

浦安市は市の医師会の協力のもと、毎年秋に新浦安駅前のショッパーズプラザにおいて「健康フェア浦安」を開催している。この催しでは、千葉県看護協会、千葉県臨床検査技師会、千葉県臨床工学技士会など健康に関係する諸団体が、多くの健康に関する企画を実施している。本学は、平成 18(2006)年度から平成 21(2009)年度にかけてこれに参加し、理学療法学科の教員が、主として高齢者を対象に約 50 人の①血圧、②身長、③体重、④握力、⑤下肢反応時間、⑥長座体前屈、⑦ファンクショナル・リーチ・テスト、⑧開眼・閉眼片脚立ち、⑨膝伸展筋力、⑩タイムド・アップ&ゴー・テスト、⑪ 3 分間歩行距離の測定を

行い、個人票に基づいた結果を説明し、併せて今後行うことを勧める運動指導を行った。

また、平成 19(2007)年度には、浦安市介護保険課との共同事業として浦安健康センターにおいて「高齢者介護予防事業」に参加した。8 回にわたって体力測定を実施するとともに、要介護者となることを予防する運動指導を行った。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-13】参照

イ 浦安市特定健康診査

浦安市健康増進課では浦安市在住の 40 歳以上 74 歳以下の国民健康保険加入者を対象に毎年特定健康診査を実施し、メタボリックシンドロームの早期発見と予防に努めている。本学の理学療法学科教員が、平成 18(2006)年 9 月、平成 19(2007)年 3 月にこの事業に参加し、地域在住の成人 50 人を対象とした「体力測定」を行った。測定項目は、①血圧、②身長、③体重、④体脂肪、⑤腹囲、⑥呼吸機能、⑦握力、⑧下肢反応時間、⑨長座体前屈、⑩ファンクショナル・リーチ・テスト、⑪開眼・閉眼片脚立ち、⑫膝伸展筋力、⑬下肢リーチ距離、⑭シャトルスタミナウォークテスト、⑮骨密度、⑯体組成であった。測定はメタボリックシンドローム予防プログラム（食事指導、嗜好品などの生活指導、運動指導）実施前の 9 月と半年間のプログラム実施終了時点の 3 月の 2 回行った。個人票に基づいた結果の説明、及び今後さらに継続的に行うことが勧められる検査項目について郵送にて指導を行った。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-14】参照

ウ 高齢者介護事業

浦安市介護保険課との共同事業として「高齢者介護予防事業」に参加し、理学療法学科教員が平成 19(2007)年度に 8 回の体力測定を行った。また、この年には、埼玉県春日部市高齢介護課からの委託により、同教員が「65 歳以上の人の体力測定」を 5 回にわたって各 30 人程度を対象に行った。測定項目は、①血圧、②身長、③体重、④握力、⑤下肢反応時間、⑥長座体前屈、⑦ファンクショナル・リーチ・テスト、⑧骨密度、⑨開眼・閉眼片脚立ち、⑩膝伸展筋力、⑪タイムド・アップ&ゴー・テスト、⑫6 分間歩行距離であり、身体機能を反映する多くの指標を用いた。測定結果を分析して個人票を作成し、今後の生活や運動に役立ててもらうために、結果説明及び生活・運動指導を行った。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-15】参照

エ 東京ベイ浦安シティマラソン

「東京ベイ浦安シティマラソン」は、7,000 人を超えるランナーが参加する浦安市主催のスポーツイベントである。平成 22(2010)年 2 月 7 日及び平成 23(2011)年 2 月 6 日の大会で、整復医療・トレーナー学科及び姉妹校である了徳寺学園医療専門学校は連携してトレーナーブースを設置した。競技前にはテーピングを中心とした予防的処置、また競技後は、マッサージを中心とした処置を行い、16 歳から 68 歳まで、合計 98 人の参加者のサポートを実施した（図 A-1-2）。



図 A-1-2 東京ベイ浦安シティマラソン支援活動

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-16】 参照

オ 市の防犯活動への学生の参加

「地域の一員として、学生も犯罪の根絶に協力したい」という浦安市内各校の学生の希望から、平成 16（2004）年 11 月に結成されたのが、浦安市学生防犯委員会“V5”である。V5 は、千葉県立浦安高校、同県立浦安南高校、私立東海大学付属浦安高校、私立東京学館浦安高校の 4 校と、明海大学、本学の学生が主体となり、浦安市防犯課及び浦安警察署の協力を得て、浦安市内の犯罪撲滅運動を行っている。

本学からは、学友会執行部や部・サークルに所属する学生が毎年参加している。具体的な活動としては、「市内から犯罪を無くすための活動について」を話し合う委員会に毎回参加し意見交換を行い、また、新浦安駅前で行う自転車の無灯火防止キャンペーン、自転車盗難防止キャンペーン、夏季防犯キャンペーン、歳末特別警戒防犯キャンペーン等に参加し、浦安市民の防犯意識を高めるよう活動している。（図 A-1-3）。



図 A-1-3 防犯活動

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-17】 参照

A-1-③ 東日本大震災被災地支援

被災地釜石平田仮設団地「ママハウス」への遠隔支援

「ママハウス」は、平成23(2011)年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県釜石市平田(へいた)の仮設団地の一室に、子育て・健康支援を目的として同年9月に設立された施設である。岩手県は、被災者を内陸部の宿泊施設へ一時的に移送する事業として被災者一時移送事業を実施したが、その一端として花巻市では「被災妊産婦ケア事業」が実施された。このケアを受けた被災妊産婦が釜石市に戻ることになったのを契機に、関係者が同市でこの事業を引継ぎ、単に妊産婦ケアにとどまらず、「毎日の生活単位である家族とその元気の元である『ママ』を支援することを目的」とする母子支援施設として開設したのが「ママハウス」である。具体的な事業としては、妊産婦、新生児や乳幼児の成長を見守り、保健師のアドバイスやカウンセリングを受けられるなど、母親の不安やストレスを解消する機会を提供している。健康科学部看護学科所属の教授が、設立当初からこの事業に協力してきた。

釜石地区では子育てや健康不安に対する相談・指導を専門家から受ける機会が少ない。そこで本学教授は、看護専門職が遠隔地から支援するための財団法人高度映像情報センター(AVCC)の研究事業であるWEB会議システムを利用して、釜石のママハウスと研究室をインターネットで繋ぎ、映像を見ながらWEB上での健康相談を行っている。

事前準備として2か月に1回現地に赴き「健康シリーズ講座」を3回、仮設住民を対象に実施した。参加者は子どもから高齢者まで30人を超えた。

1回：自分の体をのぞいてみませんか？血流観察・血圧測定・健康相談

2回：はがきコラージュ 呼吸法、正しい姿勢、全身のバランスチェック

3回：温か〜い食事を応援します。クレヨンコラージュ、体のバランスチェック

平成24(2012)年1月21日(第3回)には看護学科助教1人と看護学科学生も参加し、現地活動レポートを模造紙にまとめて看護学科の保護者会で発表した。

平成24(2012)年度は、釜石市の看護師や助産師と情報を交換しながら、相談を受け、助言をしていくことで、ママハウスの活動を支援していくことにしている。

◇エビデンス集 資料編 【資料A-1-18】参照

A-1-④ 教育プログラムの地域との連携

1. 了徳寺大学健康倶楽部

了徳寺大学健康倶楽部は、地域住民に健康科学の知識に基づく健康維持管理のメソッドを本学教員が紹介するプログラムである。

このプログラムは一般成人コースとシルバーコースに分かれている。平成23(2011)年度は、一般コースは、体力測定を実施しその結果に基づいて自己評価とセルフトレーニングの目標設定、自宅で継続できるホームエクササイズの指導を行った(参加者26人)。また、シルバーコースは高齢者向け体力テストを踏まえ、介護予防を目的としたエクササイズの実践指導を行った(参加者20人)。

なお、本学が健康運動指導士の認定養成校であることから、この資格取得を目指す整備医療・トレーナー学科の学生が実習の一環として指導補助に加わっている。

◇エビデンス集 資料編 【資料A-1-19】参照

2. 中高生へのトレーニング講習会

平成 21(2009)年度より、東海大学付属浦安高等学校の依頼を受けて整復医療・トレーナー学科の「臨床実習Ⅲ」(アスレティックトレーナー現場実習)の一環として、本学教員の指導のもとに、整復医療・トレーナー学科の3年生が剣道部所属の高校生に対して測定及び指導を行っている。昨年度は平成 24(2012)年 1 月 21 日、本学体育館において、午前中に選手たちの筋力、関節可動域、全身反応時間などの測定評価を行い、午後には剣道選手のためのトレーニング指導を実施した。

平成 22(2010)年以来、明海中学の協力を得て、同校の運動部員を対象に、アジリティトレーニング教室を開催し、運動能力、特に機敏さを高めるトレーニング教室を開催している。この教室も、整復医療・トレーナー学科の「臨床実習Ⅲ」の一部である。中高生に対する学生の指導は、教員の指導のもとで事前に競技特性を踏まえた指導内容を学習し、学習した内容で実施した。平成 23(2011)年度の実績は表 A-1-4 のとおりである。

表 A-1-4 平成 23(2011)年度明海中学校に対するトレーニング講習会一覧

	日にち	対 象	場 所
1	平成 23(2011)年 11 月 12 日	明海中学校女子バスケットボール部	本学体育館
2	平成 23(2011)年 11 月 16 日	明海中学校男子テニス部	〃
3	平成 23(2011)年 12 月 10 日	明海中学校陸上部	〃
4	平成 24(2012)年 1 月 28 日	明海中学校サッカー部	〃

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-20】参照

3. 市立明海南小学校ワークショップ

美術学科こころアートコースでは、アートを単なる作品作りとしてではなく、人間形成の場として捉え、制作を通して自分自身を見つめ、またアートを介しての他者や社会とのかかわりを探求している。平成 21(2009)年から平成 23(2011)年には専門教育科目「基礎演習Ⅴ(こころアート)」、「応用造形Ⅴ(こころアート)」、「造形表現Ⅴ(こころアート)」において、明海南小学校との共同ワークショップを実施した。

2 年生から 4 年生の各クラスの 2 校時分を利用した授業の中で、小学生たちはグループごとに 2.7m 四方の大画面に「四季の街」を描き出す。街を描くために、本講義担当の本学非常勤講師が、祭り、学校行事、自然の変化などいくつかのテーマを提示する。小学生は、これらのテーマについてグループで討議しながら、イメージを膨らませつつ絵を徐々に描いていく。本学非常勤講師、履修している本学学生、小学校の担任教員は、討議の中で子どもたちの経験を具体的に聞きだして制作を手助けする。制作過程で、自己の発想を表現することと友人の発想を聴くことを楽しみ、コミュニケーションをとりながら、一つのことを創り上げていく創造的な生活習慣を養うことを目的としたワークショップである。

制作を通して小学生間でコミュニケーションがとれ、アートを介した人間形成の場として有意義な活動であり、本学学生もそうした経験をする事ができる場となっている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-1-21】参照

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座は、毎年原則各学科及びセンターが1講座を担当している。話題性のある講座や受講者の多い講座については、開催の時期、時間帯、回数等の検討が必要である。客員教授による講座は、入学決定者との合同での講座となっているため、募集定員が50名と少なくなっており、複数回開講の検討が必要である。

地域貢献事業は、一過性のもので終わることなく、継続して行えるよう地域からの声を集め、企画の立案をしていく必要がある。

A-2 地域の事業との連携

《A-2 の視点》

A-2-① 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するための連携 —「あんしんマンションライフ」事業との連携—

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するための連携 —「あんしんマンションライフ」事業との連携—

浦安市は、浦安町として長い歴史のある元町地区、昭和 37(1962)年から昭和 50(1975)年の第1期埋立地からなる中町地区、昭和 50(1975)年から昭和 56(1981)年の第2期埋立地である新町地区の3つの地区からなる。このうち、埋め立てによって作られた中町・新町地区には多くの高層集合住宅がある。浦安市は全国で高齢化率が最も低い市であるが地区によって差があり、元町は9.94%、中町が16.36%、新町が6.55%となっており、中町の高齢化率が最も高い。この中町の新浦安駅前にある「入船東エステート」はおよそ30年前に建設され、約800世帯が居住し、住民の約22%が高齢者（平成23(2011)年65歳以上514人、うち70歳以上293人）である。浦安市が「一人暮らしの高齢者の見守り安否確認事業」を行っていたことから、その一環をなす高齢者対策のモデル事業として市から補助金を受け、入船東エステートの自治会と管理組合が協力して発足させたのが「あんしんマンションライフ事業」である。

本学は教員や学生の有する知識と技術を提供することにより、この事業に協力し支援を行うこととなった。この事業との連携を図示したものが図 A-2-1 である。

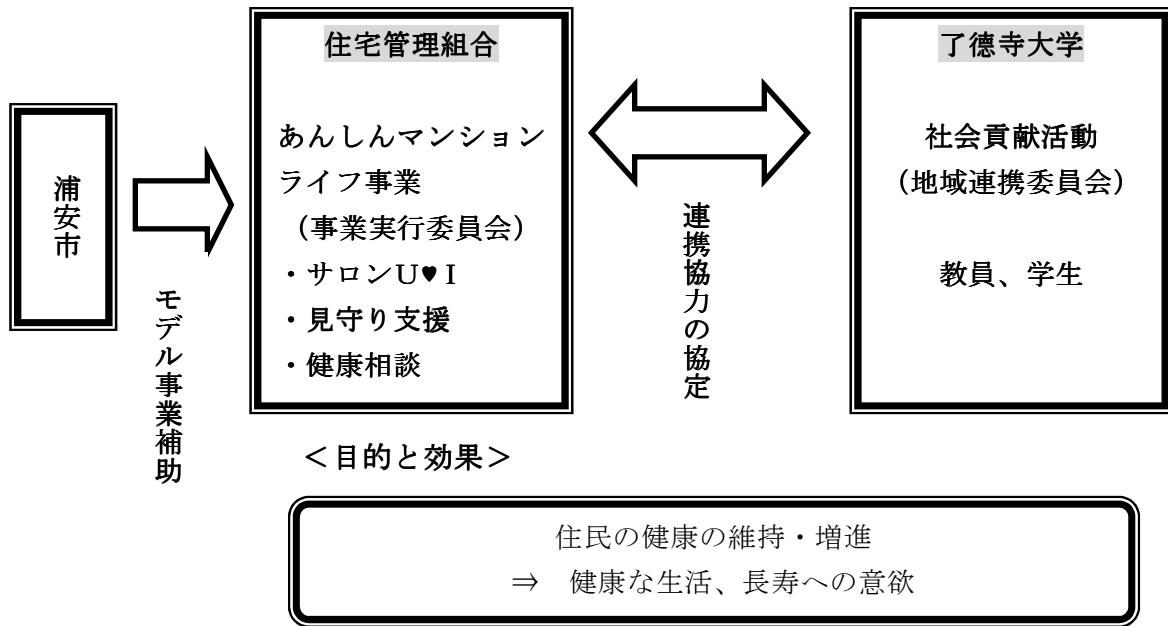


図 A-2-1 あんしんマンションライフ事業との連携

1. 平成23(2011)年度の活動

「あんしんマンションライフ事業」は、あんしんマンションライフ事業実行委員会主導の下で、「サロン^{ユニアイ}U♥I」（以下「サロン」という。）と呼ばれる住民同士の交流、独居高齢者の安否確認、健康相談を中心に活動している。サロンは、実行委員と入船東エステート在住の浦安市の社会福祉協議会員や民生委員などがサロンスタッフとしてその運営を担い、入船東エステート管理事務所・自治会館で毎週1回行われている。このサロンの活動に協力するため、平成23(2011)年度は2回の活動内容を提案し実施した。その内容は表A-2-1に示す通りである。

表A-2-1 平成23(2011)年度に協力した活動内容

平成23(2011)年11月14日 (月) 10時30分～12時		川名教授、柴田助教 (看護学科) サロンスタッフ16人 住民24人
内容	川名教授の講義と希望者の血流観察を実施 ・画像をプロジェクターで映して説明。健康状態を確認し、健康生活への助言 ・待ち時間に血流観察のDVDの視聴と希望者の血圧を測定 ・血流観察者18人、血圧測定10人	
平成24(2012)年2月20日 (月) 10時30分～12時		川名教授、柴田助教 (看護学科)、宮島助教 (理学療法学科)、石丸教授、上岡講師 (整復医療・トレーナー学科)、看護学科学生14人 サロンスタッフ16人 住民19人
内容	第2回血流観察 (11月に希望者が多かったので再度実施) ・川名教授と学生による解剖生理学 (血液循環) に関するクイズ ・血流観察 (血流観察者14人) と健康維持に関するアドバイス	

平成 23(2011)年 11 月のサロンには、看護学科の教員 2 人が出席し、講義を行った後、血流観察を行った (図 A-2-1)。講義では、人間の体の細胞に酸素と栄養を運んでいる大切な臓器である血管と血液について、血液、血管の特徴や生理学的性質、機能について分かりやすく解説した。DVD で血流の映像を示した後の血流観察の際には、各参加者の血流を観察し、それぞれの生活習慣を聞きながら健康維持のための指導を行った。

2月には初めて学生が参加した。学生は十分な事前学習を実施し、血液や血流循環に関する学生自作のクイズを実施した (表A-2-2)。学生が笑いを誘いながらクイズを進め、会場は和やかな雰囲気となった。活動の最後に設けられた懇談会も含めて、この活動で学生は学外の高齢の方とコミュニケーションを取ることを実地体験し、将来、看護師や保健師として勤務する際に活かすことができる意義深い経験となった。

表A-2-2 クイズ一例

問 題	選 択 肢
人間の血管の長さは何メートル？	1. 東京タワー 2. スカイツリー 3. 地球2周
赤血球を1列に並べると？	1. 新浦安駅から舞浜駅まで 2. 日本からフランスまで 3. 地球4周分
血液の流れる速さは？	1. 人の歩く速さ 2. 車の速さ 3. 新幹線の速さ 4. 飛行機の速さ

アンケートに記入された住民の感想の一部を以下に挙げるが、企画は概ね好評だったことがわかる (11月14日、2月20日の活動後の参加者の感想については、資料編【A-2-1】参照。)

【血流に関する講義と観察後のアンケート調査からの抜粋】

- ・普通の人ではわかりにくいですが、先生の説明で分かった。
- ・やはり多少の運動はしなくては、と思いました。
- ・先生が一生懸命やっけていただいてよかった。
- ・年のせいか身体を動かすのが面倒だが、なるべく身体を動かすようにしたい。
- ・初めてでしたので楽しく参加した。
- ・体験してよかった。水分補給と身体を動かすことを再認識した。

【参加した学生の感想】

- ・大学での勉強の中では地域の活動や保健師の活動を具体的に把握することは難しかったが、今回参加することで保健師活動の一部を学ぶことができた。
- ・コミュニケーションに関して最初はかなり不安だったが、地域の皆さんからも積極的に話をしてくれたので、すぐにうちとけて様々な話を聞くことができた。地域の皆さんが看護師にどのようなイメージを抱き、どのような看護師がよいかなどの話を聞き、今後の目指す看護師像なども知ることができた。
- ・住民の方が行った読み聞かせでは戦争のことも書いてあり、とても考えさせられた。いつも何気なく生活をし、幸せに過ごしているのは戦争後を支えてくれた人たちがいて日本を立て直してくれたことを改めて教えてくれた。



図 A-2-2 看護学科教員による血流測定

◇エビデンス集 資料編 【資料 A-2-1】参照

2. 平成24(2012)年度の活動

平成24(2012)年度は、実行委員会と協議の上、表A-2-3に示す活動を計画している。

表A-2-3 平成24(2012)年度のサロンU♥I への協力活動案

	活動テーマ	参加者
4月	心・体のバランスから健康に	理学療法学科・整復医療トレーナー学科・看護学科教員
6月	睡眠について（眠前ストレッチ、呼吸法）	看護学科教員、看護学科学生
8月	頭の体操・口腔リハビリ	看護学科教員、看護学科学生
10月	関節痛対策！！（ボール体操）	理学療法学科・整復医療トレーナー学科・看護学科教員
12月	クリスマスアート（リース作り）・植物との対話	看護学科・美術学科教員
2月	免疫力アップ（食事と生活習慣）・便秘	看護学科教員、看護学科学生

本年度の協力活動は、2か月に1回を基本とし、それ以外にも必要に応じて教員、学生が参加することになっている。また、健康科学部の理学療法、整復医療・トレーナーの2学科、及び芸術学部美術学科がそれぞれ固有の分野から活動する機会を設けている。また、この活動に対して平成24(2012)年度は「ちば県民保健予防基金事業助成金」の交付を受けたことから、研究的な視点を含めた活動を行っていく予定である。

表中のサロンでの活動とは別に、8月26日（日）には入船東エステート内で行われる夏祭りに、「健康チェック」をテーマに学生と参加することを検討している。

4月23日（月）に実施した本年度第1回の協力活動では、整復医療・トレーナー学科から講師1人、理学療法学科から助教1人が参加し、運動の実技指導を行った。この実技指導では、「意欲の持てる運動」をパワーポイントで説明しながら、下腿、腹筋、膝、肩関節、股関節、足裏の運動を実際にタオルを使って実演した（表A-2-4、図A-2-2）。

表A-2-4 平成24(2012)年度第1回の協力活動

平成24（2012）年4月23日（月） 10時30分～12時	川名教授、柴田助教（看護学科）、上岡講師（整復医療・トレーナー学科）、宮島助教（理学療法学科）
	サロンスタッフ14人
	住民24人
内容	テーマ：「心・体のバランスから健康に」 ・講義 【資料編A-2-3】参照 ・実技指導 タオルを使った「意欲の持てる運動」の実演



図A-2-3 理学療法学科及び整復医療・トレーナー学科教員による運動実技指導

3. 学生参加

本年2月のサロンは参加者に好評であり、学生の看護師、保健師活動の実地体験として有意義であった。この2月の活動は参加者との交流のきっかけ作りが主な目的であったが、学生の専門性を生かした参加が今後は重要になることから、平成24(2012)年度4月に学生の本格的参加に向けて勉強会を始めた。

まず、看護学科内で公衆衛生看護活動に興味のある学生を募り、平成24(2012)年4月27日(金)に第1回目の打ち合わせを行った(表A-2-5)。

表A-2-5 第1回打ち合わせの内容

参加者	看護学科教員2人、看護学科学生22人、欠席連絡者4人
打合せ内容	1 教員から会合の目的と今後の活動予定について説明 2 全体のリーダーと副リーダーを選出(リーダー1人、副リーダー2人) 3 参加を希望するテーマ別にグループ分けし、各グループのリーダーを選出。各グループで実施内容と今後の予定を検討。 ① 6月11日(月) サロンで紹介予定の運動DVD作成グループ(学生4人) ② 6月30日(土) サロン「睡眠について」参加グループ(学生17人) ⇒「睡眠について」は、5月中に教員による勉強会を実施し、これを参考にして内容を検討する。 ③ 8月26日(日) 入船東エステートの夏祭り参加グループ(学生17人) ④ ちば県カルタ作成グループ(学生12人)

各グループで勉強会を進め、月に1回全体で集まり、各グループの進行状況の報告や情報交換等を予定している。

◇エビデンス集 資料編 【資料A-2-2】～【資料A-2-5】参照

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

平成23(2011)年度より芸術学部を募集停止し、新たに看護学科を新設したことに伴い、本学は医療系大学としての道を歩むことになった。今後、本学は地域貢献という「第三の使命」をどのような形で全うすべきであろうか。入船東エステートの「あんしんマンショ

ンライフ事業」への協力は、本学の立地条件を考えたときの一つの試みである。この活動を今後の地域貢献の方向を探るための出発点とすることができる。

本年度の活動は看護学科、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、美術学科の教員が参加しており、それぞれの専門分野で事業への協力を行うことになっている。この活動を核として、今後の地域貢献を発展させるためには、次のような事項を考えていかねばならない。

- ① 「あんしんマンションライフ事業」への協力の形として、今年度の予定している活動のほかにどのような活動が可能であろうか。
 - ② 今年度参加予定の学科のみならず、医学、教養教育諸分野の専門家、職員を含めた全学の活動に拡大して行くために、各組織で可能な地域貢献の形を検討する。
 - ③ 新しい活動の可能性を探ると同時に、浦安の高齢化問題を抱える他の高層マンションに、本学の地域貢献活動を広げていく努力を行う。
- ①、②については、地域貢献連携委員会を中心に今後全学で検討しなければならない。
③については、浦安高層マンション群の住宅管理組合連合会とは早くから協定を結んでおり、同連合会との連携を足場として、今後の地域貢献の対象の拡大を試みていく。

【基準 A の自己評価】

基準項目 A-1～A-2 の自己判定に基づき、基準 A は満たしている。

1. 基準項目 A-1 について

開学以来、芸術と健康科学の分野の公開講座や実技指導の形で活発な地域貢献活動を行ってきたのみならず、地元浦安市を中心とする地方自治体の施策に様々な形で協力を行ってきた。東日本大震災への遠隔支援は医療系学科を擁する本学の特色を生かすものであり、教育プログラムの地域との連携もまた教育研究機関の地域貢献活動として意義あるものである。

2. 基準項目 A-2 について

「あんしんマンションライフ事業」への協力は、地元地域の抱える問題に本学がどのような貢献ができるかを探るパイロットプログラムである。今後は活動内容、活動への参加者、活動対象の三つの面での充実・拡大を図る必要がある。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	学部の学生用実験・実習室の面積・規模	
【表 2-22】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-23】	その他の施設の概要	
【表 2-24】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-25】	学生閲覧室等	
【表 2-26】	情報センター等の状況	

了徳寺大学

【表 2-27】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	該当なし
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人了徳寺大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	了徳寺大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	了徳寺大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成 25 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	別冊
	平成 24 年度 学生便覧 履修の手引き シラバス	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 24 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 23 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通案内、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	法人規則台帳、大学規則台帳	

基準 1. 使命・目的等

基準項目	備考	備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	開学の理念	
【資料 1-1-2】	設置目的（学則第 1 条）	
【資料 1-1-3】	教育目的（学則第 3 条の 2）	
【資料 1-1-4】	設置目的（学則第 1 条）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-1-5】	開学の理念	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-1-6】	教育理念	
【資料 1-1-7】	教育目的（学則第 3 条の 2）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-1-8】	芸術と健康研究会	
【資料 1-1-9】	三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	設置目的（学則第 1 条）	【資料 1-1-2】と同じ

了徳寺大学

【資料 1-2-2】	教育目的（学則第 3 条の 2）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-3】	三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入の方針）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-4】	設置目的（学則第 1 条）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-5】	教育目的（学則第 3 条の 2）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-6】	三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入の方針）	【資料 1-1-9】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 22 年度 FD ワークショップ報告書	
【資料 1-3-2】	平成 23 年度第 2 回 FD 研修会報告書	
【資料 1-3-3】	平成 23 年度第 3 回 FD 研修会報告書	
【資料 1-3-4】	開学の理念	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-5】	教育目的（学則第 3 条の 2）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-3-6】	三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入の方針）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-3-7】	平成 23 年度 第 2 回理事会議事録（写）	
【資料 1-3-8】	平成 23 年度 第 95 回教授会議事録（写）	
【資料 1-3-9】	平成 23 年度 第 96 回教授会議事録（写）	
【資料 1-3-10】	開学の理念（学生便覧 2 ページ）	
【資料 1-3-11】	開学の理念（大学案内 1 ページ）	
【資料 1-3-12】	開学の理念（ホームページ）	
【資料 1-3-13】	開学の理念（教職員証）	
【資料 1-3-14】	教育理念	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-3-15】	三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入の方針）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-3-16】	平成 23 年度 第 1 回大学院構想検討プロジェクト会議議事録 （写）	
【資料 1-3-17】	平成 23 年度 第 2 回大学院構想検討プロジェクト会議議事録 （写）	
【資料 1-3-18】	芸術と健康研究会	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-3-19】	了徳寺大学附属芸術文化研究所規程	
【資料 1-3-20】	了徳寺大学附属総合文化研究所規程	
【資料 1-3-21】	了徳寺大学附属総合文化研究所研究紀要	
【資料 1-3-22】	台湾開南大學との交流	
【資料 1-3-23】	癒しの芸術展	
【資料 1-3-24】	第 1 回了徳寺大学附属総合文化研究所研究発表大会	
【資料 1-3-25】	住宅管理組合連合会協定書	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	オープンキャンパス実績（平成 23 年度）	
【資料 2-1-3】	会場説明会実績（平成 23 年度）	
【資料 2-1-4】	高校説明会実績（平成 23 年度）	
【資料 2-1-5】	開発部高校訪問数（平成 19 年度～平成 23 年度）	
【資料 2-1-6】	了徳寺大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-7】	学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	学生募集要項（指定校推薦用）	
【資料 2-1-9】	面接要綱	
【資料 2-1-10】	スカラシップ入試	
【資料 2-1-11】	在学生特待生	
【資料 2-1-12】	学校法人了徳寺大学特待生規程	
【資料 2-1-13】	開発部高校訪問数（平成 19 年度～平成 23 年度）	【資料 2-1-5】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	教育課程編成・実施の方針	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-2-2】	了徳寺大学学則別表 1	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-3】	平成 24 年度学年暦	
【資料 2-2-4】	平成 24 年度時間割	
【資料 2-2-5】	シラバス	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	了徳寺大学履修規程	
【資料 2-2-7】	教育課程表（教養教育）	
【資料 2-2-8】	芸術学部教育課程表	
【資料 2-2-9】	芸術学部カリキュラムツリー	
【資料 2-2-10】	平成 23 年度夏期集中講座履修者数	
【資料 2-2-11】	健康科学部教育課程表	
【資料 2-2-12】	健康科学部 3 学科のカリキュラムツリー	
【資料 2-2-13】	平成 24 年度時間割（履修者数入り）	
【資料 2-2-14】	平成 24 年度履修者数一覧	
【資料 2-2-15】	芸術学部授業の工夫	
【資料 2-2-16】	健康科学部臨床（臨地）実習一覧	
【資料 2-2-17】	国家試験対策授業（補講）	
【資料 2-2-18】	実習指導者との会議	
【資料 2-2-19】	臨床実習訪問実績	
【資料 2-2-20】	早期体験実習	
【資料 2-2-21】	看護学科体験実習（基礎看護学実習Ⅰ）	

了徳寺大学

2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	入学前特別講義	
【資料 2-3-2】	入学前学習課題	
【資料 2-3-3】	平成 24 年度オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-4】	履修の手引	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-3-5】	平成 24 年度初年次教育プログラム	
【資料 2-3-6】	平成 24 年度履修登録ガイダンス	
【資料 2-3-7】	平成 24 年度学生支援担任アドバイザー一覧	
【資料 2-3-8】	了徳寺大学学生担任アドバイザー規程	
【資料 2-3-9】	多欠学生報告書	
【資料 2-3-10】	保護者会報告書	
【資料 2-3-11】	平成 24 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-12】	国家試験対策授業（補講）	【資料 2-2-17】 と同じ
【資料 2-3-13】	学籍に関する相談連絡票	
【資料 2-3-14】	学籍異動の手続き	
【資料 2-3-15】	平成 24 年度特別研究生募集要項	
2-4. 単位認定、卒業・修了		
【資料 2-4-1】	了徳寺大学学則・第 16 条	
【資料 2-4-2】	了徳寺大学履修規程	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-4-3】	シラバス	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-4-4】	了徳寺大学学則・第 18 条	
【資料 2-4-5】	了徳寺大学入学前の既修得単位の認定に関する規程	
【資料 2-4-6】	GPA について（学生便覧）	
【資料 2-4-7】	先修条件（履修指導資料）	
【資料 2-4-8】	了徳寺大学履修規程	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-4-9】	了徳寺大学学則・第 36 条	
【資料 2-4-10】	学位授与の方針	【資料 1-1-9】 と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	了徳寺大学進路支援本部規程	
【資料 2-5-2】	各種展覧会活動	
【資料 2-5-3】	進路希望調査	
【資料 2-5-4】	学生 WEB 掲示板	
【資料 2-5-5】	就職ガイダンス（履歴書の書き方）	
【資料 2-5-6】	就職ガイダンス（社会人のマナーについて）	
【資料 2-5-7】	就職ガイダンス（履歴書を書くためのペン字講座）	
【資料 2-5-8】	就職ガイダンス（就職活動講座）	
【資料 2-5-9】	就職ガイダンス（就職面接会、相談会）	
【資料 2-5-10】	就職活動に直結する注意事項	
【資料 2-5-11】	平成 24 年度初年次教育プログラム	【資料 2-3-5】 と同じ

了徳寺大学

【資料 2-5-12】	国語力養成講座	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業改善アンケート	
【資料 2-6-2】	大学生活に関するアンケート（学修状況調査）	
【資料 2-6-3】	平成 23 年度卒業生進路先一覧	
【資料 2-6-4】	授業改善アンケート集計結果一覧	
【資料 2-6-5】	リフレクションペーパー	
【資料 2-6-6】	リフレクションペーパー公開コメント	
【資料 2-6-7】	国家試験対策授業（補講）	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 2-6-8】	大学生活に関するアンケート（学修状況調査）	【資料 2-6-2】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	平成 24 年度学生支援担任アドバイザー一覧	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-7-2】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-3】	平成 24 年度新年度オリエンテーション日程表	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-7-4】	学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-5】	了徳寺大学特待生規程	【資料 2-1-12】と同じ
【資料 2-7-6】	了徳寺大学特別研究生奨学金	
【資料 2-7-7】	学友会規程	
【資料 2-7-8】	部・サークル団体一覧	
【資料 2-7-9】	よつば祭パンフレット	
【資料 2-7-10】	了徳寺大学スポーツパーク	
【資料 2-7-11】	学校法人了徳寺大学保健管理センター規程	
【資料 2-7-12】	学校医シフト表	
【資料 2-7-13】	傷病者発生時の対応	
【資料 2-7-14】	メンタルサポートセンターシフト表	
【資料 2-7-15】	目安箱メール	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	学校法人了徳寺大学教員選考規程	
【資料 2-8-2】	学校法人了徳寺大学教員選考基準	
【資料 2-8-3】	教員資格審査委員会報告書	
【資料 2-8-4】	平成 23 年度第 11 回教授会議事録（写）	
【資料 2-8-5】	平成 23 年度第 18 回教授会議事録（写）	
【資料 2-8-6】	平成 23 年度第 5 回理事会議事録（写）	
【資料 2-8-7】	学校法人了徳寺大学教員任期規程	
【資料 2-8-8】	学校法人了徳寺大学教員の再任時業績審査実施基準	
【資料 2-8-9】	教員再任時業績審査委員会報告書	
【資料 2-8-10】	平成 23 年度第 13 回教授会議事録（写）	
【資料 2-8-11】	授業改善アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-8-12】	リフレクションペーパー	【資料 2-6-5】と同じ

了徳寺大学

【資料 2-8-13】	授業改善アンケート集計結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 2-8-14】	平成 23 年度第 1 回公開授業・検討会報告書	
【資料 2-8-15】	平成 23 年度第 2 回公開授業・検討会報告書	
【資料 2-8-16】	第 7 回 FD ネットワーク “つばさ” FD 協議会報告書	
【資料 2-8-17】	山形県立保健医療大学 第 2 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-8-18】	第 11 回山形大学 FD 合宿セミナー報告書	
【資料 2-8-19】	第 8 回 FD ネットワーク “つばさ” FD 協議会報告書	
【資料 2-8-20】	平成 23 年度第 1 回研修会報告書	
【資料 2-8-21】	平成 23 年度第 2 回研修会報告書	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 2-8-22】	平成 23 年度第 3 回研修会報告書	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 2-8-23】	平成 23 年度第 4 回研修会報告書	
【資料 2-8-24】	了徳寺大学教養教育センター規程	
2-9. 学修環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学図面	
【資料 2-9-2】	耐震基準	
【資料 2-9-3】	AV 機器設置状況一覧	
【資料 2-9-4】	トレーニングルーム講習会受講証	
【資料 2-9-5】	了徳寺大学スポーツパーク	【資料 2-7-10】と同じ
【資料 2-9-6】	了徳寺大学情報処理センター規程	
【資料 2-9-7】	了徳寺大学附属図書館規程	
【資料 2-9-8】	了徳寺大学附属図書館利用規程	
【資料 2-9-9】	時間割（履修者数入り）	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 2-9-10】	履修者数一覧	【資料 2-2-14】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	了徳寺大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	法人規程一覧	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-4】	大学規程一覧	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-5】	学校法人了徳寺大学保健管理センター規程	【資料 2-7-11】と同じ
【資料 3-1-6】	学校法人了徳寺大学教職員衛生管理規程	
【資料 3-1-7】	IT 活用ガイド	
【資料 3-1-8】	学校法人了徳寺大学人権侵害の防止に関する規程	
【資料 3-1-9】	学校法人了徳寺大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-10】	学校法人了徳寺大学公益通報に関する規程	
【資料 3-1-11】	身体の不自由な学生の対応	

了徳寺大学

【資料 3-1-12】	了徳寺大学消防計画	
【資料 3-1-13】	平成 23 年度避難訓練	
【資料 3-1-14】	学生教育研究災害傷害保険（学生便覧）	
【資料 3-1-15】	東日本大震災時の連絡方法	
【資料 3-1-16】	緊急連絡	
【資料 3-1-17】	学校法人了徳寺大学情報公表に関する規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人了徳寺大学常任理事会規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	了徳寺大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	了徳寺大学事案決定実施要綱	
【資料 3-3-3】	了徳寺大学附属図書館規程	【資料 2-9-7】と同じ
【資料 3-3-4】	了徳寺大学附属図書館利用規程	【資料 2-9-8】と同じ
【資料 3-3-5】	企画会議規程	
【資料 3-3-6】	委員会一覧	
【資料 3-3-7】	平成 24 年度委員名簿	
【資料 3-3-8】	了徳寺大学入学者選抜規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 3-3-9】	了徳寺大学進路支援本部規程	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 3-3-10】	学校法人了徳寺大学大学における公的研究費の運営・管理に関する基準	
【資料 3-3-11】	了徳寺大学学生懲戒規程	
【資料 3-3-12】	了徳寺大学防火・防災管理委員会規程	
【資料 3-3-13】	学校法人了徳寺大学人権侵害の防止に関する規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-3-14】	学校法人了徳寺大学個人情報の保護に関する規程	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-3-15】	学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 3-3-16】	了徳寺大学事案決定実施要綱	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	了徳寺大学了徳寺大学合同会議要綱	
【資料 3-4-2】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-3】	辞令交付式案内	
【資料 3-4-4】	常設委員会一覧	
【資料 3-4-5】	学校法人了徳寺大学稟議規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人了徳寺大学就業規則（職員）	
【資料 3-5-2】	学校法人了徳寺大学事務組織規程	
【資料 3-5-3】	理事長通達	
【資料 3-5-4】	業務報告書	
【資料 3-5-5】	学校法人了徳寺大学就業規則（職員）第 44 条、45 条	【資料 3-5-1】と同じ

了徳寺大学

【資料 3-5-6】	職員職場研修	
【資料 3-5-7】	平成 23 年度職場外研修一覧	
3-6. 財務基盤と収支		
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人了徳寺大学経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人了徳寺大学経理規程施行規則	
【資料 3-7-3】	学校法人了徳寺大学監事監査規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目	備考	備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	了徳寺大学自己点検評価委員会規程	
【資料 4-1-2】	平成 18 年度第 1 回自己点検評価委員会議事録（写）	
【資料 4-1-3】	授業評価アンケート（平成 18 年度）	
【資料 4-1-4】	担当授業についての自己評価（平成 18 年度）	
【資料 4-1-5】	リフレクションペーパー（平成 20 年度）	
【資料 4-1-6】	学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-7】	平成 21 年度第 1 回合同委員会議事録（写）	
【資料 4-1-8】	平成 23 年度自己点検・評価報告書	別冊
【資料 4-1-9】	情報の公表	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検・評価日程表	
【資料 4-2-2】	平成 23 年度第 1・3 回自己点検・評価委員会議題	
【資料 4-2-3】	自己点検・評価活動一覧	
【資料 4-2-4】	データ編分担一覧	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 24 年度第 1 回授業改善委員会議事録（写）	

基準 A. 地域貢献

基準項目	備考
コード	
A-1. 大学の人材力による社会への貢献	
【資料 A-1-1】	住宅管理組合連合会協定書 【資料 1-3-25】と同じ
【資料 A-1-2】	管理組合連合会総会
【資料 A-1-3】	公開講座一覧
【資料 A-1-4】	学園祭での講演
【資料 A-1-5】	教員による実技指導

了徳寺大学

【資料 A-1-6】	了徳寺柔道クラブ	
【資料 A-1-7】	市民会議への参加	
【資料 A-1-8】	浦安市審査会委員	
【資料 A-1-9】	うらやす市民大学一覧	
【資料 A-1-10】	教養教育センター人材情報	
【資料 A-1-11】	中央公民館主催市民講座	
【資料 A-1-12】	部活動等地域指導者研修会	
【資料 A-1-13】	健康フェア浦安	
【資料 A-1-14】	浦安市特定健康診査	
【資料 A-1-15】	高齢者介護事業	【資料 A-1-14】と同じ
【資料 A-1-16】	東京ベイ浦安シティマラソン	
【資料 A-1-17】	浦安市学生防犯委員会“V5”	
【資料 A-1-18】	ママハウス	
【資料 A-1-19】	了徳寺大学健康倶楽部	
【資料 A-1-20】	中高生へのトレーニング講習会	
【資料 A-1-21】	明海南小学校ワークショップ	
A-2. 地域の事業との連携		
【資料 A-2-1】	平成 23 年度活動のアンケート結果	
【資料 A-2-2】	ちば県民保健予防基金事業助成金	
【資料 A-2-3】	平成 24(2012)年 4 月 23 日講義内容	
【資料 A-2-4】	平成 24(2012)年 4 月 23 日アンケート結果	
【資料 A-2-5】	「あんしんマンションライフ事業」協定書案	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。